令和4年第6回(12月)大潟村議会定例会会議録

- **1. 開議日時** 令和 4 年12月 8 日 (木) 午前10時00分~午後 3 時35分
- 2.会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」
- 3. 出席した議員の氏名(敬称略)

2番 工藤 勝3番 三村敏子4番 菅原アキ子5番 松本正明6番 黒瀬友基7番 菅原史夫8番 戸部 菅 9番 齊藤知視10番 川渕文雄

11番 石井雅樹 12番 丹野敏彦

計 11名

4. 欠席した議員の氏名(敬称略)

1番 山田照雄

<u>計 1名</u>

5. 説明のため出席した者の氏名(敬称略)

村 長 髙橋浩人 副村長 工藤敏行

教育長 北林 强

 総務企画課長
 薄井伯征
 税務会計課長
 伊東
 寛

 生活環境課長
 近藤比成
 福祉保健課長
 北嶋
 学

産業振興課長 石川歳男 教育次長 宮田雅人

農業委員会事務局長 澤井公子

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第78号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第79号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第80号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する 条例案

議案第81号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例案

議案第83号 大潟村村税条例等の一部を改正する条例案

議案第84号 秋田県及び大潟村における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結 に関する協議について

議案第85号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案

議案第86号 令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案

議案第87号 令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案

議案第88号 令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

議案第89号 令和 4 年度大潟村水道事業特別会計補正予算案

議案第90号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案

議案第91号 大潟村教育委員会委員の任命について

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長:丹野敏彦】

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、令和4年第6回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、石井雅樹さんと、2番、工藤 勝さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、3番、三村敏子さん。

【議会運営委員長:三村敏子】

3番、三村敏子です。

私から、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

去る12月1日、午後1時30分より委員会室において、村当局より薄井総務企画課長、進 藤総務企画課主査出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は5名で、提出案件は14件であります。提出案件の内訳は、条例関係6件、補正予算6件、人事案件1件、その他1件でありました。委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について、協議を行ったところであります。

その結果、会期は本日12月8日から12月13日までの6日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりで あります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

【議長:丹野敏彦】

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月13日までの6日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認めます。

よって、会期は、12月8日から12月13日までの6日間と決定いたしました。

次に、日程第3、『諸般の報告』を行います。

はじめに、議会に対して提出された報告書について報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和4年8月分から令和4年10月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

同じく監査委員より、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和4年度定期監査の結果報告が提出されております。

次に、全国ボート場所在市町村協議会について報告をいたします。

去る9月24日に茨城県潮来市において、同協議会第16回議長懇話会が開催され、令和3年度事業報告、令和4年度事業計画、交流レガッタ開催地等について説明がなされ、その後、意見交換が行われました。

次に、秋田県町村議会議長会について報告いたします。

去る10月11日、秋田県市町村会館において理事会が開催され、令和3年度の会務報告並びに一般会計決算について報告がなされ、承認されております。

また、11月14日には、秋田県知事と市町村議会議長との行政懇談会が市町村会館で行われ、市議会議長会及び町村議会議長会からの提案・要望事項について話し合いが行われました。

また、11月9日に、町村議会議長全国大会が東京・NHKホールで開催され、大会決議の後、テレビをはじめ各種メディア等でご活躍の宮家邦彦氏による特別講演が行われました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。 髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

それでは、令和4年12月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。 はじめに、村内のコロナウイルス感染状況について申し上げます。

現在、国内においては第7波が終焉し、第8波にある状況であり、そのピークは年末年始の往来が一段落した1月中旬になるものと予想されております。一方、感染者数については、9月下旬より感染者の全数把握が見直され、県から市町村内感染者の人数報告も無くなったことから、現時点の村内の感染者数は把握できておりません。

そのような状況の中、診療所では9月中旬から、コロナウイルス感染症の抗原検査をドライブスルー方式で実施しております。対象は中学生以上で、村内に居住または勤務され、発熱や咳・のどの痛みなどコロナウイルスに感染した際に見られる症状のある方としております。検査を受けた方のほぼ半数が陽性判定との集計結果が出ており、村内での感染が広がっていると考えられます。加えて、秋田県全体の感染者数も11月中旬以降は1日あたり1,000人を超える日が続き、12月6日には過去最高の2,102人となりました。今後、発熱外来を有する病院に電話がつながりにくい、検査の予約もままならないことが予想されます。

さらに、2年ほど流行していなかった季節性インフルエンザにも同時に警戒する必要があります。年末年始の医療逼迫も懸念されることから、村民の皆様にはインフルエンザワクチンの積極的な接種をしていただくとともに、今一度、基本的な感染防止対策を心がけていただきますようお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業について申し上げます。

国内では従来型のコロナウイルスからオミクロン株にほぼ置き換えられ、さらなる派生も確認されていることから、現在、村ではオミクロン株に対応したワクチンの接種を行っております。なおワクチンは村に配送済みのファイザー社製を使用することとしております。接種券及び日時指定の通知がお手元に届きましたら、接種へのご協力をお願いいたします。

なお、生後6ヶ月から11歳までの幼児・児童で接種を希望される場合は、これまで同様、 南秋4町村合同により、湖東厚生病院で接種を行うこととしております。対象者には個別 に通知しておりますので、保健センターまで申し込みをお願いいたします。

次に、総合防災訓練について申し上げます。

去る11月12日に、秋田県消防協会・男鹿潟上南秋支部主催による総合防災訓練が本村を会場に実施されました。この訓練は、男鹿・潟上・南秋地区の各市町村が持ち回りで実施する大規模な訓練であり、本村では平成27年以来7年ぶりの開催となりました。

今回は、震災及び大雨や台風による風水害など、日本各地で甚大な被害を及ぼしている 災害を想定し、村民をはじめ6市町村の消防関係者や、訓練会場となったホテルサンルー ラル大潟の従業員の方などが参加しました。内容は、住民の方々による初期消火訓練、消 防署員による倒壊家屋からの救助訓練のほか、水難救助訓練や消防署と消防団の連携による要救助者救出救護訓練が、本番さながらの緊迫感の中で行われました。

訓練に参加していただいた地域の方々と消防関係の方々に感謝申し上げます。今後もこのような訓練を通して更なる防災対策の強化、住民の防災意識の高揚に努め、災害に強い 村づくりを進めてまいります。

次に、令和4年産農作物の作柄等について申し上げます。

はじめに水稲ですが、6月の低温による茎数不足に加え、8月の日照不足による登熟不良が影響し、JA大潟村の作況調査は「86」と著しい不良となりました。特にたつこもちとあきたこまちの減収が際立っており、早生と中早生品種に大きな影響が出ております。また、品質においても早生品種ほど登熟不良の影響が強く、未熟粒の割合が高く低品質となりました。

次に大豆ですが、本作大豆は播種後の降水量が少なく、発芽の不揃いや初期生育の遅れが目立ちました。小麦の後作大豆においても、7月上旬の干ばつにより発芽及び苗立ちが不揃いとなったことに加え、7月19日からの大雨の影響で湿害傾向となりました。また、8月中旬の大雨と開花期以降の日照不足により着莢不足や小粒傾向となり、収穫作業は終了しておりますが、低単収となる見通しです。

次に小麦ですが、9月に入ってから天候に恵まれ、10月上旬に播種作業は終了しております。一部で発芽ムラが見られましたが、気温が平年よりやや高めで推移していたことから生育は順調に推移しております。

次にタマネギですが、育苗期の苗質は良く、大きな病害は発生しませんでした。また、 育苗期間を短縮し9月下旬より移植を開始したことで、10月末に定植作業が終了しており、 初期生育は概ね順調となっております。

次に、新米即売会について申し上げます。

昨年同様、新型コロナウイルス感染症対策のため、販売に特化したドライブスルー方式 による即売会という形で、10月2日にサンルーラル大潟北側の駐車場で開催しました。

当日は好天に恵まれましたが、人出、売上げは昨年に及ばす、販売量は前年の約8割、30kg入り玄米1,769袋となりました。なお、昨年、住区内で渋滞を発生させた反省から、会場スペースを広くとったことにより、大きな渋滞も無くスムーズな開催ができたところです。

また、当日は協賛事業として生態系公園にてカタマルシェも開催したことにより、当日の村内への来客は約5,700人で昨年の1.3倍と盛況でありました。

次に、デンマーク・ナショナル・ボートチーム招聘事業について申し上げます。

去る10月31日から11月3日にかけて、昨年の東京オリンピックの際に約1か月、本村で 事前合宿を行ったデンマーク・ナショナル・ボートチームが凱旋し、村民との交流事業等 を開催いたしました。来村したのは、デンマークボート協会のコニー会長をはじめ、銅メ ダルを獲得した男子ペアチーム2名を含む選手・コーチ5名の合計6名です。初日の歓迎 レセプションには、タクソー・イエンセン駐日デンマーク大使のご臨席を賜るなど、盛会 に開催することができました。

また11月2日には小中学校の体育館において、一年越しとなる報告会を開催し、選手と村民との交流をようやく実現することができました。報告会では、選手からオリンピック大会について話していただくとともに、男子ペアの銅メダルを児童生徒に触れさせていただきました。児童生徒はメダルを手に取って重さを確かめたり、積極的に選手に質問したりするなど、笑顔で交流を楽しんでいる様子が伺え、大変充実したものとなりました。児童生徒の良い思い出と、将来への大きな夢につながることを期待しております。

次に、高等学校駅伝競走大会の開催について申し上げます。

去る10月23日、総合中心地内の特設コースにおいて、第68回秋田県高等学校総合体育大会駅伝競走大会が開催されました。

また11月10日には、第58回東北高等学校駅伝競走大会並びに第33回東北高等学校女子駅 伝競走大会が同コースにおいて開催されました。

今回の大会は、ソーラースポーツラインではなく、総合中心地内の村道の一部をコースとして実施する計画となったことや、東北大会においては1,500人を超える来村者が予想されたことから、村民の生活や農作業に支障が出ないよう万全の対策を講じたところであります。その結果、両大会とも、選手や保護者、大会関係者からコースの走りやすさや整備、運営について高い評価をいただいたところであります。

また、多くの村民に応援していただくとともに、多くの来村者により一定の経済効果も あったところです。あらためまして、村民のみなさまや事業者のみなさまのご理解とご協 力に感謝を申し上げます。

以上、諸般の報告といたします。

【議長:丹野敏彦】

次に、日程の順序を変更し、日程第8、議案第81号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第17、議案第90号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

髙橋村長。

【村長:髙橋浩人】

それでは、提出しております議案について順次説明申し上げます。

議案第81号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案」については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、職員の定年を令和13年度までに段階的に年齢65年に引き上げるとともに、管理監督職員について勤務上限を年齢60年と定め、その年を超えて勤務する際の降任及び転任について遵守すべき基準を定めるほか、年齢60年を超え

た年度以降の任用について、短時間勤務職員として再任用できる制度などを設ける必要が あることから、所要の規定を整備するものであります。

次に、議案第82号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例案」については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する 7条例において所要の規定を整備し、1条例を廃止するものであります。

次に、議案第83号「大潟村村税条例等の一部を改正する条例案」については、地方税法 等の一部を改正する法律等の公布ならびに固定資産税の特例措置の見直しに伴い、所要の 規定を整備するものであります。

次に、議案第84号「秋田県及び大潟村における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について」は、秋田県と連携して生活排水処理事業の事務を処理するにあたり、基本的な方針及び役割分担を定める連携協約を締結するための協議について、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第85号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し上 げます。

はじめに歳出についてですが、総務企画課関係では、一般管理費において、県市町村総合事務組合退職手当負担金として569万3千円、0A管理費において、庁内ネットワーク保守管理事業に77万円、秋田県町村電算システム共同事業組合事業に121万9千円を計上しております。

税務会計課関係では、財産管理費において、施設管理費を243万4千円増額しております。 福祉保健課関係では、老人福祉費において、高齢者福祉施設管理運営事業に15万3千円、 障害者福祉費において、障害者支援施設等物価高騰対策事業に31万5千円、児童福祉総務 費において、潟っ子Babyギフト事業として140万8千円を計上するとともに、児童措置費に おいて、過年度児童手当交付金返還金として383万2千円を計上しております。また、診療 所費において、診療所特別会計繰出金を200万5千円減額しております。

生活環境課関係では、道路橋りょう維持費において、施設管理費に150万円を計上するとともに、常備消防費において、男鹿地区消防一部事務組合負担金を149万8千円減額しております。

産業振興課関係では、農業振興費において、農産物販路拡大推進事業を64万円増額する とともに、農業経営等復旧・再開支援対策事業費補助金及び桜と菜の花まつり実行委員会 補助金について、令和5年度までの債務負担行為を新たに設定しております。

教育委員会関係では、小学校費、中学校費において施設管理費をそれぞれ415万8千円増額するとともに、こども園費において施設管理費を325万2千円、公民館費において施設管理費を93万4千円、干拓博物館費において施設管理費を393万6千円増額しております。

さらに全般的事項として、期末勤勉手当及び給料表の改正、並びに会計年度任用職員の 共済組合加入に伴う人件費の増減額分を計上しております。 これにより、補正総額は3,336万4千円となり、補正後の予算現額は48億2,699万6千円となっております。

なお補正の財源は、国庫支出金、県支出金及び前年度繰越金に求めたところであります。 次に、特別会計の補正予算案について順次申し上げます。

議案第86号「令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案」については、一般管理費に おいて、人件費を200万5千円減額しております。

次に、議案第87号「令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」については、一般管理費において、秋田県町村電算システム共同事業組合負担金として99万6千円を計上しております。

次に、議案第88号「令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」については、居宅介護サービス事業費において、ひだまり苑等管理運営事業に6万8千円、施設介護サービス事業費において、ひだまり苑等管理運営事業に54万円、介護職員処遇改善支援事業費において、介護職員処遇改善支援事業に201万円を計上しております。

次に、議案第89号「令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」については、一般 管理費において、人件費に10万1千円、公課費に357万4千円を計上するとともに、水道事 業管理費において施設管理費に691万1千円を計上しております。

次に、議案第90号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」については、一般管理費において、人件費に16万5千円、秋田県下水道管路包括管理業務負担金に64万3千円を計上するとともに、公共下水道管理費において、施設管理費に120万円、下水道ポンプ場設備整備事業に127万9千円を計上しております。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書その他関係書類に記載されておりますので、 ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長:丹野敏彦】

ただ今の村政報告並びに提出議案の説明に対する質疑は、明日、9日を予定しておりま すので、よろしくお願いします。

次に、日程第5、議案第78号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案」から、日程第7、議案第80号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出議案の説明について、村長より発言を求められておりますので、これを許します。 髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

それでは、提出しております給与等の改定に係る議案について説明申し上げます。

議案第78号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」については、 秋田県人事委員会の勧告にかんがみ、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の額を改定する ものであります。給与改定の内容は、民間との較差を解消するため、給料月額を平均0.17%、勤勉手当を0.1月分引き上げるものであります。

次に、議案第79号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」及び議案第80号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」については、一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当を0.05月分引き上げるものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、その他関係書類に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長:丹野敏彦】

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。【なしの声】

ないようなので、質疑を終結いたしたいと思いますが、よろしいですか。【同意の声】 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。【反対討論なし】

次に、賛成の方の発言を許します。【賛成討論なし】

討論ございませんか。【なしの声】

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は挙手で行います。

議案第78号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について、原 案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第91号「大潟村教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

提出議案の説明について、村長より発言を求められておりますので、これを許します。

髙橋村長。

【村長:髙橋浩人】

それでは、提出しております人事案件について、ご説明申し上げます。

議案第91号「大潟村教育委員会委員の任命について」でありますが、委員の任期が、令和4年12月20日をもって満了となりますので、引き続き森本哲哉氏を教育委員会委員に任命したいので、ご審議のうえ、ご同意くださるようお願い申し上げます。

【議長:丹野敏彦】

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。【なしの声】

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

これより、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認め、これより採決に入ります。採決は挙手で行います。

議案第91号、「大潟村教育委員会委員の任命について」、本案に同意することに賛成の 方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第91号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第19、「一般質問」を行います。

会議規則第61条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

4番、菅原アキ子さん。

【4番:菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

通告に従い、大きく2点のことについてお尋ねいたします。

はじめに、新型コロナウイルスワクチンについてですが、行動制限が緩和される中、寒い季節に入り、換気も少なくなりがちになっていることも要因になっているのではと思いますが、9月27日に発表内容が変更された以降も感染者の数は増えてきています。報道で管内の感染者の人数は毎日公表されていますが、秋田市を除く市町村ごとの感染者は知らされておりませんので、大潟村ではこれくらいなのかなと想定すらできません。誹謗中傷につながる懸念があり、それを避けるために公表できないようですが、いつ収束するのか分からない状況であり、見通しが立たない中ではウィズコロナの気持ちで生活せざるを得ません。第8波に入ったのではないかとの声も聞かれるようになり、正確な情報に基づいた経済活動を取っていく必要があるのではと思っています。楽しみにしていた予定の行事も中止となり、開催予定の教室も前日に突然中止の連絡が入るなど、村内でも確実に感染者が増えてきていることを実感せざるを得ません。このままでは住民同士の交流の場もな

く、特に一人暮らしの高齢者においては、鬱状態や認知症の度合いも進むのではないかと 心配されます。今はいつ、誰が感染してもおかしくはない状況ですが、何も分からないた め、いたずらに不安を覚えるだけです。

11月に行われたデンマークナショナルボートチームをお迎えしての交流会でも、小学校高学年、中学生全員を予定していたようですが、コロナの関係で全員でお迎えすることはできなかったということでした。保護者の方や関係者は事前に知っていたと思いますが、一般村民は知りません。楽しみにしていたと思われる子ども達もとても残念だったでしょうし、子ども達全員参加が取りやめになる程の状況に今は村はあるのだなと大変驚いてしまったとの村民の声が多く届いております。村民の不安が解消できるように、感染者が特定され誹謗中傷の恐れがないように配慮しながら、せめて村が把握できる情報を提供していただくことは叶わないものでしょうか。感染者の人数を知ることで、村民も実感として受け止め、もっと気を付けなければいけないなと一層気を引き締めていくと思います。把握することは容易ではないかもしれませんが、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

コロナ発生からすでに3年になりますが、コロナの感染者に関する県と村との連携はどのような状況になっているのでしょうか。

また、今年9月より満5歳から11歳までの新型コロナウイルスワクチン接種について、 予防接種法上の努力義務が適用されました。厚生労働省の配布するワクチン接種の効果や 安全性を解説するパンフレットが対象世帯に配布されていると思いますが、接種を希望し ない方、体質や病気などの理由で接種を受けられない方もいると思います。接種した後の 副反応への心配も多いのではと推測されます。少しでも保護者の不安解消に努めておられ ると思いますが、現在の状況はいかがでしょうか。

また、今行われているコロナウイルス対策も、いずれはインフルエンザのような対応に変わっていくのではないかと言われておりますが、落ち着くまでにはもう少し時間が必要なのではないかと感じています。周囲からも感染者が出たり、濃厚接触者になったとの声が聞こえますし、村でもまだまだ油断はできない状況であると思っています。当初の頃よりは少し緊張感も違ってきているような気がしていますが、村の小・中学校、こども園での感染、濃厚接触者が確認された場合の現在の対応はどのようになっているのでしょうか。お伺いいたします。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長:髙橋浩人】

4番、菅原アキ子議員の質問にお答えします。

1つめと2つめのご質問についてですが、県でも今年の9月26日から全数把握を止めており、新聞やテレビで報道されている感染者数やその氏名等の詳細については、県の保健

所でとりまとめられ、市町村へは情報が提供されておりません。そのため、村では詳細な情報の把握はできていない状況であります。

現在、診療所でもドライブスルー方式で新型コロナウイルス検査をしており、その陽性 者数は把握できておりますが、他の村外の医療機関等へ行っている人の数は村でも把握で きていないということが現状であります。ですので、村では全数把握のような詳細な村民 の感染状況というのは把握できていないというのが現状であります。

3つめの小児用コロナワクチンについては、菅原議員ご質問のとおり、今年9月6日に予防接種法が改正され、満5歳から11歳までの小児については、それまで1・2回目のコロナワクチン接種の、接種を推奨するという意味のいわゆる接種勧奨であったものが、1回目から3回目までのコロナワクチン接種は接種するよう努めなければならないという、いわゆる努力義務となりました。その際に、国からは安全性に問題がないとの根拠資料が示されております。それによりますと、小児の接種の場合も12歳以上の人と同様に、接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱などの副反応が確認されていますが、そのほとんどは軽度又は中程度で回復していることが示されています。また、全国での1・2回目合わせた接種約270万回で、重篤な副反応が出たとの報告は28件で、確率としては0.001%程度、死亡報告は1件のみとなっております。国では、ワクチン接種によるベネフィットがリスクを上回るという言い方をしていますが、これは小児用ワクチンの効果が、予想される副作用などのリスクを上回るという意味であり、接種に影響を与える重大な懸念はないとして、接種の推進をしているところです。

村では、接種券に厚生労働省が示しているパンフレットを同封し、ワクチンの効果、安全性、相談先、どのような副反応が起こり得るか等について情報提供をしております。保護者の方の不安もあるかと思いますが、現状は努力義務のため、強制ではなく希望者に接種をしている状態です。副反応等については、国の資料を参考に説明していき、接種を希望する方に滞りなく接種できる体制を確保したいと考えております。

また、大潟村では小児用ワクチンは湖東病院の小児科において、五城目町・八郎潟町・井川町と共同で接種しています。小児用ワクチンも、大人と同様に接種後15分から30分待機していただき、万が一、アナフィラキシーが疑われる症状が出た場合には、小児科医の先生がワクチン接種を中断し、そのこどもの状態を確認し、場合によってはアドレナリンを投与するなど、安全を確保した接種体制となっております。

4つめの小中学校、子ども園での対応についてですが、園児・児童・生徒及び教職員の中から陽性者が出た場合、その日のうちに学校・園単位で、連絡アプリ「すぐーる」により、陽性者の学年と人数を保護者等に情報提供し、注意喚起をしながら理解をしていただいております。

なお、濃厚接触者については、学校や園からは報告していただき、全数把握をしておりますが、それぞれ家庭の事情等ありますので、保護者への情報提供は行っておりません。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番:菅原アキ子議員】

診療所で受付した場合は把握はできるけれども、他の医療機関に行っている方もいらっしゃるということで、村内の全数把握は難しいというお話を伺いました。それでも、診療所で把握できる人数はできるのではというふうに思うのですが、その人数だけでもお知らせしていただくということは難しいことでしょうか。

この先、さらに感染が拡大した時には、県知事が医療非常事態を出すことができるように、新たな仕組みが決められました。県知事は最も県内の状況を把握できますし、市町村との連携はこれまで以上に大切になってくると思います。県内で人口が30万人以上の秋田市は、地域保険法で定められている中核市であるため、唯一県内では保健所が設置されております。そのため、秋田市では市民の年代別感染者数も毎日公表されています。反面、管内の保健所は県が管轄しておりますので、その違いによるものであることは理解しておりますが、村はどんな方策を駆使しても感染者の把握はできる術がないということでしょうか。

市町村ごとの感染者数の公表を県にお願いしている自治体は他にもあるのではないかと 推察されます。村長は今の状況をどのように考えておられるのか、併せてお聞かせいただ きたいと思います。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長:髙橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず、診療所での検査状況というのは、まず診療所で全て把握している訳ですが、1日4人程度ということにしていまして、そんな大きな人数ではないので、先程述べたように、検査している村民の全てを把握できている状況ではないということでありますし、また診療所で受けた方の感染状況を報告すること自体が、全体が分からない中では意味がなさない部分もありますし、そうした個人的なことにも関わってくるので、特に特定の、診療所でのその状況ということであれば、ですので今は、私としては診療所での感染状況または検査の状況の報告を村民にするということは控えたいと思っております。また、秋田市の状況がそのようにあろうかと思いますが、全国では秋田県も同様に全数把握をしないという方針の下で今動いています。そうした中では県全体の発生者数というのは毎日報告されていますが、各市町村ごとということは現段階ではない状況で、県の方でも各市町村への報告はしないという方針できているところです。ですので、秋田市以外の県内の市町村で

はそれぞれ把握できていないというのが共通のことだと思っています。その上で、これからということ、現状もですが、感染者数の市町村ごとでの把握を受けた上でどう対策を講じるかということではなく、常にそれぞれ県民が、またはそこの住民が、やっぱり自分のこととして感染対策をしっかり取っていただく、またはワクチン接種を積極的にしていただくということが何よりも大事だと思っております。また今、いろいろな集まり等においても、または移動についても、国では控えるようにということはもうしておりません。経済との両立、それこそウィズコロナということで進めている状況です。そうした中ではやはり懸念がある人が参加を控える、そうしたことが何よりも大事になってくると思いますので、そうした意識喚起等には今後も努めながら、コロナとの共生ということで進めていくことが大事だなと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番:菅原アキ子議員】

先日、40歳代の女性が、ワクチン接種直後に異常を訴え、亡くなったことを知りました。アナフィラキシーの可能性があり、即座にアドレナリンの筋肉注射を行うべきだったのが実施されなかったということでした。何かあった時に対応できる体制になると思っていただけに、大変大きなショックを受けました。新型コロナワクチンは重症化予防や感染予防に役立つとされています。副反応による深刻な健康被害はいつ、誰に起こるか分かりません。その時、迅速かつ適切な対応がなければ、接種を拒否する人が増えると思います。村では今後もワクチン接種が行われる予定ですが、安心して接種できる体制は整っているのでしょうか。改めてお伺いいたします。

また、今は熱があって不安を感じれば、個人でもキットを買って検査している人もいます。陰性であればほっとしますが、村では診療所や保健センターに問い合わせができるようになっています。自宅療養をせざるを得なかった人から、「何かあったらご連絡ください」と言われたままで、それ以外は何も指示されなくてとても不安だったと聞かされました。また、同じく相談した別の人も自宅療養していたのですが、その後、病院に入院しました。私たちもワクチン接種に加えて、寒い時期に怠りがちになる部屋の換気もきちんとするように心がけたいと思いますが、感染者になった場合、自分が軽症なのか、中等症なのか、重症なのか、その不安もあると思います。現在は保健所も高齢者や重症者など、基礎疾患のある方々についてはフォローできているようですが、その他の方々にはできない中で、容体が急変した場合の体制はどうなっていくのだろうという思いがあります。村民の不安を解消するためにも、診療所や保健センターに相談した後の、その後の対応はどのようになっているのでしょうか。改めて伺いたいと思います。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

菅原アキ子議員の再々質にお答えします。

まず接種での不安ということでありますが、確かに、先程も話をしたように、子どもにおいても270万件で1人の死亡が確認されていますが、それは1件のみです。今お話のように40代女性が亡くなられたという場合の割合については私はちょっと掌握していませんが、非常に割合としては少ないので、その死亡したことだけを強調すると逆に不安をあおることにもなるということもお互いちゃんと認識し、やっぱり正確な確率とか、全体の、何百万人接種した中での1人の死亡なのかというようなことも正確に把握する必要があると思っていますし、先程述べたように、子どもにおいては270万件接種した中で1人死亡したということですので、そうしたこともお互い正確な情報を把握しながら、他の方々への情報提供は行っていきたいと思いますので、その点はひとつよろしくお願いします。

その上で、村の診療所でも、先程言ったように検査をし、陽性であれば陽性ということでの対応をしているところです。自宅療養者がいた場合も、診療所ではまめに連絡を取り合っているということで、診療所で陽性の判定を受けた村民からは、こまめな対応に対し感謝の言葉も私がいただいたところでありますので、診療所の範囲では割と丁寧に対応をしております。また保健センターにおいても、いつでも問い合わせをいただければそれは対応していますので、気兼ねなく問い合わせをしていただければと思います。仮に自宅療養していて具合が悪い、大変だという時には、躊躇なく救急車を要請することも大事だと思いますので、無理に自宅で我慢するということは無いように、ぜひ救急車へ連絡するということも、特に夜間とかそういう時はそのようにしていただければすぐ対応できる体制になっています。ただ、救急車を呼ぶ場合にも、自分が陽性者であるということは事前に報告していただければ、救急隊員はそういう防護服等全て対応していますので、救急車の要請をしていただければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

いずれにせよ、60歳以上の方は5回目のワクチン接種が年明けから始まりますし、今は60歳以下の方々に4回目のワクチン接種をしています。これは今のオミクロン株対応のワクチンでありますので、今感染拡大が懸念されている中ですので、ぜひ村民の皆さんにおいてはワクチン接種ができないような状況でない方以外は、できるだけ多くの皆さんに接種をしていただくようお願いしたいということと、併せてインフルエンザも流行が懸念されていることから、インフルエンザのワクチン接種もしていただくよう再度お願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

菅原アキ子さん。

【4番:菅原アキ子議員】

再々質が終わっている訳ですけれども、今、村長、270万件に1人ということで、全体を見てお互いにそういう意識を持つ必要があるということは私も分かりますけれども、やっぱり接種する側とすれば、たとえ270万件に1件だとしても、実際そういう症状の起きた方がいて亡くなったという、この受け止めるショックというのは大きいものがあります。それでお互いに接種する私たちが不安を覚えないような対策を、ぜひまたこれからも続けて取っていただければという思いでおります。

次の質問に移らせていただきます。

次に、子宮頸がんワクチンについてお伺いいたします。

国は、子宮頸がんなどの原因となるヒトパピローマウイルス(HPV)の感染を防ぐワクチンの定期接種について、平成25年度以降中止していた積極的勧奨を今年4月から再開しています。若い世代の女性に多く見られる子宮頸がんの予防には、検診とワクチン接種による備えが大切と言われています。子宮頸がんは他の年齢層に比較して50歳未満の若い世代での罹患の増加が問題となっており、国立がん研究センターのがん統計によりますと、近年20歳代から30歳代の女性のがん死亡が第2位を占めています。HPVワクチンは積極的勧奨の差し控え以降、接種数が低い状態が続いていましたが、過去2・3年の間に徐々に接種数が増加してきており、厚生労働省からもワクチンの安全性について特段の懸念は認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことが示されています。

将来、先進国の中で日本だけが多くの女性が子宮頸がんで子宮を失ったり、命を落としたりすることがこれ以上拡大しないよう、日本産科婦人科学会はワクチン接種と検診でこの病気の排除を目指していくとの考えです。多くの先進国ではすでに15歳未満の若い年齢層にも2回接種が進んでいると共に、男性のHPV関連がんの予防も期待されるとして、男子の定期接種も行われ、病気になる人が減る予測が立てられています。無料の定期接種について、他の予防接種が集中する幼少期から期間が空くため、積極的な啓発が必要と指摘する医師の声もあります。子宮頸がんになりますと、治療が必要となり、妊娠に影響します。今年の広報おおがた4月号でも、子宮頸がんについての周知が図られておりますが、日頃よりHPVワクチンに関する正しい理解が得られるよう、子宮頸がんの予防推進に努めていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

ワクチン接種の判断が適切にできるように、資料などを同封し、対象者には個別に届けられていると思います。ワクチンの有効性やリスクなどを十分理解した上で、それぞれに 判断されて行われるものですが、村の現状はいかがでしょうか。

また、積極的勧奨の差し控えのため、接種機会を逃した方はどれくらいでしょうか。その上で自費で受けた人、受けていない人の人数は把握されておられるでしょうか。9月議

会の補正では自費で受けた人への補助を行うこととなりましたが、受けていない人に対して今後村としてきめ細やかな対応を行う予定はございますでしょうか。また、ワクチン接種から一定期間経過した後の相談体制は整っているでしょうか。お伺いいたします。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長:髙橋浩人】

菅原議員の質問にお答えします。

菅原議員の質問にあったように、国では令和3年11月26日付けの厚生労働省健康局長通知により、HPVワクチンの積極的勧奨差し控えを廃止し、令和4年4月1日より再び積極的勧奨の対象ワクチンとしております。

この通知のなかで、国は、積極的勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した人に対しては、公平な接種機会を確保する観点から、特例として従来の定期接種の対象年齢を超えて接種を行う「キャッチアップ接種」と呼ばれる措置を講じております。この措置は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間において、積極的勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった平成9年4月2日から平成18年4月1日までの間に生まれた人は、本来の定期接種の年齢ではなくてもHPVワクチンを接種できるという内容になっております。

村では、これを受け、令和4年4月広報にキャッチアップ接種に関する記事を掲載し、周知を図っております。また、対象者には令和4年度から令和6年度の3か年に分け個別に受診勧奨の通知を行うこととしております。これは、HPVワクチンが不足しないようにするための措置で、1年目の令和4年度は平成9年度から11年度生まれの方、2年目の令和5年度は平成12年度から14年度生まれの方、3年目の令和6年度は平成15年度から17年度生まれの方に通知をいたします。本年度は対象となる方16名に、接種が公費で受けられる旨の通知文と国が示しているパンフレットを送付しております。そのパンフレットにてHPVワクチンの効果とリスク、安全性等を周知しております。

次に、接種機会を逃した人の人数については、現在村に住所があり、積極的勧奨の差し控えのために接種機会を逃した人は144名です。自費で受けた場合、村へは費用の請求がなく、村でも把握ができないため、この144名全員に対し、HPVワクチンを公費で受けられる旨の通知とともに、自費で受けたかどうかのアンケートを実施しております。その結果、自費で受けたことが確認されている人は10名となっております。接種を受けていない人はこのキャッチアップ接種で接種の機会を確保し、既に自費で接種を受けた人に対しては、9月補正に計上した償還払いを行い、自己負担で接種した人が出ないような支援体制としております。

最後に、ワクチン接種後に健康に異常がある時の相談体制については、対象者への通知 に同封するパンフレットで周知しておりますが、接種を受けた医師、かかりつけ医、これ に加えて秋田県では秋田大学病院で相談を受ける体制が整備されております。また、行政の相談窓口としては、厚生労働省の感染症・予防接種相談窓口のほか、秋田県の保健・疾病対策課、保健体育課や、村の保健センターでも相談を受付ておりますので、どうか気軽にご相談ください。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番:菅原アキ子議員】

これまで接種されていない人にも対応されていくということですし、一定期間経過した 後の相談体制も整っているということを伺い、とても安心しました。

今後の見通しや普及策について、村はどのように考えておられるのかお聞かせいただけ ますでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

今後の見通しや普及策ということですが、先程詳しく話をしたように、まずこの期間に接種を受けていない方々には、令和4年度から令和6年度まで年度別で段階を経てしっかり対応していくこととしております。また、これから対象になる方については、今後適切に周知を図りながら、しっかり受けていただけるようにお願いをしていくこととしておりますので、まず今後については順調に接種が進むものと思っておりますし、また、いろいろ不安もあろうかと思いますので、そうしたことへの不安解消等含め、しっかり周知を図りながら、または相談も受け付けながら行っていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番:菅原アキ子議員】

不安解消も図りながらこれからも進めていくということで、大変結構なことだと思います。今後とも検診やワクチン接種の備えで病気にならないように周知を図っていただきたいと思いますが、村は個別勧奨を行っていくという理解でよろしいでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

対象者については個別に通知をしていくこととなることを想定しております。ですので、 それぞれにしっかり対応していければと思いますので、どうかよろしくお願いします。 以上です。

【4番:菅原アキ子議員】

終わります。

【議長:丹野敏彦】

次に、3番、三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

3番、三村敏子です。

はじめにソーラーシェアについて質問いたします。

今年度、脱炭素先行地域に採択された大潟村の提案では、主に太陽光による発電と蓄電池、もみ殻バイオマスによる熱供給事業、そして建築物の断熱・省エネ化、ZEB化でした。令和元年度大潟村脱炭素型地域づくりモデル形成事業検討報告書には、太陽光発電の中にソーラーシェアとビニールハウスの空中の活用が入っていました。今年度の脱炭素先行地域で採択された太陽光は主に屋根置き、野立となっています。元年度の報告書にあるソーラーシェアが見当たりません。農業の村である大潟村には、ソーラーシェアが適していると思いますが、ソーラーシェアについてはどのように考えられているのでしょうか。

全国においてはハウス栽培における園芸ハウス屋根にソーラーパネルを設置して発電と 農作物の栽培を行うソーラーシェアが徐々に普及してきています。田んぼでのソーラーシェアは農業機械の効率を考えるとなかなか難しいと思います。大潟村ではビニールハウスが住宅地近くに建てられていますので、道路の除雪を考えても近くにあるビニールハウスは冬期間の仕事場として良い環境ではないでしょうか。すぐに農家が取り組むことは村内でのソーラーシェアの例がありませんので、現状ではなかなか難しいのではないかと思います。

そこで農福連携事業に取り入れて、モデル事業としてみてはいかがでしょうか。現在、 農福連携で行われているカボチャ栽培は春から夏の農作業ですので、秋から冬に農作業が 可能なビニールハウスにソーラーシェアともみ殻バイオマスによる熱供給を行うことによ り、通年の農作業が可能です。ソーラーシェアをモデル的に農福連携としてソーラーシェ アを進めることは、障がい者の方だけでなく、冬期間こもりがちになる農家や高齢者にと ってもハウス内の作業は、栽培する作物にもよると思いますが、仕事としては適した農作 業となるのではないでしょうか。いかがでしょうか。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

3番、三村議員の質問にお答えします。

ソーラーシェアについてということでありますが、各地で太陽光発電と農業を組み合わせたソーラーシェアリングが行われていますが、そのほとんどがFITを活用することで事業性が保たれております。今回村では、脱炭素事業においては自家消費ということが前提になっていますので、自分で発電した電源を自分で使うという形において、ソーラーシェアという場合、農地であったり、ハウス内であったりですが、なかなか難しいところがあるのがひとつあります。

農福連携事業については、西4丁目においてカボチャの露地栽培を現在実施しているところであり、ハウス栽培等の事業拡大については、現在計画していないと伺っております。一方で、ハウス等でのソーラーパネル設置やバイオマス資源の活用等による園芸作物の栽培等ついては、村が目指す「2050年自然エネルギー100%の村づくり」とも合致するものですので、そうしたことを検討する農業者があれば相談は受けていきたいと思っています。ただ、村の今の事業においては、最初に話をしたように、自家消費型ということが前提にありますので、それとは別のいろいろな補助制度等で活用できるものがあれば相談に乗りながらやっていければと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

2050年の目標に向かって、園芸作物としての取り組みは考えていかなければいけないということと理解したのですが、ということであれば、村内の農業者でそういう気持ちのある方が出てくることは本当に望まれることだと私も思いますが、やはり実際にやっているところが身近にないとなかなか取り組むことも難しいのではないかと思います。ですので、やっぱり村として今回の脱炭素の事業とは別として、モデル事業としてソーラーシェアリングの園芸施設というものをやってみることを検討できないか。そのことがやはりこれからの農業、農家にとっても農作業が冬場できるということが、やはり今までであればどうしても冬場仕事ができませんので、農福連携もいいと思いますし、高齢者にとってもいいと思いますし、ソーラーシェアリングをやりたいという農業者が出てくるところを待っているのではなく、やはり村がモデル事業としてやることによって少しでもそういう農業者が出てくることにつながるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

今回の脱炭素事業においては、ソーラーパネルについては先程話をしたような状況ですが、地域熱供給についてはカントリーの方面から温泉、ホテルまで熱導管を引く予定でして、その間につくし苑のハウスが旧農業工学研究所と今温泉近くにありまして、そこでの熱供給については一応検討することとしておりますので、ソーラーシェアということではなくて、熱供給という形ではそれこそ冬も含めた通年での栽培に貢献できることを一緒にやっていけたらなと、今計画の中には一応入っているところです。今後、そうしたことを具体的に進めていければと思います。

また、ソーラーシェアについても、今様々な技術開発が進んで、上に設置するのではなくて横に設置するような垂直ソーラー等もいろいろあるようでして、何かの機会にそうしたことは実証できれば良いなと私も思っております。ただ、今回の脱炭素事業をひとつ、ちゃんと軌道に乗せていくのが今のところ最も先行してやらなければならないことなので、その中で熱供給も含め、農業との脱炭素の関わりというものを実証していけたらと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

ただ、農家が自分でこういうことをやってみたいとか、そういうことはどんどん検討していただくには構わないし、そういう意味ではいろいろな情報提供等も含めて行っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

バイオマスによる熱導管で熱の供給ですが、確か大学の方にも行く計画になっていたと思います。大学の方で、もしそういう研究がソーラーシェアリングの研究とかも一緒にできるようであればそういうことも考えられないかとか、補助金なんですけれども、国の事業として営農型太陽光発電システムフル活用事業が、民間団体ですけれども、2分の1以内での支援があるということが令和5年までとなっていたと思いますが、そういうものもありましたので、大学での研究とか、そういう補助金を利用するとかということで、やはり今の段階から全国各地、あちこちでスタートしていますので、大潟村としてもそういうことを検討していく時期ではないでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

三村議員の再々質にお答えしますが、熱導管についても、今の段階では県立大学の寮を中心に活用できたらということで、農場の方までは今は引く予定にはなっていないというところでありまして、また、ソーラーシェア、太陽光発電の部分では、いろいろな補助は

あると思うのですが、それを活用して、先程言ったように自分で使うことが前提であったり、または売電できたりということもそれぞれあるようでして、現在村の脱炭素事業においては自家消費型ということの制約があるということです。また、具体的に設置するようになると、容量にもよるのですが、ある程度容量を超えると、接続協議とかということをしなければならなくて、場合によっては思ったように容量を設置することができないようなこととか様々、やはり具体的に出てきますので、それぞれ例えば農家等が、具体的にこういう場所でこういう規模で検討したいということがあれば相談には乗れるとは思いますが、今現在の脱炭素事業の中では先程話をしたような売電ができない状況なので、ハウスに設置してそれを自家消費、ハウス内で使うというのはなかなかないので、なかなか事業性としては難しい。ただ熱供給についてはしっかりできる部分があると思いますので、取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

はい。2つめとして、若い女性が住みたい村と婚姻数増加について、質問いたします。 議会での答弁で、村長から、少子化への対策としてまず婚姻数を上げなければならない との答弁が何度かありました。そして婚活事業に力を入れられている状況であると思いま す。婚活事業も大事な事業と思います。そしてさらに重要なのは、若い女性が地元に残る ことを考えることであると思います。秋田市で行われた地方創生フォーラムで、国立社会 保障・人口問題研究所の林氏からの講演では、20歳から39歳までの女性の割合が一番低い 県が秋田県です。初めての職に就く時、秋田の女子は20%県外に出ています。全国平均は 9%です。秋田県は良い仕事がない、社会に寛容性がなく、寛容性指標は全国の中で44か ら47位です。大潟村はどうでしょうか。若い男性の定着率は高いと思います。しかし女性 にとって良い仕事はあるでしょうか。若い女性に寛容でしょうか。

さて役場で働く女性も正職員であれば帰りが遅く、仕事も大変で、家庭を持てば家庭と 仕事の両立が大変な状況に見えます。まだまだワークライフバランスが取れていないと思 います。また会計年度任用職員は、働く時間は少し短くても仕事に見合った賃金とは思え ません。全ての職員が正職員になることはできないでしょうから、会計年度任用職員の賃 金を上げることが村が真っ先にできることと思います。ルーラルでも従業員数が足りなく なり、給料を上げて募集したら応募が増えたとのことでした。給料を上げることによる働 きがいや、仕事と家庭の両立が図れる仕事場となることが、若い女性が地元に残ることに もつながるのではないでしょうか。

先日、移住に関した記事を読んでいたところ、興味深い婚活に関しての事例が載ってい

ました。それは、農家の嫁、婿を募集しても反応がなかったのに、「農場の共同経営者募集」にしたところ、女性の参加者が一気に増えたというものです。労働に対する女性の価値観が変わってきていると言われています。自分らしい生き方を目指し、女性が働くことは当たり前になってきました。農家の良いところは、雇用されるのではなく、自らの考えで農場経営ができることにあります。結婚して共同経営者となれば、自らのやりたいことを実現させることができます。農家は多種多様な仕事が可能です。このように魅力的な仕事である農業が共同経営者として主体的にやれることが、女性にとってもやりがいのある仕事になるのではないでしょうか。農家に嫁いで嫁になるのと、農家に嫁いで共同経営者になるのとでは、全然違うと思います。女性の主体性からやる気が起きますから、共同経営者募集にしたら女性の参加者が増えたというのは本当に良く理解できます。

ただ、単に募集を共同経営者とするといっても、実際に村民が結婚相手を農場の共同経営者とする意識を持っているかどうかです。同時に男性の、家事・育児も女性の仕事と思っている方がまだまだ多いのではないかと思います。男性は女性が行う家事・育児を手伝うのではなく、主体的に自分が行うという意識が大切だと思います。婚活の場においてもそのような意識を男性自身、持っているかどうかによっても婚姻数増加に影響してくるかと思います。

デンマークとの交流によってデンマーク社会を知ることができ、そのことが村民の意識 改革に徐々につながっていると思います。そのような意識の啓発のためには、講演会や研 修など考えられます。村がもっと積極的に啓発事業を進めていくことが婚姻数の増加にも つながっていくことと思いますが、いかがでしょうか。

また、住居については、婚姻数を増やし、少子化をくい止めることを考えるならば、どんな住居を若い女性達が望んでいるのかを知らなければ、集合住宅を増やしていっても婚姻数が増えることにつながるかどうか疑問です。まず若い女性がどんな住居、住宅に住みたいと思っているか調査し知ることが、村の住宅政策に必要ではないでしょうか。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

暫時、休憩します。

(午前11時35分)

(午前11時36分)

再開いたします。

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

三村議員の質問にお答えします。

はじめに、ワークライフバランスの推進については、役場では国に準じた休暇制度を取り入れており、正職員、会計年度任用職員ともに、年次有給休暇や夏季休暇を計画的に取

得するよう周知しており、職場として役場業務と私生活を両立・充実できるよう努めているところです。また、看護休暇につきましては、国の制度では子が対象ですが、村では独自に家族を対象範囲に拡大し、同居家族の通院や予防接種への付き添いにも休暇を取得できるようにしております。そのほか、最近は1日単位で取得できる短期の介護休暇や配偶者出産休暇を取得する職員も増えており、職員が子育てや介護など、家庭の事情に合わせて柔軟な働き方ができるような制度になっております。

会計年度任用職員の賃金については、原則毎年4月に昇給があり、事務職においては最高時給額が1,165円となっており、この額は周辺市町村と比べて最も高い額となっております。このような待遇もあり、事務職については募集するとすぐに応募がある状態です。また、今年度から保育業務に従事する会計年度任用職員の時給については、保育免許を有する職員で180円、保育補助職員では30円の引き上げをしており、処遇改善を行いました。来年度からは、国が示した新たな給料表をもとに、時給が平均23円ほど引き上げられる予定です。

次に、婚姻数と男女共同参画社会の推進についてお答えします。

村では、平成30年から本年までの5年間の婚姻数は年平均7.4件であり、それ以前の5年間の年平均9.2件と比べ減少しております。

現在、様々な分野で女性が活躍するようになりましたが、秋田県内の結婚適齢期の年代においては、県内でのキャリア形成の可能性や希望する職種・勤務条件・収入などとのミスマッチにより、20代女性の転出が多く、適齢期の女性が男性よりも大幅に少なくなっています。その結果、適齢期の男女が出会う機会が限られてしまっており、さらに「自由でいたい」とする希望や、家事育児の負担並びに経済的な不安により結婚願望をもたない独身男女もおり、婚姻数減少の大きな要因になっていると考えています。従って、結婚適齢期の方々は、プライベートと仕事を充実・両立させ、キャリア形成をめざす傾向にあることから、男女共同参画の推進と併せワーク・ライフ・バランスの確立、キャリア形成のための学習機会に係る情報提供など、啓発と情報発信に努めてまいります。

さらに、結婚支援センターの事業を通じて、出会いや結婚に対する前向きな機運の醸成を図るとともに、少人数のマッチングイベントの開催など、多様な出会い・交流の機会の 創出を図り、婚姻数増加に向けて努めてまいりますので、ご協力とご支援をよろしくお願いいたします。

次に、若い女性の意見を取り入れた住宅政策についてお答えします。

村では、第2期大潟村総合村づくり計画に「移住・定住の促進」を重点政策として位置付け、移住・定住者のニーズに即した住環境の充実を図っているところです。

特に、北1丁目集合型村営住宅の建設にあたっては、中央3番地の定住化促進住宅の入居者および北1丁目村営住宅の入居者を対象にアンケート調査を実施し、その結果を参考に集合型村営住宅の仕様を定めています。例えば、重要度・満足度が高かった十分な広さ

の収納スペースや外物置の設置については引き続き採用しておりますし、課題として挙げられていたキッチンの広さは、ファミリーで入居されている方が多い3LDKには、家族の人数にあったスペースの広いキッチンを採用しました。

アンケートを行った中央3番地定住化促進住宅の入居者は、子育て世代や20代、30代の ご夫婦世帯、単身世帯が多く、全体の約66%を占めていますので、入居者のニーズはもちろ んのこと、比較的若い方の意見を積極的に取り入れることができたと考えています。

今後も、様々な意見や要望を取り入れ、村に住み続ける意識に繋がるような住宅政策を 進めてまいりますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長: 丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

会計年度任用職員の賃金についても少しずつ上がるということではあるそうですが、ちょっと数字を間違っていれば申し訳ないのですけれども、地域おこし協力隊の方が時給が1,200円を超えていたと思うのですけれども、それによって地域おこし協力隊の応募が増えたと私は感じているのですが、地域おこし協力隊以上のやっぱり賃金ということを考えられないでしょうか。

それから、住宅のことですが、移住・定住を進めている小さな村の記事をこの間読みましたが、やはり一戸建ての中古住宅の貸し出しとか、一戸建てでの事業をされている所でした。一戸建ての中古住宅を、それはまた別の所ですが、リノベーションとか、DIYで自由にリノベーションしていいですよというような事業を取られている所もありました。そのように農家ということを考えるのであればやはり一戸建てということが私は考えられるのではないかと思いますので、そういうところの若い女性の意見というか、そういうものも知っていくことがこれからの住宅政策には必要なのではないかと思いますが。

ワーク・ライフ・バランスも村は進めているということではありますが、意識改革という点でデンマークのお話を聞くと、男性が家事・育児をすることはもう当然のこととなっているとか、せっかくデンマークからの国際交流員の方が見えていますので、なるべく多く啓発のための講演とかそういうことを、以前のように、千葉先生のお話とかデンマーク大使のお話を何度か聞かせていただいて非常に参考になった訳ですけれども、そういうような講演会などをどんどん開くことによって、同じ人が同じことを聞くのではなく、いろいろなグループとか、いろいろなところに声がけして、そういうふうな啓発をしていくということが意識が変わっていくことにもつながると思いますので、そういうことを進めるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長:髙橋浩人】

三村議員の質問にお答えします。

まず、会計年度任用職員と地域おこし協力隊についてですが、地域おこし協力隊は年俸いくらという範囲の中で決まっていまして、時給いくらということではないのですが、また目的もそれぞれ役割が違って国の制度の下できているので、それと比較ということはいかがなものかと思いますので、村としては現状、今積み上げてきて今ここまできている時給がありますので、次年度平均23円程また引き上げられる予定ですので、それでしっかり対応していきたいと思っています。

また、その住宅について、様々な活用方法があると思うのですが、村でも今回整備したように、空き家を借りて住む場合や、また中を改修する場合には補助制度も準備しました。また新たに空き地に建てる場合も、村の開発したところ以外でも住宅を建てるのには活用できますので、そういったものを活用していただければ、そういう自分に合ったものを自分の好きなようにできるということがありますので、ぜひ活用していただければと思いますし、今後、再来年度になりますが、また集合型の村営住宅は建てますので、その前にはまた住んでいる方にアンケートしたりということを今のところ予定しております。ですので、住んでいる方の要望はできるだけ反映させる形で進めていきたいと思っています。

今、新しく建てた方は全て満室状態で、住んでいる方々からも好評をいただいているところです。今後も住んでいる方々の要望等もできるだけ反映しながら、より魅力的な村営住宅、集合型住宅として進めていきたいと思いますし、そうしたことで村に住みたいという方が増えることを目指していければと思っています。

デンマーク等に関するワーク・ライフ・バランス等の事例についてですが、1月からデンマークに関する勉強会なり、交流会なり、そうしたことを計画しているようです。その中にこのワーク・ライフ・バランスに関する部分も入れられるかどうかはあれですが、相談しながら、今年度は無理にしても次年度取り入れるとか、何らかの形でデンマークのワーク・ライフ・バランスの状況や、暮らしの状況なども伝える機会を設けられればなと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

やはり婚姻数を上げていくとか、若い女性に村に住んで仕事してもらうということを考えたら、やはりもっと賃金を上げていくことを積極的に考えていかないといけないのではないかと思いますが、その点については、上げないといけないと思うけれども難しいのか、

それともこれでいいと思っていらっしゃるのか、どうなのでしょうか。

それと住宅に関して、今住んでいる方にアンケートを取られるということでしたけれど も、もしできたら婚活に参加された女性の方々、男性の方でもあれですけれども、その方 達にアンケートを取ってみるというのはいかがでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長:髙橋浩人】

三村議員の再々質にお答えします。

まず賃金については、先程お話ししたように、村は周辺と比べて会計年度任用職員の給料が高い状況です。さらに次年度はまた値上げすることを予定していますので、やはり積み上げてきた中での今がありますので、それを一気に高くするということではないと思っていますので、現状、村の賃金は良い中で十分応募もありますので、こうした中でしっかりバランスを取った形で進めていきたいと思っています。

次に、住宅に関してですが、婚活でいきなり結婚を前提にということをあまり全面に出すとまたそれはそれで問題があるということであります。ですので、やはり出会いということを重点に置いた形で進めていくということにもっと力を入れていく方が今の段階はいいようですので、あまりすぐに一緒に住んだらどうこうということにはなかなか踏み込めないと思いますので、よろしくご理解をお願いします。

以上です。

【議長: 丹野敏彦】

ここで、暫時休憩します。

(午前11時54分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

次の質問をお願いします。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

それでは次に、村内での高齢者の移動手段について、質問いたします。

大潟村ではどこへ行くにも車での移動が一般的です。1人1台車を保有する時代になってきました。便利にいつでも車で移動していた方が高齢になり、免許返納などにより車の運転ができなくなった時、高齢者の方からの声は嘆きの声です。「こんなに不便な村だったとは思わなかった」との声です。村内を循環している循環バスは、午前1回と午後1回で、1日2回です。1周に要する時間は13分です。以前は3回巡回していました。利用されているのはほぼ、健康館に通っている村内の高齢者です。健康館ができた頃は、高齢者

が健康館に通う手段として潟の湯のマイクロバスが各住区の入り口を回っていましたので、そのマイクロバスを利用していました。以前と比べると、循環バスに関してだけ言うと不便になっています。潟の湯のマイクロバスの時はほぼ全ての住区に止まっていました。ところが今の循環バスは全ての住区を回ってはいません。そのため、バスが通る道路の近くに住んでいる方は歩いてすぐの所から乗車できますが、離れた所に住んでいる方は乗車できる道路まで歩くことが困難です。そして循環バスが大型バスのため、乗り降りに大変苦労しています。冬期間は、冬季バス乗降介助作業事業により、乗り降りを介助する方が手助けしています。手助けしている方は、夏場、乗り降りの介助をしていないので、その夏場はどうやって乗り降りをしているかと心配されています。

今年度、コミュニティ助成により村にワゴン車が11月に入りました。そのワゴン車は社会福祉協議会に貸与し、社会福祉協議会はこれまでリースしていた村内おでかけサービスの車の代わりにこのワゴン車を利用することになったと聞いています。できればこのワゴン車が小回り良く村内を巡回すれば、乗り降りも楽だし、各住区を回っていただければ、これまで循環バスを利用できなかった方も近い所で乗り降りできて利用できると思います。また、村内の移動に関しては、村内おでかけサービスが始まって利用者が増えているとのことです。令和3年度は381件だったそうです。しかし、当初考えていたボランティアが運転する方法は、ボランティアの減少により、今は社会福祉協議会の職員の方が担うことが多くなっているそうです。先日、社会福祉協議会に電話した日は、今日は7件のおでかけサービスの申込がありますとのことでした。おでかけサービスを利用される方が増えれば増えるほど、社会福祉協議会の負担が増えます。

村内おでかけサービスはまず利用したい方は登録が必要です。登録された方が利用したい時は、3日前までに予約が必要となります。高齢になると聴力の衰えにより電話での予約が大変であること、3日前の予約となると、3日後のことが分からないという高齢者の方もいます。3日前となってはいますが、社協では柔軟に対応しているとのお話でした。買い物や、役場や、金融機関などを利用したい時には、おでかけサービスが便利かと思います。しかし、毎日健康館に通う場合はどうでしょうか。ワゴン車が1日、2~3回村内を循環し、デマンドであるおでかけサービスとの併用により、高齢者にとっても移動が楽な住みやすい村になるのではないでしょうか。

健康館では様々な事業が行われています。特に介護予防につながる事業がたくさんあります。多くの高齢者の方達が参加するには、やはり村内での移動手段が課題です。予約の必要がないこのワゴン車で各住区を循環し、1人でも多くの高齢者の方に介護予防の事業に参加いただくような移動手段が必要ではないでしょうか。高齢になっても、車の運転ができなくなっても、もっと楽しく暮らせる村であってほしいと強く願います。どのようにお考えでしょうか。

以上です。

【議長: 丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

三村議員の質問にお答えします。

現在、高齢者等の村内の移動手段についてはマイタウンバスの村内循環線を活用していただいており、村では75歳以上の方や障がいをお持ちの方、運転免許証を自主的に返納された方の村内移動に係る運賃については、全額補助しております。また冬期間については、乗降時の補助ということで、ふれあいネット「ぬくもり」やシルバー人材センターに補助員をお願いし、冬場の移動の安全確保に努めております。

そのほか、社会福祉協議会では、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者夫婦世帯、また、 身近に頼れる家族がいない高齢者や障がいを持っている方などを対象とした「村内おでか けサポート」を実施し、自宅から村内の目的地まで片道50円で送迎しており、利用件数も 徐々に増えてきております。

このような状況のなかで、おでかけサポートの一部の利用者から、これまで使用していた車両は少し乗り降りしづらいという声があったため、今年度、村ではコミュニティ助成事業を活用して、乗り降りしやすいワゴンタイプの福祉車両を1台購入し、おでかけサポートでの利用のため社会福祉協議会に貸与しております。なお、これまで村内おでかけサポートで使用していた車両はレンタカーであり、今年度でレンタル期間が終了となっております。

高齢者等の村内の移動については、マイタウンバスの村内循環の活用と併せ、社会福祉協議会で実施している村内おでかけサポートの利用も増えてきていることから、引き続き社会福祉協議会と連携し、循環バスと共におでかけサポートを活用する形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

おでかけサポートが非常に便利に使われるようになってきているので、大変お年寄りにとってもいいことだと思っています。ですがですね、毎日、例えば健康館の方で介護予防のための事業があったりする訳ですけど、それに通う時におでかけサポートを毎日使うとなると、行く時1回、帰り1回、そういう方がたくさん増えると、それは大変職員の負担が多くなると思うのですね。毎日のように健康館に通われるお年寄りが増加するということは介護予防につながりますので、村の政策の方向性としては、健康館での介護予防に通われるお年寄りが増えることが望まれることかと思います。そのためには、乗り降りしや

すい循環のバスも、大抵健康館に通われる方が利用されていますので、今回来たワゴン車は非常に乗り降りしやすくなっていますので、それは1周十何分でしかありませんので、それを回すことによって介護予防の教室とかに通われる方が増えることが介護保険にとってもいいことだし、そういうふうにとにかく介護予防に力を入れるという観点からも、ワゴン車によって回ることによって、健康館に通いやすくなる点があると思います。高齢者の方から本当に強く要望されているのは、あの大型バスではもう乗れないと、それから本当に耳が遠くなっておでかけサポートを利用するのも利用しにくいという方からの要望ですので、そういう、本当に大潟村に住んでいてこんな不便な村だとは思わなかったという、そういうふうに思われないような、「ああ、よかったな、高齢者になっても健康館でいつも介護予防にかよえるね」って言えるような仕組みが必要だと思うのですけれども、やはりそのためには社会福祉協議会の人材というか、運転することをどういうふうにするか分かりませんけれど、そのための人材が不足とかとなると予算が不足ということになると思うので、その点に関して村が支援しなければなかなか難しいのではないかと思うのですけれど、いかがでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

まず、循環バスは広域連携の中で、空いた時間を有効に活用する形で村内を循環していて、ドライバーは広域のマイタウンバスの運転手がそのまま運転していますので、ガソリン代がかかるくらいで、そのほかの経費はまずかからずに運行できている状況です。

また、おでかけサポートも非常に利用が増えてきている状況でして、村としては両方をしっかり維持していきたいと思っています。そうした中で、おでかけサポートの車をワゴンタイプにして人数も多く乗れる、乗り降りもしやすい形に改善して今後つなげていこうとしているところです。それを循環バスに仮に置き換えるとすると新たな運転手が必要になるということ、またおでかけサポートの時間帯が少ないにしても、3回まわっていますので、その間できなくなるということや、いろいろなことが問題として出てきますので、まずは今の循環バスを今の形を継続しながらも、新たに今回導入したワゴンタイプでのお出かけのサポートをしっかり進めることで対応していきたいと思いますし、その方が社会福祉協議会にも負担にならないですし、高齢者にとっても選択肢の多い形になるのではないかと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

本当に要望されているのは、乗り降りしやすい車だった訳です、循環バスが。せっかく ワゴン車が来ているので、もうそれが入るものだと思って喜んでいたのですけれども、そ れが循環しないということが今分かりましたので、それが循環してくれることによって喜 ばれる方が大変多いと思います。2018年の議会で、私がデンマーク交流から学ぶ村づくり について一般質問した時に、村長の答弁では「全村民が誇りをもち、幸せを実感できる村 づくりを進めていきたい」という答弁でした。高齢になっても、この村で暮らしていくの に本当に幸せを実感できる村なのか、今本当に高齢者の方が望んでいるのは乗り降りしや すい循環のバスである訳です。その点をよく考えていただくことはできないでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長:髙橋浩人】

三村議員の再々質にお答えします。

今、高齢者の方々の、特に健康寿命を延ばすお話もありましたように、できるだけ歩くということも大事な要素になっていると思っております。全てを介助するということではなくて、できるだけ自分でやれることを、長く継続することを、できるだけ健康な期間を長く維持するためにということで、今そういう観点から健康寿命を延ばすということの取り組みに加えて、運転寿命も延ばしましょうということの事業を進めているところであります。運転できるということは健康であるということ、運転寿命を延ばすことは、イコール健康寿命も延ばすということにもなりますので、それも組み合わせる形で進めることとして今取り組んでいるところです。ですので、できるだけ歩ける方は歩いた上で、その範囲で循環バスを活用していただいたり、または車の免許を早期に返納するのではなく、できるだけ長く車の免許を保持して安全に運転できるようにしていただくということなど、そういったことも加えながら、それでもどうしても対応しきれない場合にはおでかけサポートなども、家までちゃんと送り迎えしますので、そうした組み合わせで進んでいくということは大事な要素だと思っていますので、今後も全村民が誇りを持って、村に暮らしてよかったなということをみんなで取り組んでいければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長: 丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

はい。最後に動物愛護について、昨年の村づくり懇談会、そして3月に行われたフレッシュミズと議長との面談の中でも、フレッシュミズから、格納庫での猫の飼い方や野良猫

の不妊去勢手術についての要望がありました。村では猫の飼い方についてチラシの配布を 行い、村民への周知がなされたと思います。

全国では野良猫の不妊去勢手術への助成をしている自治体があります。個人や団体に助成していますが、手術費用の一部を助成しています。このことにより野良猫による被害の軽減と、野良猫が増えないようにし、動物愛護と、人と猫との共生社会の実現を図るということです。村でもこのような事業を取り入れてはいかがでしょうか。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

三村議員の質問にお答えします。

動物愛護法では、犬猫の飼い方や繁殖制限等に関する指導助言、保護した場合の引き取りや譲渡に関することなどは、県の事務とされ、市町村は県の求めに応じて協力する立場となっています。このため、猫に関して相談が寄せられた場合は、県の動物愛護センターに相談しながら対応することとしております。

ご質問の野良猫の不妊去勢手術に係る費用の助成については、全ての野良猫が対象となる訳ではなく、地域猫活動の対象となる猫に対して行われるものであると捉えています。 地域猫活動というのは、地域に住んでいる方が主体となり、野良猫に不妊去勢手術をするなどしながら猫との共生を図り、野良猫問題を解決していくための活動で、この取り組みを成功させるためには、不妊去勢手術のほか、地域の合意や専門家の指導、餌やり、糞尿対策のルールづくりなどによる適切な管理も必要とされています。

これに関して、県では平成27年度から地域猫活動の対象となる猫に対して不妊去勢手術を行っているとのことでした。ただ、平成30年度以降、実績はないそうで、理由としては、自治会等の地域での負担が大きいことと、住民が一体となって地域猫を見続けていくことが難しいことを挙げていました。こういったことから、村内での実施も難しいと考えています。

現在、県では、地域猫活動に対しての不妊去勢手術は残しつつ、正しい猫の飼い方の周知に力を入れています。室内飼いを基本に据え、屋外にいる猫には餌やりをしないよう注意喚起しつつ、保護の意向がある場合に相談を受けるといった形を取っているとのことです。

村もその方針に合わせて対応を検討し、今年度は7月29日と10月21日の2回、県で作成したチラシ等の全戸配付により、屋外で猫に餌やりをしない等、猫の正しい飼い方について理解してもらうよう働きかけております。チラシや広報等での啓発活動は今後も続けていく予定としております。

以上です。

【議長: 丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

そういうことではあるかとは思いますが、実際に保護されて、野良猫がいた場合やはりかわいそうなので保護して、自分で不妊去勢手術されている方がいらっしゃる訳ですね。 そういう方に対しての何か助成を考えられないかということなのですが、そういうことは考えられないでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長:髙橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

野良猫を保護したということになろうかと思いますが、保護して自分で飼うということで去勢手術をしているということなのか、様々なケースがあると思います。今お話ししたように、基本的にはこの対策を講じるのは県の方ということで、村はそれを支援するという形になっておりまして、仮にそういう相談があった場合は県にはつなぐことはできますが、県としては直接その費用負担のような事業はなく、地域猫活動に基づいた活動であれば支援ができるということであります。またその支援の内容も、金銭的な支援ではなくて、去勢手術を県の愛護センターの獣医師が行うということのようでして、ですので、現段階では保護された方が自主的に動物病院等で去勢手術をした場合、その費用を補填するような制度はまず無いということになります。現段階で村でもそうしたことに支援をするということは今のところ考えておりません。ここで先程話をしたように、屋外にいる猫には餌をやらない、増やさないということを周知しながら、みんなで適正な飼い方を守っていただく、屋外に猫を出さないということを問知しながら、みんなで適正な飼い方を守っていただく、屋外に猫を出さないということも大事なことでありますので、そうしたことを村民の共通認識となるように取り組んでいければなと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

終わります。

【議長:丹野敏彦】

次に、11番、石井雅樹さん。

【11番:石井雅樹議員】

11番、石井雅樹です。よろしくお願いいたします。

まず1つめに県道の除雪の徹底を要望するべきではないかということなのですけれども、これは私、3月議会でも県道の除雪がお粗末じゃなかったですかということで一般質問を上げさせてもらっていますけれども、また冬を迎えるにあたり、もう一度徹底してもらいたいなということで質問させていただきます。

まず、除雪に携わる業者の皆様、労働者の皆様には本当に深く、日頃の労働、除雪に関しては深く感謝しているところであります。

ですが、昨年は雪が非常に多かったという年でもありましたが、県道がほとんど除雪されずに、除雪車が動かずに終わってしまったという、あまりにもお粗末な冬を過ごしてしまいました。

私、去年の冬は毎日、八郎潟駅まで子どもを送っておりましたので、ピーク時には村の 村道、10日から2週間くらい毎日動いた時があったのです。毎朝除雪車が動いたという時 が。その時も6時半前に家を出て村道を走っているうちはピカピカのきれいな村道、除雪 された村道を走っていくのですが、県道に乗る十字路を過ぎると除雪が動いていない。私 よりも先に走った車のタイヤの轍が残っている状態で、除雪車が動かないものですので、 車が雪を踏んでいって圧雪状態になってでこぼこの道になる。それがずっと続きまして、 よっぽどかなりひどくなった時に、朝ではなく日中グレーダーが走ったのですね。そのグ レーダーが走った時もたまたま見まして、おお、剥いでる、剥いでると思ってみたのです けれども、後で聞きましたら、それはいわゆる県道の仕事を請け負っていた業者ではなく、 いわゆるSOS、回りきれないから手伝ってくれといわれて五城目町の業者が動いたというふ うに聞いております。いわゆる県道、3月議会では大潟村から八郎潟、大潟村から船越ま での区画を潟上市の業者が請け負ったと私は話をしたのですけれども、実はその後、船越 から八竜までも同じ業者だったらしいです。鹿渡線はどこが受け持ったか私は分かりませ んでしたけれども、除雪を担当している人に聞いても、県道の除雪でこの業者を初めて去 年見たと、初めて県道に参入してきたというふうなお話を聞いておりました。その業者は 潟上市の業者なんですけれども、地元潟上市の除雪も担当しており、そしてまた秋田市の 除雪も担当していると。さらにそれに県道の仕事を取ったので、いわゆる除雪している人 たちはもうこれは能力以上の仕事を取ってしまったのではないかと、それで回りきれなく てSOSを出して、五城目の業者が日中グレーダーで走ったという話を聞いて、そうなんじゃ ないかと、それしか考えられないよねという話をしておりました。

それで1番に、県道の除雪を担当する業者には、まず大潟村の生活道路でもありますので、自分の能力を鑑みて、ある程度規制、これ以上できるのか、県と市の仕事というのを照らし合わせるのは非常に難しいことだとは思いますけれども、手当たり次第に仕事を取って除雪が回りきれないということであれば、全く住民にとってもサービスが行き届いていないということであるので、これを考えて、しっかり要望していただけないかというこ

とです。

2番のグレーダー無しというのは、県の仕事を取ると1台グレーダーが貸与されるらしいのですけれども、結果的に八郎潟線にはグレーダーがなくてローダーだけ2台、八郎潟のカントリーに去年は置かれていたと。今年は今もうすでにローダー1台とグレーダー1台、八郎潟のカントリーの所に置かれているので、今年はグレーダーあるんだなというふうに見ておりますけれども、しっかりとリース等でも確保しているのかというふうなチェックもしていただきたいなと。

3番目は、これは実際にオペレーターの方から言われているところで、大潟村の県道には街灯がない。全く夜に走るので、除雪車のライトだけで勘を頼りに走っているような状態なので、日中太陽光を充電して夜点滅するようなポールが今あるらしいので、それを設置していただくような要望も県の方にしていただければ、非常に除雪の方もきれいにいくのではないかというふうに思っておりますので、村長の考えをお聞きしたいと思います。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

石井議員の質問にお答えします。

石井議員のおっしゃるように、昨年度の冬は降雪・積雪量が平年より多く、雪かき作業 や道路除雪など、とても苦労したことは記憶に新しいところであります。

男鹿八竜線や男鹿琴丘線といった村外へのアクセス道路である県道においても、除雪作業が追いつかず、吹きだまりや洗濯板状など路面状況の悪化が顕著であり、危険性の指摘や走行に関する相談が村にも多く寄せられました。例年にない降雪量であったため致し方ない部分もあるかと思いますが、そのような状況については、県の担当である秋田地域振興局に対して状況を伝えるとともに改善を要望してきたところであります。県道ですので、基本的に管理は県が行っているということであります。

石井議員からご提案いただいた事項について、秋田地域振興局にも確認をいたしました。まず、1つめの業者の選定については、県道の除雪を一般競争入札にかける際、除雪業務の請負実績を要件にしているとのことです。また、そもそも除雪を請け負うことのできる業者が少ない中で、それ以上の要件設定は現時点で考えていないと聞いております。

2つめの、次にグレーダーについてです。県道除雪の契約期間は令和3年11月から令和5年3月までとなっており、今年度も昨年と同じ業者が請け負いますが、昨年度の反省を踏まえ、自社でグレーダーを購入し、今年度の除雪に使用すると聞いております。また、県の方でもグレーダーを1台新たに購入しており、来年度以降に請け負う業者がグレーダーを所有していない場合でも、貸与して作業性を確保する方針とのことです。

最後に点滅式ポールの設置についてですが、今年の2月より、除雪作業時及び自動車走 行時の視認性確保のため、男鹿八竜線の一部区間にソーラー電源の点滅誘導灯が試験的に 設置されております。効果があれば今後も設置本数を増やしていくなど、引続き対策を検 討していただけるとのことであります。

なお、男鹿八竜線へは来年度以降、県が防雪柵を設置することとし、既に設計が進められております。これらも含め、県道の冬期交通対策について、適切に対応していただけるよう、引続き県へ要請してまいります。

気象庁の発表によると今年の降雪量は、平年並みか、やや多い予報となっております。 自然相手のことですので限界はありますが、県道除雪に関する要請のほか、村道について も除雪体制に万全を期してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番:石井雅樹議員】

村長の答弁の中で、労働力不足、これはやむを得ないというか、私もその話はよく聞い ております。先日も潟上市の除雪担当の職員が知り合いなもので、いろいろ話を聞きまし たら、昔であれば朝方4時くらいから動いても十分間に合っていたものが、今は人が少な くなって、もっと早い時間、下手すると1時とか12時ぐらいから動き始めて、そうすると 朝方の除雪であればあまりクレームも来なかったものが夜中から動くものだから、やはり 市民からもうるさいとそういうふうなクレームが市役所の方にも届くので、本当に大変な のですよという話は、十分私も聞いております。なので除雪を担当している業者、皆様に 本当に感謝はしているところなのですけれども、ただ去年の場合であれば、言ってみれば 村道は毎日動いていたのに、県道は全く動かなかったのですよ。ピーク時、村道が10日く らい毎日動いた時でも、県道は全く除雪車が動かずに、車が新雪の状態を走っていくよう な形で、日中も動かない。何日かしてから初めて、いわゆる助っ人の五城目の業者がグレ ーダーで走ってきたという話を、私も見ていましたし、除雪をやっている人たちからも聞 きました。全くできなかったのだろうと、潟上市の除雪もやっているし、秋田市の除雪も やって県道まで回らなかった、人がいなかったのだろうというふうな話を聞いております。 グレーダー有る無しではなくて、無かったのですけれども、人もいなかったのだろうと。 なので、同じ業者が今年も担当するということで、雪が少なければいいのですけれども、 去年並の積雪があれば、また今年も同じような状態になる危険性が本当に十分あると思う のですけれども、そこら辺、村長、いってみれば本当に県の管轄なので何とも村ではでき ないことなのですが、これは本当に県に強く申し伝えていただきたい事案だと思うのです けれども、いかがでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

石井議員の再質にお答えします。

昨年は非常に、本当に道路状況が悪く、いろんな要望はじめお話が村にも寄せられたところでありまして、村としても早期に改善するために、地元県議にも要請して話をしていただいたところであります。そうしたこともふまえ、県の方でも様々な対応をしていただいたと思っていますし、グレーダーを事業者が入れるようなこともあったろうし、県も、仮に請負業者がグレーダーがなくても県で貸与できる体制を取ったことや、防雪柵についてもすでに設計まで入っていて来年度は設置しますので、そういう意味では本当にかなり進んだと思っています。ですので、まず今年度の状況を見ながら、仮に昨年のようなことがあるようであれば、早急にまた要望してまいりますが、今からまだ除雪も始まる前からはなかなか、県の取り組みも評価していきたいと思っていますので少し差し控えさせていただきたいと思いますので、どうかご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番:石井雅樹議員】

次の質問にいきます。

投票時間の短縮についてということで、漠然としたタイトルなのですけれども、今年7月に参議院選挙が行われ、今年も非常に暑い夏となりました。国政選挙ともなれば期間も長く、特に参議院選挙は17日間にも及びました。その間、現在では期日前投票も設けられており、毎日夜の8時まで投票ができる形となっています。

でも、この大潟村というのは非常にコンパクトな、うまくできた村であり、遠くに勤務している人もそんなに多くはないと思われる村ですので、毎日8時まで、本当に必要なものかという、実は前々から思っていたことでありまして、今年の参議院選挙が終わってからは結構ニュースで投票時間の短縮をして、経費の節約につながったという何か所かのニュースを見まして、ただこの村であれば投票所は1か所しかないものですので、非常にそこら辺も難しいところもあるかもしれませんが、8時までとなると8時ギリギリに飛び込んでくる人もいるかもしれないですけれども、これが仮に7時ですよと言ったら、同じ人は7時ギリギリに飛び込んでくるのではないかなというふうに私は思ったりもしていますので、本当に17日間、夜の8時まで投票所を開けておく意味というのがあるのかなという単純な疑問を持ちましたので、村長の考えをお聞きしたいと思います。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

石井議員の質問にお答えします。

期日前投票は、選挙期日前であっても選挙期日と同じく投票を行うことができる制度であり、7月に行われた参議院通常選挙では、6月23日から7月9日の17日間、期日前投票期間が設けられました。

投票時間については、公職選挙法により期日前投票が午前8時30分から午後8時、当日 投票が午前7時から午後8時までと定められておりますが、投票に特別の支障を来さない と認められる場合に限り、投票時間の繰り上げ、繰り下げが可能となっております。

大潟村選挙管理委員会では、過去の投票状況や、公職選挙法で定められている午後8時からの開票時間に併せて開票作業を開始できるといった点を勘案し、7月の参議院通常選挙では投票日当日の投票時間を1時間繰り上げ、午後7時までとしました。繰り上げについては、広報や全戸配布、防災無線等において十分に周知を行ったこともあり、大きな混乱もなく投票事務を終えることができたとのことです。

また、期日前投票の投票時間についても、公職選挙法で繰り上げ、繰り下げが認められております。

大潟村選挙管理委員会からは、過去の実績において、夜間の投票者数は多くはないが、 県内市町村では午後8時まで投票できる期日前投票所を最低1か所設けていること、期日 前投票者数が年々増加している状況を鑑み、期日前投票における投票時間については現状 を維持すると伺っております。

以上であります。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番:石井雅樹議員】

この投票時間に関しましては、再質問と言うよりは私の単純な疑問、ここまでやる必要があるのかなという疑問を今ぶつけただけで、ただこの村においては、村の村長選挙、村議選挙が夏、8月に行われるということで、これは1つ時間と違う話なのですけれども、ずっと夏休み最終日に投票が行われているのですね。今私は子どもが大きくなったのでそれ程影響はなくなったのですが、最初選挙に出た時とかはまだ小学生だったので、明日から学校という時に、夜遅くまでですね、家で待機したりしているのも非常に、手伝いの若いお母さん達も「明日から学校なのに。私もう帰ってもいいかしら」というふうな話が出てきたりして、これは逆に言えば、立候補する側のいわゆる若い世代が、すみません、逸れます、時間と関係無いかもしれないですけれども、明日から学校だよという日に投票が行われるというのは、小学生とか中学生の子どもがいる村の若手の立候補するというのにも、もしかすると1つの妨げになる可能性もあるのかなという感じは私はしておりました。ましてそれも8時から開票ということであれば7時に閉めて終わってしまえば、8時用意

どんで開票して、いくらかでも早く、20分、30分早く結果が分かるということにもなりますので、そこら辺ももしよければ考慮していただければと思いまして、村長、最後にひとつよろしくお願いいたします。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

石井議員の再質にお答えします。

まず、決めるのは選挙管理委員会でありますので、最終的には選挙管理委員会が決めることになりますが、今回、時間については開票時間が8時ということを前提にすると1時間繰り上げて、7時までの投票時間ということで当日の選挙は行いましたので、そういう事例があることからすると、村の選挙においても同じような考えは十分あり得るのかなと思います。ただ、期日についてはそれぞれの任期等も含めたことになりますので、何を優先するかということの中になると思いますので、今回のご質問含め、あったお話は選挙管理委員会に伝えることといたしますが、その点についてはこちらでどうこうということはできないので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番:石井雅樹議員】

いえ、終わります。

【議長:丹野敏彦】

次に、9番、齊藤知視さん。

【9番:齊藤知視議員】

9番、齊藤知視です。

通告に従い、2点質問いたします。

まず1点目ですけれども、補助金の支出基準を明確にということで、今年、県内、県外のチームが出場する村内での大会における、村からの補助金の支出に一定の基準を設けるべきではないかということで、確かに村内で行われるということで、経済波及効果、あるいは村の認知度を高めるという、そういうメリットは非常にあると思います。ただ、補助金を支出する場合、例えば上限を設けて、実施予算に対する割合で支出するとか、やっぱり一定の基準を設けた上で、わかりやすく、どの大会でも不公平感のない補助金の支出に努めるべきではないかと思います。

そこで、村でも今後、体育館の建設、あるいは公共施設の維持管理、あるいは将来に備えた基金の積み立て、それから債務の償還など、様々な財政の支出が求められる中で、村

民に理解の得られるそういった補助金の出し方、あり方を検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

齊藤議員の質問にお答えします。

村では、当初予算の編成にあたり、大潟村財務規則に基づいて、財政を所管する総務企 画課長より当初予算編成方針を通知し、それに基づいて各課において予算要求を実施して いるところです。

補助金に関しては、予算編成方針の中で、大潟村補助金交付基準により交付対象や交付の判断基準、交付額の基準を定めております。交付額の基準は、村内の任意団体などに対する団体育成型補助金については運営費補助が2分の1以内、事業費補助が3分の2以内となっており、それ以外の政策的事業補助金については予算の範囲内としております。

村において開催される各種大会に対する補助金については政策的事業補助金に該当しますが、その大会の規模や種類により経済波及効果などの村に与える影響は様々であることから、補助割合や上限額の画一的な基準を設定せず、その事業内容や事業効果、さらには村の財政状況を考慮した上で予算査定を行っております。

村の財政状況は、財政健全化判断比率から見ても現状では健全な状況にありますが、議員のおっしゃるとおり、公共施設の更新や維持管理、国営かんがい排水事業の負担金に向けた基金の積立などの財政需要が高まっております。こうした中で各種大会への補助金については、公益性や適格性を十分精査したうえで、真に必要と判断したものについて予算計上してまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番:齊藤知視議員】

大会の運営費というのは、例えば経費を積み重ねて、さらに歳入も考えて、それで足りなかった部分を補助金ということになるのでしょうか。これは大会の運営者からの要望なのか、村が自主的に補助を出すと言っているのか、それはどちらなのですか。

【議長: 丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

各種大会については、それぞれ事業規模だったり、またはその主催する側からの要求する補助金額が様々違っております。ですので、お話したように画一的に割合を決めたりと

いうのはなかなか難しい状況でありまして、それぞれの大会ごとに、村としてはその主催 者側の要求も勘案しつつ最終的にその金額を決定しているところであります。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番:齊藤知視議員】

もちろん村長のおっしゃることが分からない訳ではないのですけれども、大会の規模ですとかそういうことを勘案してというと本当に漠然としていて、一体どういうことを根拠にと言えば、村長は大会の規模だとか様々なことを考慮して決めると言うのですけれども、ちょっとそれでは私は説得力が無いと思うのですけれども、ということはその時々、村の財政の状況もあるんでしょうけれども、これといったものが私は必要だと思うのですけれども、それはどうでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

齊藤議員の再々質にお答えします。

まず繰り返しになる訳ですが、特に大会などについては、本当に小さい大会から、今回あった東北大会、または国体だったり、本当に幅広くあります。例えば県大会であれば毎年開催していますので、前年実績を考慮しつつ行うというようなこともあります。東北大会においても、ボートであればそれなりの回数を定期的に開催していますので、そうしたことも参考にして、前回大会の補助金額を参考にしたりということもしております。例えば事業費に対する補助割合とか、なかなかそういうものが難しいところがありまして、それぞれの主催者側の要望も含め、ですので画一的なそうした事業費ベースの割合での補助とかそういうことはちょっと難しいのかなと思っておりますが、いずれにせよこうした大会が村で行われることの村にとっての有益性とか、様々な面も考慮しながらしっかり判断をしているということでありまして、かといってその主催団体が要望する額を全て全額よしとしている訳でもなく、大体バランスを勘案しつつやっておりますので、どうかよろしくご理解をお願いいたします。

以上です。

【議長: 丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

齊藤知視さん。

【9番:齊藤知視議員】

はい。次の質問に移ります。

上下水道事業の公営企業会計導入の進捗状況はということで、地方自治体が上下水道事業の経営基盤の強化、あるいは財政マネジメントの向上等に的確に取り組むために、会計制度の見直しが今求められております。住民の恒久的な財産である上下水道施設の維持管理のために、財務情報を整理し、能率的な経営に取り組むこと、これがその目的であります。導入のためには財政的にも、事務的にも、さらには十分な人員の配置など、まず多くの課題がある訳ですけれども、質問なのですけれども、まず人口3万人未満の自治体、これは村も当てはまりますけれども、これは原則として令和6年4月までに公営企業会計を導入することが求められておりますが、進捗状況はどうか。

それから、公営企業会計の導入で利用料金の住民負担への影響はどうなるのか。

それから、今後の上下水道事業、この大きな課題として今村はどういうことを捉えているのか。

以上、3点について質問いたします。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

齊藤議員の質問にお答えします。

1つめの公営企業会計の進捗状況について、令和2年度からコンサルタントと契約し移行準備を進めてきたところです。これまで、基本計画作成や固定資産の整理、公営企業会計条例案の作成など、企業会計の構築に必要となる部分は今年度で完了します。これまで公営企業会計化は令和5年度からの開始を想定していましたが、経理業務のミスや混乱が起こらないよう慎重を期して、令和5年度は公営企業会計の仮運用期間とし、この間に経理業務に必要な対応等を把握したうえで、令和6年4月からの本運用へ移行して行く予定であります。

2つめの公営企業会計導入での住民負担についてですが、公営企業会計の導入は、大潟村での考え方としては上下水道事業の会計の持ち方が変わるという捉え方なので、公営企業会計化を理由に料金の値上げをお願いするということはありません。加えて、村では村民の皆様に新たに企業会計宛ての上下水道料金口座振替書の出し直しなどといった手間がかかることのないように構築を進めております。

3つめの今後の課題については、水道施設については浄水場内の施設や内部の設備等の 老朽化が目立ってきており、計画的に更新を行っていくことが必要な段階となっておりま す。また、水道管や導水管等も多くが布設から30年以上経過し、更新の計画を立てる時期 となっており、その財源についても具体的な検討を行っていく必要があるかと思います。 下水道については、平成27年より大潟村下水道管渠長寿命化計画に基づいて本管の工事を 行っており、令和4年度分で終了し、問題のある箇所の老朽等の状況は改善されています。 今後は、昭和40年代に設置した古い公設枡などの補修に対応していくことになると思いま す。

今回の公営企業会計化を契機に、上下水道いずれもマネジメントの向上を図って効率的 な運用に努めてまいります。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午後2時32分)

(午後2時32分)

再開します。

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番:齊藤知視議員】

やはり何といっても経営の効率化、これが非常に重要だと思いますし、そのためには利用料金を上げるか、あるいは経費を削減するか、ある程度決まっている訳ですよ。特に上下水道事業で今言われているのは、維持管理の時代に入ったと、これからどんどん老朽化していく施設をいかに維持管理していくかということがまず問われる時代になってきたという中で、これは県南のある市ですけれども、水道料金を3割上げるということ、自治体がそうせざるを得ないだろうということで、検討会、審議会に諮ったそうです。そうしたところ、検討結果として上げざるを得ないだろうと、ただ急に3割も上げるというのは大変な負担になるので、激変緩和措置として徐々に上げるということで、やっぱり一番問題になるのは人口が少なくなっていく中でいかにそれを維持していくか。人口が少なくなるということは利用料金も少なくなるということで、今後この人口が少なくなっていく中でこの水道事業をどう維持していくのか、これが一番大きな課題だと思いますけれども、村ではその辺はどうお考えでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

齊藤議員の再質にお答えします。

まず、村では水道事業においては以前の起債が大体終了して、経営状況としてはかなり良くなっていますが、次年度を含め施設の老朽化が、浄水場の老朽化など、または今後管路の老朽化など対応していかなければならないので、経営状況はいいのですがすぐに料金を上げたり下げたりということの状況にはないと、少し長い目で見ていきたいと思っています。そうした中で、村も人口減少が少しずつ出てはきていますが、他市町村のような急激な状況にはないということと、反面、食品加工工場が少し増えてきてその使用量が増えていますので、水道需要が伸びている状況です。ですので今回、新たな水源の増補という

ことも進めているところでして、ですので今後についてもまず現状の水需要にしっかり対応できるように施設をしっかり維持していくことで、浄水場における経営もしっかり維持できるものと考えていますので、しっかり管理をしながら需要にしっかり応えることをやっていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番:齊藤知視議員】

この事業に関して、令和2年からコンサルにお願いして計画を立てているということで、この構築にあたって、例えば公募型のプロポーザルを行いながらこれを構築するということは考えられなかったのか。その辺はどうなのでしょう。他市町村の例を見ると公募型プロポーザルでこの事業を構築している例があるようですけれども、その辺はどう違うのか、それぞれどうメリットがあるのか。村ではどう捉えていますか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

齊藤議員の質問にお答えします。

村ではプロポーザルという方式は取らずに、入札という形で業者選定を行ったところでありまして、それの業者と今まで一緒に計画策定を進めてきたところであります。

以上です。

【9番:齊藤知視議員】

これで終わります。

【議長:丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午後2時38分)

(午後2時50分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

6番、黒瀬友基さん。

【6番:黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。

通告に従い、2点質問させていただきます。

まずはじめに、農家における人材雇用への支援をということで質問させていただきます。 秋田労働局の新規求人状況を見ると、秋田県内の農林水産業の新規求人は、ここ数年、 増加傾向にあり、特に季節・臨時雇用以外の4か月以上の常用雇用、その中でもパートタイムではない正社員・契約社員のような形態の雇用の新規求人が増加しているように見受けられます。最近は特に林業での求人が多いことがあるものの、具体的な求人情報を見ている限り、農業における園芸作物のメガ団地、大規模化などの要因ではないかというふうに考えられます。

そのような中、村内の農家でも規模拡大や稲作以外の作物の導入や、これまで周辺から 手伝いに来たパートさんなどの高齢化などにより、通年でも雇用労働者の確保に進むこと も考えられ、労働者の雇用もスムーズに進んでいかなければ村の主要な産業である稲作農業の経営、また高収益作物の拡大といった計画にも影響を及ぼしかねないのではないかと 考えています。最近の雇用情勢をみると、様々な業種で人材不足が問題となっておりまして、県内の経営者の話を聞きますと、経営者の取り組むべき課題としては、営業などで仕事を確保することや資金繰りを考えることではなくて、まず第一に人材を確保することが 経営者の一番の課題で、逆に言えば、人材さえ確保できれば仕事はある、資金調達はできるという方もいらっしゃいます。

そのような雇用状況の厳しい中で、村外の商工者においては、県内でも商工会などが専門家派遣事業などによる社労士の、応募・採用につながるための求人票のチェック・アドバイスといった事業、就労規則の整備のサポート、また採用に向けた企業紹介動画などの作成を行っている例があるというふうに聞いております。

このような働き手不足の中で、そのような支援のある商工団体などを含めた支援策がある商工者と人材採用を競い合うこととなる農家は特に厳しい状況であるというふうに考えられます。商工会のような団体が行う支援を全て行政が担うべきかという点は議論されるところもあると思いますが、規模拡大や高収益作物の取り組み拡大を目指すなど、今が村の農家において1つの転換点であることを考えると、何らかの支援をしてもよいのではないかというふうに考えております。

そこで質問ですが、現状、村として村内農家の雇用労働の現状、及び将来的な雇用計画など、把握、雇用へ向けた支援はどのような形で行っているのでしょうか。

また、今後の雇用に向けた支援策をどのように考えているのでしょうか。様々な形で雇用に向けた事業者へのアドバイス、情報提供などもあると思いますし、また住宅等の整備、また移住・定住も含めた大潟村への就職支援、農業での就職支援など、様々な支援が可能ではないかと思いますが、その点、どのように考えているかお聞かせください。

【議長: 丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

村では、各農家の雇用労働及び雇用計画などは把握しておりませんが、認定農家の農業

経営改善計画や、5年に一度行っている人・農地プランアンケートの中で、個々の経営内における農業従事者数を記載していただいております。

現在のところ、各農業経営における雇用労働などに関する相談についてはないこともあり、具体的な村からの支援事業は行っておりません。しかし、雇用などに関する労務管理 全般について相談があった際は、秋田県社会保険労務士会や秋田労働局などの専門機関へ 取り次ぐことでサポートすることとしております。

雇用就農者向けの住宅の整備については、これに特化してというものではなく、移住・ 定住促進の観点で行ってきた村営住宅の整備の中で対応ができているものと考えておりま す。また、移住・定住希望者から就職についての相談があった際は、分かる範囲で担当部 署において情報の提供をしております。今後もより一層、移住・定住希望者に寄り添った サポートを図ってまいります。

いずれにしましても、農家個々の経営において、経営規模の拡大、高収益作物の導入など経営基盤の強化を図る中で、いわゆる家族労働だけでは労力不足になってきている状況がみえてきております。秋田県農業会議の中にも、関係機関による「秋田県農業労働力サポートセンター」を組織し、各農協とも連携し、農業経営体が労働力を安定的に確保できるよう支援しているようです。現在のところ大潟村農協は参加しておりませんが、サポートセンターで実施している取り組みの中に各農家にとって参考となるものもありますので、そういった情報の提供もしていきたいと思います。

以上です。

【議長: 丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番:黒瀬友基議員】

ありがとうございます。

現状では特に支援策はないということで、把握も具体的にはないのかなというふうに理解している訳です。そういった問い合わせがあった場合に、労務士会ですとか労働局等に紹介しているということなのですけれども、やはりまだ個々の取り組みに関してはそれぞれ今後、実際に人を雇用していくとかという話になってくれば、実際に各事業者、農家が各自専門家にアドバイスを求めたりということになってくるかなと思うのですけれども、やはり先程も村長が言われていたとおり、そういう家庭内での労働力不足がというところが出てきているという現状であれば、いったんそこ辺り個々の相談を設けるという前にですね、どのような形で人を採用していくのかとか、そういった点を大まかにでも一度、どういうプログラムで紹介ができますとか、そういった概要だけでもですね、情報提供なのか、セミナーみたいな形なのか分からないですけれども、そういった形で一度全体に情報提供するという方法があってもいいのではないかなと思うのですけれども、その点はいか

がでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず、一般的には商工会などがそうした取り組みをして、地元企業に対する雇用に関するセミナーを開いたりとかしている訳ですが、村では残念ながら商工会はなくて、商工振興会はある訳ですけれども、なかなかそうした活動までは至っていない状況がありますが、ひとつ窓口として担っていただきやすいのは商工振興会もひとつあろうかと思います。

もう1つが、先程話をした秋田県農業労働力サポートセンターがある訳ですが、そちらも農協が会員になっていないということで直接事業が村でやれるかというのはちょっと今は何とも言えないところですが、いずれ村が主催してやるというよりは、そうした窓口になりやすいところがありますので、今後そうしたところとさらに協議を進めながら、どういったことができるかというのは少し整理をしていければと思っております。ですので、現在、大潟村農協もその会員にはなっていないようですけれども、その会員となることでどういったことを農家の方に提供できるというようなこともあると思いますので、そうした点も含め、少し関係するところと話をしていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番:黒瀬友基議員】

ありがとうございます。

関係機関とというか、村の中でいくと商工振興会もしくは大潟村農協などと一緒にということですので、ぜひそこを、別に役場が中心となってやる必要はないと思うのですけれども、ぜひそういったところと一緒にやっていただければなと、少なくとも最初のとりまとめというか方向性を決める段階では、ぜひ村が積極的にやっていただければなというふうに思います。ただ商工会に関して言うと、振興会は商工会とはまた違うのであれなのですけれども、商工会に関しては正確な規約は、すみません、存じ上げないのですけれども、一応商工者という縛りがあって農業者が入れないのかな、聞くところによると、申告の内容によってみたいな話があるのですけれども、そういうところになってくると、やはり大潟村では商工振興会ではなくて、やはり農協と一緒にやっていただくという、農業者の雇用支援に関してと思いますので、ぜひそこ辺り、農協とぜひこの後検討していただければなと思いますけれども、その点を改めて教えていただければと思います。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

黒瀬議員の再々質にお答えします。

今現在、商工振興会の会員というのはあれですが、はっきり分からないところがある訳ですが、法人化しているところは大体、会員に入れるのかと思いますし、大体規模を大きくすると農家も法人化してきていますので、そういった点からいくとある程度の補完はできるのかなと。おそらく今後、しっかり家族以外の雇用をするという場合は、法人化せざるを得ない状況があろうかとも思いますので、そういった点も含め、いずれより取り組みやすい団体で進めていくのがより良いことなのかなとも思いますので、両機関ともしっかり連携を取りながら進めていければと思いますので、どうかよろしくお願いします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

黒瀬友基さん。

【6番:黒瀬友基議員】

はい。では2つめの質問に移らせていただきます。

村民がワクワクするスポーツ大会運営をということで質問させていただきます。

先日、県高校駅伝及び東北高校駅伝が村で開催され、村民の目にも留まりやすい総合中心地を含むコースであったため、一部では村民の応援する姿も見受けられたとのことです。一方で農繁期、特に稲刈りや暗渠などの最盛期に、田んぼや格納庫などに通じる道を規制しての大会運営に懸念を示す声も少なからず、正直なところ数多く聞かれました。ただ、確かに農業が主要産業の村ではありますが、個人的には様々な大会を行うことで村の知名度につながることも考えられますし、経済的な効果もあると思います。また何より、村内で秋田県、東北の高校トップレベルの競技、選手を間近で見られることで、村民や子ども達に夢や元気を与えられることができるのではないかと考えていますので、村民の理解を得た上で、予算的な面や職員、サポートする村民の負担などを考える必要はありますが、これからも高校駅伝に限らず様々な大会の開催を検討していってもいいのではないかと考えています。

ただ、今回本当に残念だったのは、村からの広報おおがたでの案内では、「大潟村総合中心地を会場として、東北高校駅伝大会が開催されます。自由に観戦することができますので、高校生達の力強い走りを是非ご覧ください」という、ちょっとあまりにも通り一遍な告知、そして交通規制に関するお願いのみで、これではなかなか競技に最初から関心がない方の興味を引くことは難しかったのではないかなというふうに考えます。その結果として、大会に対する興味や関心が一部の村民に止まってしまい、一部の方にとってはただ

忙しい時期に田んぼや格納庫に通じる道が通行止めになるなどの負担や不満を感じるだけになってしまったのではないかなと思いますし、それは仕方のないことではないかなと思います。先程も述べましたが、今後も各種大会を村で行うのであれば、村民の理解と関心を高めることが必要不可欠だと思います。

3月議会の予算委員会において、村のスポーツ振興のために高校駅伝をという説明を受け、村民への周知をお願いし、それに対して「広報や村のホームページ等を通じて周知を徹底していきたいと考えております」という回答をいただいておりましたけれども、結果として先程述べたような通り一遍の告知になってしまったことは本当に残念です。それぞれの方、駅伝、陸上に関して直接興味がないという方もいると、こういった案内ではなかなか見ようかなと思わないのではないかと思います。ただ、実際に見てみるとですね、選手、高校生が頑張っている姿を見ると、やっぱり素晴らしかったですとか、応援したい、またここでやってほしいという考えに変わる方もいるのではないかと思います。そういった意味では、村内で大会を開催することを決めた以上、まずは一度くらい見てみようと関心・興味を持ってもらえるような大会の広報を考えていただけないものでしょうか。

村では、駅伝大会に限らず、スポーツコミッションおおがたを立ち上げ、「村のスポーツや観光、農業資源等を活用し、合宿や大会、イベント等への誘致や開催、スポーツツーリズムの推進等を目指している」と書かれています。これに関しても、村内ではボート大会や水上スキー等、大会に向けた排水路の水位調整による農業への影響を危惧する村民の声も聞かれます。地元で様々な大会を行っていくためには、もっと画一的でない効果的な方法で大会や競技の魅力を村民に伝え、多くの村民が村で大会が行われることを楽しみ、村民一丸となって大会を応援しようという雰囲気づくりを行うことが、継続的に大会の誘致と運営をする上で必要不可欠だと思います。

そこで質問ですが、今回、県、東北高校駅伝の開催について、結果としてですね、課題や反省点等あったのでしょうか。特に、村民の理解や関心を高めて大会を支援・応援してもらうための取り組みは十分であったのでしょうか。また今後、同大会の大潟村での開催の方針、またその際の改善についてはどのように考えておられるでしょうか。

2点目に、駅伝大会に限らず今後継続的に村内で各種大会を開催するためには、村民一丸となって大会を応援する雰囲気を醸成する必要があり、もっと積極的かつ効果的に村民に競技・大会の魅力を伝える取り組みを、大会の誘致、運営とあわせて行う必要があると思いますが、お考えはいかがでしょうか。

以上2点、お教えください。

【議長:丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長:北林 强】

6番、黒瀬議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の駅伝大会についてお答えいたします。

今回の大会の周知として、9月30日、10月21日、11月4日の計3回の全戸配布、大会の 2週間前から、土日を中心に計13回の防災行政無線、10月及び11月の広報への掲載、大潟 村及び村民体育館のホームページへの掲載をしております。加えて、交通規制の案内看板 を10月初旬から村内25か所に設置し、周知を図ってまいりました。また、コース上に事業 所を構える会社が45社ございました。こちらにつきましても案内書を直接持参し、ご協力、 ご理解をいただくよう詳しく説明をしたところであります。

今回の大会は、初めてのコースでの開催であり、村道を交通規制する必要があったことから、村民への周知については、考えうる限りの取れる手段を取ったつもりであります。 秋田県大会は、稲刈りはほぼ終了しておりましたが一部農繁期でもあったことから、今回は交通規制の案内を中心に周知いたしました。東北大会当日は、多くの村民に観戦・応援していただいたものと思っております。特に生態系公園の裏の方の、桜と菜の花の方に通じる所には相当数の村民の方がおられました。ただ、秋田県大会での村民の観戦者は、東北大会に比べれば、やや少なかったようにも思います。今回は総合中心地で行う初めての大会でありましたので、どのようにすればもっと村民の理解や関心を高められるのかという観点で今後とも検討し、大きな課題とさせていただきたいと思います。

今後の大会の予定についてですが、秋田県高体連によれば、次年度の秋田県大会については3年前のコロナ発生以前に戻し、秋田市の県都一周駅伝で実施するというふうに伺っております。ご承知のとおり、あくまでも高校駅伝につきましては秋田県高体連の主体事業であり、今回のように村への依頼があれば受け入れを積極的に検討するということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。また東北大会につきましては、3年に一度秋田県で開催することになりました。その経緯については東日本大震災で、これまで何十年も行っておりました沿岸部の、大船渡・石巻・相馬等々の沿岸部で11月でも降雪の心配のない所で40~50年行っておりましたが、沿岸部では開催できない状況となり、秋田もぜひ岩手、山形と共に開催してほしいという要望が3年前にあり、県高体連としては村に打診したという経緯がございます。今後、開催要望があるかどうかは全くの未定であります。また、東北大会が開催される年には、今年と同じように秋田県大会もリハーサル大会を兼ねて、同じコースで行われるであろうというふうに思います。

次に2つめの、競技・大会の魅力を伝える取り組みについてお答えします。

大潟村にはボート場や水上スキー場など、他市町村にはない施設があることはご承知のとおりです。2020東京オリンピックの開催に関しましては、デンマークナショナルボートチームが大潟村で合宿しました。先日はその凱旋事業も行われ、村民や多くの子ども達との交流の機会を設定したことは大変意義深いことだったというふうに思っております。

スポーツ大会の運営については、村民の理解があり、その上にスポーツへの興味・関心 が高まることは当然必要であります。議員ご指摘のとおりであります。今回の駅伝大会は、 初めての総合中心地でのコースであったため、東北高体連、秋田県高体連とともに村民への丁寧な説明、周知を心がけ、大会の開催と交通規制への理解を長期間にわたって求めたところでありますが、十分でなかったとすれば、改善すべき事項を整理しながら今後に役立ててまいりたいというふうに思います。今後、大会が開催されるとすれば、具体的には交通規制への理解を求めながら、チラシやポスター、ホームページ等を多く活用しながら大会の周知と観戦の呼びかけを行い、村民の関心を一層高められばと思っております。

今回の東北駅伝大会では、村外から約1,500名程度の来村者があり、産直では、菜の花まつりのシーズンのゴールデンウィークの売り上げに匹敵する程であったと伺っておりますが、村への経済効果もまた大きなものになったことと思います。

以上、いろいろ申し上げましたが、9月に行っております干拓記念駅伝は村の主催でございますが、あくまでも議員ご承知のとおり、高校駅伝については東北高体連、そして秋田県高体連の主催事業でございます。村としては後援もしくは共催として支援をするということでございます。そして村民の理解をいただきながら開催する意義はさらに深めていければというふうに思っておりますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番:黒瀬友基議員】

理解しましたし、理解していたつもりです。まず最初に丁寧な説明、周知を徹底というのを何度も言っていただいていたのですけれども、それが完全でなかったとすれば改善の余地があるという先程のお話がありましたけれども、今時点では特に問題ないというふうにお考えということでしょうか。完全でなかったとすればというお話なので、その点が1点。もう1つ、僕が言いたかったのはですね、別に周知を徹底というのは、その日開催されます、皆さん道路が封鎖されます、我慢してください、という、それはそれで必要なことなのですけれども、そうではなくて、やはり競技に関心を持ってもらうという視点の広報の告知の仕方がどうしても足りなかったのではないかなというふうに僕は感じています。その結果何が起こるかというと、今回、村政報告の方でも村長、「村民のみなさまや事業者のみなさまのご理解とご協力に感謝を申し上げます」と言われているのですけれども、ご理解を本当にしていたのかなと、何となく、やるのだからそこまで騒いでそこを絶対やるなと言うつもりはないけれども、村が勝手にやってるんだから仕方ねえな位の話だったのではないかなという方もいるのではないかなと思っているんですね。そうではなくて、やはりどれだけ素晴らしい大会かということを説明していただいて、そうではなくて、通行止めも仕方ないやじゃなくて、ここでやってくれてありがたかったなと思われるような、

今の説明の中でいろいろと、全戸配布ですとか防災無線等でも告知されたということは

やはり大会の魅力、素晴らしさを伝えていくことが、これから駅伝に限らず大会をやっていく上で必要じゃないかと思います。教育長は長く陸上競技ですとか、高校のスポーツ、部活動に関わられているので、様々な競技の魅力、素晴らしさをご存じかと思いますけれども、僕のように全くスポーツ、運動にこれまで関わってこなかった人間からすると、正直な話、なぜわざわざ走るのかくらいからの疑問から始まってしまうのですね。ただ、実際それを頑張っている姿を見ればやっぱりすごいなと思うんでしょうけれども、やっぱりそこの人間、村民の中にそういう人間がいるという視点で何かしらやっていただきたいんだというのがあります。

そういったスポーツに直接興味がない人間に関心を持たせるということは難しいことだとは思うのですけれども、オリンピックの事前合宿の時、実際に練習場に見に行きましたけれども、あそこに選手紹介の看板が立てられていました。そこには選手のこれまでの素晴らしい成績だとか載っていたのですけれども、個人的にですけれども、そこに趣味が書いてあってですね、編み物だとか、デザート作りだとか、乗馬だとか、そういったところで人間味というか、そういうところをきっかけに、そういう人たちなんだなみたいなところから、選手ですとかその競技に興味を持っていくというきっかけの持ち方もあると思うのですね。ですので、ぜひそういった形で、大会の周知を徹底していたという話ですけれども、そういった規制をします、やります、というそういった話ではなくて、もうちょっと競技に関心を持ってもらえるような、高校生の大会ですのでなかなか一選手にフォーカスして趣味は何ですというようなことを村民に伝えるということは難しいと思いますけれども、そういった形でやっていただけないでしょうかというのが個人的な考えなのですが、その点。

丁寧な説明と周知をされたということで、完全でなかったとすればとおっしゃられたので、今現時点でそこ辺りに改善するという予定はないか、課題として感じたことはなかったのかというのが1点と、もう1点、そういった形で競技に興味を持ってもらえるような周知の仕方をしていただけないかというその2点、お答えいただければと思います。

【議長:丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長:北林 强】

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

人によっていろいろな見方があるかと思います。私どもで把握した範囲では教育委員会、体育館等々においでの皆さんは、半日程度の交通規制はやむを得ないし、これだけ大きな大会で、県外そして村外からも多くの方々が大潟村に足を運んでくれて、そして大潟村は初めての人という方もいっぱいいる中で、大潟村の理解につながって良い大会だったというお話を数多く、私どもはいただきましたが、いろいろ反省点としては一番、これは高体連の方にも会議等を通じて強く申しておりますが、駅伝の場合は、議員ご承知のとおり、

試走というのが大切です。コースを熟知して、そして10キロ、3キロ、8キロ、8キロ、5キロ、5キロ、3キロというような距離の中でどこで勝負をかけるかと、ましてや今回は都大路の全国大会の予選を兼ねている訳ですので、東北大会は予選ではございませんでしたが県大会はそういう予選も兼ねている訳で、そういうことで試走に、前日または1ヶ月前位から土日に来ておりました。その際にコースは農道の一部も使っている訳でして、夜間に、先日の自治会長会議でも大変良いお話をたくさんいただきました、良い大会であったと。しかしながら残念なことは1点申し上げれば、夜間の試走は止めてほしいと、日没の時間が早いのでおそらく5時半、6時くらいだったと思うのですが、格納庫の方から戻ってくる時に直前になって走っているのに気がついて危なかったというようなこともありまして、これは高体連の方にも試走は明るいうちにと、実は全国大会に行くと夜間しか試走ができないのです。京都での全国大会はそういう意味で競合チームは夜に試走をさせたりしているチームが多いかと思いますが、その点も村の特殊事情等も話をして、試走で交通事故が起こると大変なことになるので、その点は大きな反省点として高体連の方にも申し入れをしてございます。

議員ご指摘の、村民への関心は私は想定したよりも高かったというふうに思っております。コースを車で回ってみましたが、いろいろなところで村民の姿があり、そして中継点の役場の前は交通規制をあらかじめさせていただきましたが、かなりの村民が、そして県内から出場したチームでない学校の保護者もかなり応援をしていただいておりまして、改善点は多々ございます。観客の整理、中にはコースを平然と走りながら目的地に行くと、ここは横断できませんというようなこと等も含めて運営面では運営管理者である高体連に強く申し出ているところでございますので、改善点については細かい点も含めて、指摘されたことも含めて、これからもし大会が、また要請があるとすれば、そのように改善していけるようにしたいと思います。

また、村民への興味・関心、私どもとしてはいろいろな考え方の人がおりますので、それはそれでそういうお考えかと思いますが、周知の方法についてはいろいろと手を尽くしたつもりでございまして、今指摘されたようなことも踏まえて、次回があるとすればその点もさらに事前に手を打ちながら、村民の関心を高めていける方法を見いだしていければというふうに思っておりますので、何か良い方法がございましたら議員の方からも教育委員会の方にご指導いただければ幸いだというふうに思いますので、よろしくお願いします。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番:黒瀬友基議員】

いろいろな村民の方がいらっしゃるというお話はそのとおりだと思いまして、興味を持ってもらおうと思ってもなかなかやはりそこに興味を持たない方もいらっしゃいますし、

やはり道路を通行止めすることに対しての意見がある方もいらっしゃると思うのですけれ ども、個人的には大分やりようがあったのではないかなというふうに思います。

駅伝大会をやる場合はそこ辺りを改善してというお話だったと思いますけれども、それに限らず、毎年ボートですとか水上スキーをやられているかと思います。おそらく来年もやるんじゃないかと思うんですけれども、ぜひそこ辺りから、もうちょっと村民に興味を持ってもらえるような、そこに関しては別に交通規制云々という話ではないと思うので、そこ辺りの取り組みをもうちょっと考えていただきたいなと思いますが、そこ辺り、ぜひ来年度から駅伝に限らずやっていただきたいと思うのですが、その点いかがでしょうか。最後にお伺いしたいと思います。

【議長:丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長:北林 强】

まず、東北大会は3年に1回ですので、来年の東北大会はありません。県大会について は先月の高体連の代議委員会等で、来年度の大会は県都一周駅伝に戻したいという意向の ようですが、コロナの収束状況にもよるということのようですので、そうなればまた県大 会をと。ただし、ご承知のとおり、大潟村で県大会を3年連続行いましたが、昨年と一昨 年はスポーツラインであります。これは県高体連会長が直前に、1ヶ月程前に、村長と私 のところに依頼に参りまして、県都一周でやる予定でしたが、コロナで関係機関の協力が 得られないということで、ぜひ大潟村のスポーツラインでやっていただきたいということ でございました。もし来年もそういう状況であれば、今年のようなコースではなくて、そ うなるとスポーツラインになるのではないかと、総中内でやると何百万という運営費がか かります。そういうこともありまして、ほとんどは警備保障、コーンの設置等々でござい ます。その点はスポーツラインでやると全くそういう経費はかからなくて済む訳ですので そういう面からも、もしコロナでまた村に依頼があるとすればスポーツラインということ になるのではないかと、現段階では考えております。高体連並びに秋田県陸協の方で協議 をして決定することだとは思いますので、村としては先程の答弁にもありましたが、依頼 があった段階で考えてみたいというふうに思っているところであります。いずれにしても 今回は多くの村民が初めて目にする東北レベルのランナーの姿に勇気づけられたところも あろうかと思いますし、スポーツの魅力を実感していただいた村民が多いのではないかと いうふうに思いますので、ぜひともご理解をいただければ幸いであります。

【6番:黒瀬友基議員】

すみません。ちょっといいですか。

【議長:丹野敏彦】

はい。

【6番:黒瀬友基議員】

僕の質問としては、駅伝以外の大会をやるのであれば、もうちょっと大会の競技の魅力 を、というのが最後の再々質問なのですけれども。

【教育長:北林 强】

失礼いたしました。

ボート並びに水上スキーのスポーツについても、村民の理解をもっと得られればというご発言だったと思います。そのとおりです。ボートと水上スキーは毎年のように全国的または県大会、東北大会規模の大会を行っておりまして、それについても今まで以上に周知に努め、村の人方が足を運んでいただけるようにしていきたいというふうに思っておりますし、議員の皆さんにも前に行われました世界学生水上スキー大会の際にもいろいろと足を運んでいただいてご理解をいただいたところですが、水上スキーの魅力、ボートの魅力等々も併せて総合的なスポーツの魅力について発信できるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

【6番:黒瀬友基議員】

終わります。

【議長:丹野敏彦】

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後3時35分)

令和4年第6回(12月)大潟村議会定例会【第2日目】

- **1. 開議日時** 令和 4 年12月 9 日(金)午前10時00分~午後 0 時05分
- 2.会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」
- 3. 出席した議員の氏名(敬称略)

 2番 工藤 勝
 3番 三村敏子
 4番 菅原アキ子

 5番 松本正明
 6番 黒瀬友基
 7番 菅原史夫

 8番 戸部 誉
 9番 齊藤知視
 10番 川渕文雄

11番 石井雅樹 12番 丹野敏彦

計 11名

4. 欠席した議員の氏名(敬称略)

1番 山田照雄

計 1名

5. 説明のため出席した者の氏名(敬称略)

村 長 髙橋浩人 副村長 工藤敏行

教育長 北林 强

 総務企画課長
 薄井伯征
 税務会計課長
 伊東
 寛

 生活環境課長
 近藤比成
 福祉保健課長
 北嶋
 学

 産業振興課長
 石川歳男
 教育次長
 宮田雅人

農業委員会事務局長 澤井公子

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第2号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第81号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例案

議案第83号 大潟村村税条例等の一部を改正する条例案

議案第84号 秋田県及び大潟村における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結 に関する協議について

議案第85号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案

議案第86号 令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案

議案第87号 令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案

議案第88号 令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

議案第89号 令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案

議案第90号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案

陳情第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提 出を求める陳情

陳情第7号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げの ため国に意見書提出を求める陳情

陳情第8号 介護保険制度の改善を求める陳情書

陳情第9号 学校部活動の地域移行に関する陳情書

陳情第10号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書

陳情第11号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作り を求める陳情

陳情第12号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稲収穫量調査の基準見直し を求める陳情

- 9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし
- 10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長:丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、11名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1、議案第81号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第10、議案第90号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第11、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番、菅原史夫さん。

【7番:菅原史夫議員】

7番、菅原史夫です。

私から2点、質問させていただきます。

まず1点目が、2ページ、3ページにかかる新型コロナウイルスのワクチン接種の件なのですが、今4回目の接種もやっている最中、来年には5回目の接種も行えるということで、予定通り進んでいて、まずは安心しております。そういう中で、ちょっと懸念してい

たこともあるのですが、大潟村では集団接種を行っていまして、診療所の方々が接種業務を担っているという形になっています。大体午後から1日100人近くはくるのかなという感じで考えていまして、それを看護師さん3人で手分けしてこなしているという状況です。ご存じのとおり、注射というのは非常に神経を使う、人の皮膚に注射針を打つというのは看護師さんは慣れているとはいえ、非常に神経を使う業務であり、またアナフィラキシー等の心配もあり、非常にリスクは高いと考えています。そういう中で、午後ずっと3人で打ち続けるというのがかなり負担なんじゃないかなというふうには考えていまして、その時期だけでも増員というのを考えられないのかということがまず1点。

あとですね、ちょっと確認したいのですけれども、国の方で新型コロナ感染症緊急包括 支援事業という補助金があるのですね。要はこの接種にかかる国からの医療機関への補助 というのが診療所も対象になっていると思うのですが、それについて村の方は申請してい るのかどうか、ちょっとそこもお聞かせ願いたいと。いずれにしろ、集団接種にかかる診 療所関係の職員の方々の労力、あと精神的なものも含め、増員等でいろいろ考えられない かどうか、そこをちょっとお聞かせ願えればと思います。

【議長:丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長:北嶋 学】

菅原議員のワクチン接種業務に関連しての質問にお答えしたいと思います。

1点目ですが、注射を打つ看護師の負担ということで、増員が考えられないかというご質問ではありますが、今現在、先程も菅原議員おっしゃったように、日あたり120人、130人をマックスに接種の方を行っております。今、2人、3人ということで、大体1人あたり、日で60人程の接種を行っているというのが現状であります。時間あたり、30分に例えば20人ぐらいずつの接種対象者を処理といいますか、している状況ということで、いろいろその前の面談、診断等々ありまして、時間的にはすごく余裕を持って接種をしているというふうにこちらの方では捉えております。確かにこれがずっと続くのであれば接種をされている看護師の方の体力面、それから精神面、いろいろな接種のリスク等々考えれば確かに大変ではあるかと思いますが、そういったことも考慮しながら今回も、前回もでしたが、1週間あたり3日間、連続ではありますが、そういったことで間隔をおきながら進めているということもありますので、今のところ、増員といいますか、そういったものは考えてはおらないところであります。ただし、あまりにも負担だというような声が上がれば、その際は他の医療機関等とも連携を取りまして、増員するところも検討はしていかなければならないかなと思いますが、今のところは増員の考えはありません。

2点目になりますが、国からの補助金について申請しているかというご質問なのですが、 こちらの方につきましてはちょっと今のところ、大変申し訳ありませんが、失念しており ますが、いずれ接種にかかる費用といいますか、今のところ全額国費負担ということにも なっておりますので、そちらの方で対応をしているというところになります。申請しているかどうかについては後で確認させて、報告させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長: 丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番:菅原史夫議員】

接種期間が比較的短いので、かなり時間的に余裕を持って対応しているということで、増員は考えていないということの話だと理解していますが、看護師さん、これだけやっている訳じゃなくて、接種業務、この時期はですね。それと今コロナの検査もやっていますよね。あと、日頃の通常の業務、この3つをこなしている状況ですね。もし期間が短ければ、逆に医療機関にそこの接種の方をお願いするという方法も考えられるんじゃないかなと思うのですよ。無理くりこっちの方の診療所のマンパワーを使うというのじゃなくて、接種する看護師さんだけ外からもってくるという方法もあると思うのですね。いずれにしる、その負担がどうなのかというのは看護師さん自身に、やはりいろいろと聞いてみることも必要だと思うので、その辺について考えられるかどうか、再度お聞かせ願いたいと。あと、補助金の件なのですが、この事業全額国費ということで持ち出しはほぼ無いよう

あと、補助金の件なのですが、この事業全額国費ということで持ち出しはほぼ無いようなことなのですけれど、こういうふうな大変な作業なので国の方も注射1回あたりいくらとか、1日50回以上は何万円とか、そういうふうな形で補助を出しているのですね。ですので、それだけある程度大変な業務だよということで国の方も補助ということで出していると思うので、こういうものをやっぱり有効に活用していく、そしてできればそれに従事した方々にそういうような形で報われるような補助金だと思いますので、これはぜひ検討してみる必要があるのではないかなというふうに私自身は思っていますが、それを確認していただいて、今後のこの対策について、今後村としてやっていく方向性でいくのかどうなのかというのも、もし申請してなければね、その辺ちょっと今の状況で答えられる範囲で結構なので、お話しいただければと思います。

【議長:丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長:北嶋 学】

菅原議員の再質の方にお答えしたいと思います。

外部でという訳ではないのですが、短期でこの期間だけでも頼めないかというような再質ではある訳なんですけれども、こちらの方につきましては、看護師といっても様々な、例えば接種後の見守りの方ですとか、そういった方も全て看護師ということで外部の方からお願いして業務をしてもらっているということで、そういった中でスムーズな接種の運

営ができているというふうに考えておりますので、今のところは、先程も申し上げましたが、これ以上といいますか、増員については今のところは考えてはおりません。

もう1点の、補助金の方を有効に活用できないかということではありますが、いろいろな業務、接種に関する業務について確認してからということにはなりますが、もし更なるそういった有効な活用ができるものがあるのであれば、検討はしていきたいというふうに思いますが、ただ、今回の第4回目、5回目のオミクロン株対応のワクチン接種については来年の3月31日までの期間ということになりますので、どうしても期間は短いのかなというふうに考えております。今回につきましては、この今の体制の方で進めていきたいなというふうに思いますが、何かしらの問題等々発生すれば、その際はすぐにという訳にはならないかもしれませんけれども、活用していきたいというふうに思っております。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

暫時、休憩します。

(午前10時15分)

(午前10時16分)

再開いたします。

【福祉保健課長:北嶋 学】

失礼しました。

1点目の方にかかるかと思いますが、看護師の方々の意見も聞きながら、こちらの方で 検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番:菅原史夫議員】

ぜひ現場の声もやっぱり吸い上げて、今どういう状況なのかも確認していただきたいと 思います。

村政報告でもありますように接種は今回のコロナだけではなくて、並行してインフルエンザのワクチン接種もやっているのですよね。要はそれだけ業務がここに来て集中しているということもありますので、現場の声をちょっと吸い上げてください。そして後、できればぜひこの国の支援も、要件として受けられるとしたらぜひこれは受けて、申請していただいて、待遇の方も含めてちょっと考えていただければというふうに思います。そこのところ、もし要件が合えば申請していただけるのかどうか、ちょっとそこを確認したいのですけれども、よろしいでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長:北嶋 学】

菅原議員の再々質の方にお答えします。

待遇の改善等々の関係での補助金の申請、こちらにつきましては、先程の間に合う、間に合わないというのもあるかもしれませんが、該当する項目等々あれば、看護師の意見も聞きながら、参考にしながら、待遇改善に向けてはしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

【議長:丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

菅原史夫さん。

【7番:菅原史夫議員】

はい。次の質問にいきます。

4ページ、5ページ目の農産物の作柄状況についてなのですが、昨日村長の説明のとおり、米、大豆に関しては非常に大変なことになっておる状況です。これで状況は分かったのですけれども、これを受けて村はどのようにこの状況を考えているのかということを、ちょっとこの説明には無かったので、そこをぜひお聞かせ願いたいと思います。

【議長:丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長:石川歳男】

菅原議員のご質問にお答えします。

農産物の作柄、とりわけ4年産の水稲の不作、大豆も災害があったということになりますけれども、まずは8月の豪雨による被害、これは畑作についてですけれども、これについては来年度の種子購入について、県の事業ですけれども、県費で3分の1ですけれども助成されるということで、補正予算で債務負担行為を今回上げさせていただいております。それに対応する作物は、畑作で大豆とカボチャということであります。これは8月の大雨で湛水被害を受けた、その影響による減収があった農家ということになります。

水稲のいわゆる秋田県内における作柄の作況でいくと94ですか、秋田県全体では。大潟村JAの作況調査では86ということで、著しく不良ということになっております。これに対する対応というのは、数年前から収入保険制度あるいはこれは従来からあったナラシ対策等において、農家の方々が自らそういったリスクに対する対応を取ってきておられます。その中で対応していくというのが基本的な考えであります。収入保険なんかはそこに国費なんかも入る、ナラシにおいてもそういうことでありますから、今現在はそういうことで既存のリスクに対する農家の対応の中で対応していくということで考えております。従って、12月補正の中でもそうですけれども、これらに対する村の新たな予算対応というのは今現在、考えていないということになります。

以上です。

すみません、ちょっと追加してご説明させていただきますと、不作とは別で、今物価高の影響も同時に農家の方にかかっているということもあります。そこで、とりわけ肥料ですね、肥料の価格高騰が著しいので、それに対しては農家の皆さんに通知はもう届いているかと思いますけれども、来年の春肥、秋肥について、価格上昇分の7割について、これも国の事業ですけれども、補填されるということが実施されることになっております。また、先日、村の農協の組合長、専務、常務等々の意見交換の中で、JAグループ全体として、営農資金について無利子貸付を実施していくというお話、情報もいただきました。そういった諸々の対応がありますけれども、そういったことをぜひご活用して、農家の皆さんの来年度の再生産に向けて取り組んでいければというところでございます。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番: 菅原史夫議員】

今回このJA大潟村の作況調査86というのは、非常に衝撃的な数字なんですよ。大豆はま だ調製が終わっていませんから何とも言えないのですけれども、半減に近い感じで収穫さ れているところが多いというふうには、私自身もそうなのですけれども、聞いています。 この状況が全県だったら県の方もすぐにも動くと思うのですけれども、これは限られた地 域らしいのですよね。結局この中央地区と県北、県南の方は平年に近いような話なのです ね。農業の村・大潟村というふうによくそちらの方も言っていますけれども、その根幹と なるところがこの非常に衝撃的な被害があるということのその危機感というのが、非常に 今の説明も含めて、伝わってこないのですよね。30億程度の財政規模の自治体なのでやれ ることっていうのは限られていて、それで全部、何でもかんでも補助しろということでは ないのですけれども、やはり村民に寄り添う、農家に寄り添うような、これは国がやって いますから、これは県がやっていますから、というふうな感じで、あとは収入保険で個人 で頑張ってくださいというような、そういうような捉え方をされかねないような形なので、 やはりもっと危機感を持って考えていただきたいと。もちろん支援については県と協調し てでも何でもいいので、まず県の方にこの惨状の方を強く訴えて、やはり何かしらの支援 の要望を伝えていくというのが、この小さな村のひとつの形だと思うのですけれども、そ れについて村長、どう思いますか。

【議長: 丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず、今年の不作は予想以上にというか、非常に大きいものになっているところです。

そうした中で、様々な資材が上がったことに対する対策というのは国で示して、村でも村 内への周知に今しっかり取り組んでいるところでありまして、肥料に関してはそれぞれに 浸透しているかと思いますので、ぜひ活用していただきたい。

また、今県議会でもこの不作については議題に上がっていますので、具体的な県としての対応が今後明らかになってくると思います。そうしたものも見据えながら、村としても取り組んでいきたいと思いますが、先程申し上げたように、JAグループでは営農資金の無利子の貸付を設定するということで話を伺っているところです。それぞれの役割の中でできることをしっかりやっていきたいと思います。

ただ、今、収入保険については約100戸の農家が加入しているということです。今回の不作にはナラシ対策は活用なりませんので、ぜひ収入保険に入って、こうした災害に近いような状況でも対応できるということを農家の方でも真剣に考えていただいて、今後の対策にしていただければと思います。なお、収入保険においては、高収益作物については事務費の一部を村で今補助することは取り組んでおりますので、そういったものも継続しながらしっかり取り組んでいきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

いずれ、村単独でというのはなかなか金額的にもそんなに多くはできないので、連携しながら取り組んでいきますので、よろしくお願いします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【7番:菅原史夫議員】

いえ、終わります。

【議長:丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

3番、三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

3番、三村敏子です。

2点質問いたします。

はじめに、4ページの訓練のことなのですけれども、今回、水難救助訓練も行われたということで、私も水害に関して大変心配していましたので、水難救助訓練が行われたということで、ああ、行われたんだと思ったのですが、どのような想定の下で、どのような水難救助訓練が行われたのか、教えていただけないでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

生活環境課、近藤課長。

【生活環境課長:近藤比成】

三村議員のご質問にお答えいたします。

今回、水難救助訓練というものを行いましたけれども、今回はですね、西部承水路の方で行っております。豪雨の影響により、釣り人の方が承水路に足を滑らせて転落したという想定の下で行っておりまして、男鹿地区消防本部の水難救助隊が水上バイクにより救助にあたるというような内容となっております。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

自分が想像していたのと全然違っていまして、西部承水路ということであれば、自分が心配しているのは内水面というか、村内の豪雨が続いた場合、水位が上がって道路が冠水して車が走れなくなった場合とかを自分では考えていたものですから、ルーラルの従業員の皆さんも参加して訓練が行われたと書いてありましたので、そういうことをちょっと想像していたのですが、これは村が主体で行われたということではない、県消防協会・男鹿潟上南秋支部主催ということですので、村としても水害に関しても考えるということではありましたけれども、こちらの男鹿南秋それから県消防協会とかそういうところへの、村としてそういうことの訓練も必要ではないかというような話というのはなかったのでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

生活環境課、近藤課長。

【生活環境課長:近藤比成】

三村議員の再質問にお答えします。

今回の訓練ですけれども、主催が男鹿潟上南秋支部となっておりますけれども、内容の 検討に関しては村が中心に、村で行うということで村の中で検討した内容になっています。

村内の水害ということですけれども、前にもお答えしたのですが、村の中では増水というのがなかなか考えにくいと、ただ無いとは言えないという意味でちょっと検討するということはお話ししましたけれども、通常としては考えにくいと、道路が冠水するということはあるかもしれませんけれども、ただそこで避難するというところまではいかないのかと思っております。家の中で待機していただくという形がいいのかと。例えば前回、平屋の場合はというお話をされていたのですが、家も基礎がありますので、50センチくらいは道路面よりはあると思います。そこまで上がるような雨が降るかというとちょっと考えにくいですので、そこまでは想定としてはしておりませんでした。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

想定しにくいということではそうなのかもしれないんですけれども、今の時代、想定外のことが起きているということで、訓練だけでも想定して、孤立してしまうという、車が走れなくなると孤立しますよね。そうすると食料を運ぶとかそういうことの、一体じゃあどうやって孤立したところに食料を運ぶとかそういうことの想定、そういう訓練も、訓練しておけば万が一そういうことになった場合でも対応ができると思うのですよ。ボートで運ぶのか、船で運ぶのか。ひだまり苑が2階がないので一番自分としては心配しているのですけれども、2階がないのでお年寄りを救急車で運ばなくてはいけないのに救急車が走れなくなったとか、そういうような想定をして訓練だけでもやっておけば、万が一そういった場合でも対応できるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

生活環境課、近藤課長。

【生活環境課長:近藤比成】

三村議員の再々質問にお答えいたします。

まず、村の方のハザードマップですとかそういった想定では、総合中心地内には水が来ないということになっております。

想定はして、そういう訓練はしておいた方がいいのではないかということですけれども、 訓練するにしても水のない状態になりますので、なかなかそういった訓練というのはしづ らいのかと思います。ただ、こういう場合はこういうふうに対応するというような、そう いった机上での想定というのはできるかと思いますので、そういったところは考えてみた いと思います。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

次の質問をお願いします。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

次に、9ページの東北高等学校駅伝競走、女子駅伝競走大会なのですが、高い評価をいただいたということで、職員の皆さん、関係者の皆さんのきめ細かな配慮、万全な準備により得られた高い評価だと思います。

この大会には村の予算も使われています。過日、中学校野球部の練習のためのハウス建設にあたっての収支報告を見た村民の方から、なぜ村の支援がないのかと疑問の声が寄せられました。子ども達への、同じ子ども達というか高校生、また村の場合は中学生の野球部のことですが、何が違って中学校野球部のハウス建設には支援がなかったのでしょうか。以上です。

【議長: 丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長:北林 强】

三村議員のご質問にお答えいたします。

まず、中学校の野球部は、これは数ある中での部活動でございます。従いまして、教育 活動の中にはある訳ですが、部活動に関しては、部活動の運営費等については学校の方に 教育的予算を設定してございます。従いまして、野球部だけでなくて、剣道部、卓球部、 そしてバレー部、吹奏楽部等々がいっぱいございます。そうした中で、どこでも大体同じ だと思うのですが、部活動の施設費または部活動の運営に関することについては、消耗品 等もいっぱいございます。そういうこと等も含めて、これは部活動と教育の中でも学習活 動とは別に考えていかなければならないということで、何度も野球部の関係者の方とお話 しました。以前もハウスがあった訳ですが、おそらく20年程前だと思うのですが、その際 も保護者会が中心になって作ったという経緯がございます。従って、これに関しては村費 で補助するという形ではなくて、保護者が中心になって寄附金を集めて作るということに なったというふうに伺っておりますので、駅伝は昨日の質問にもございましたが、ボート そして水上スキーも含めてですが、大きな大会の場合には、これは補助金で措置している 訳ですので、その辺は大きな違いがあるということであります。ただ、部活動についての 野球部に関しては、バッティングマシン等々の予算措置もしてございます。いろいろな面 で補助はしていますし、久しぶりの全県大会出場に関しても村として激励金の形でいろい ろ補助をしているところでございますので、全く補助をしていないということではないの で、その辺はご理解をいただきたいと思います。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

部活動に対しての補助はしていますということではあったとは思いますが、かなりな金額な訳ですよね、その駅伝にしても、ボート大会にしても。それを村の子ども達のそちらの方には何もなかったというのを見た方というのは、やはりどういうことなんだというふうにどうしても思ってしまうんですね。今回の場合、特別、ハウス建設のハウスの値段も上がってきていますので、結構高額な額だったわけですね。それに対して村から一銭も支援がないのかって思われるのは当然のことではないかと思うのですけれど、今後どのように考えられるのか、全ての額、今回のハウス建設にかかったのが全て寄附とかで賄われている訳ではないようですが、今後また支援が必要とか、そういうことの検討というのはされる余地はあるでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長:北林 强】

まずは押さえておかなければならないことは、部活動に関しまして、教育委員会が主導 して施設の更新を行ったということではなしに、以前に保護者会で予算を計画して、そし て寄附金等々で作った施設でございまして、元々必要であるかどうかというところに論点 がいくかと思いますが、今、高等学校では屋内練習場がほとんど整備されてございます。 そういう流れの中で中学校も簡易的な、ご覧になったかと思いますが、もう中は網、そし て電気等々、屋内練習場に劣らないような施設を作られているというふうに報告書を、私 も寄附者の一員でありますので、その報告書を3日ほど前にいただきましたが、そういう ことも含めて、これは何度か相談を受けた中でこれほどの規模ではなかったかと思います。 そういうことも含めて、中学校の成長期にある部活動でありますので、やっぱり冬期間は 体力強化に重点を置くべき指導が中心になるのではないかというふうに考えてございまし て、そういう意味で冬期間の、高校生と同じようにバッティング練習、投球練習等々が必 要であるのかどうかも含めて、これはいろいろお話をさせていただいたところでございま して、教育委員会が予算化をしてやるのであれば当然、それが必要であるという判断であ れば当然そのような方向で行う訳ですが、あくまでも歴史的経緯からいって、保護者の段 階で簡易的なものを作って提供するとこういうことでありますので、その辺は議員も理解 をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

【議長: 丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番:三村敏子議員】

部活も今、国自体がいろいろと検討されていて、地域に移行するとかある訳ですけれども、教育長が考える小学生、中学生は身体づくりが基本であるということ、その練習のやり方に関して教育長が考えていることがもし、野球部とか他の部でもそうかもしれませんけれどもそういうことに関しても、そうすればこれからもそういう部活動の、話がずれてしまうのかな、そういうようなところが大事ではあると思いますけれども、今建てられたハウスを使っての部活動のあり方についても検討されるということにもなるかと思うのですが、今建てられていますので、保護者の負担がかなり大きくなりすぎているのではないかと思うのですけれども、そういう体力づくりということも考えながら、保護者の負担ということに関してもどのように考えられるでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長:北林 强】

誤解をしていただかないようにしていただかなければならないかと思うのですが、私が

先程答弁いたしましたのは、野球部の冬季練習の中でも最も大切なのは体力強化であるだろうというふうなことを申し上げたのでございまして、全て夏場から体力強化が部活動の主目的である、または議員が言われますように、スポーツ少年団、小学校は部活動ではございませんので社会体育化しましたので、等々においても冬季練習を村民体育館でやっております。やはり冬期間はボールを握ること以外にも、最も大切なことが体力強化だろうという意味でお話ししたのでございますので、誤解の無いようにお願いをしたいというふうに思います。

このことについては、野球の保護者会の方が2、3回私のところにおいでになった際は、しばらく前からですが、そのような話もさせていただいております。従って、中学校の部活動が全て体力強化ではございませんので、誤解の無いようにお願いしたいと思います。夏場においてはやはり競技を通して、豊かな人間性を培い、そして勝利至上主義ではない、誰もが部活動をやって満足できる、そういうような環境をつくっていくということが大切で、その中のひとつにバッティングマシンがあり、また野球場は非常に土が減っていきます。従いまして、計画的に年間何十万かの予算化をしながら野球場整備にも努めておりますし、いろいろな面で、ボール等々でも当然何日か使うと消耗する訳ですので、そういうこと等も含めて支援を当然ながらどこの市町村でもやっている訳ですので、その点は深くご理解をいただいて、そうした中で冬場の屋内でのハウスの練習場については、代表の方が何度もおいでになりましたので、その話の中で中学生の段階、成長期にある中学生の段階では、もっとも大切なのは、ボールを握ることも必要かと思うけれども、それ以上に冬期間11月末から3月までの間はやる方法があるのではないですかというような話もさせていただいたということでございますので、その点は誤解の無いようにご理解をいただきたいと思います。

保護者の負担なのですが、これは例えば競技は異なりますが、スキーだとかという競技においては本中学校でも全国大会に出場している選手がいますが、やはり相当な負担があるだろうというふうに思います。ただ、今回の練習場については、おそらくもっと安くできるのではないかと思っていたと思いますが、いろいろな諸般の事情でどんどんどんどんがしたがりしていったということかと思います。その点については、村としては部活動に単独に補助をしていることは、ボール等々、そして野球場の整備等々以外にはかなり難しいという話をさせていただきましたので、野球の関係者はご理解をいただいているものと思っております。

以上です。

【3番:三村敏子議員】

終わります。

【議長:丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

9番、齊藤知視さん。

【9番:齊藤知視議員】

9番、齊藤知視です。

私も4ページ、5ページの今年の作柄について、先程、菅原史夫議員も質問しましたけれども、作況指数86、これはかつて、私も長年農家をやっていますけれども、村でもこれほど悪かったことはなかったのではないかと思います。確かに台風の影響等で、地区によっては3俵、4俵ということもありましたけれども、今回は村全体がこういう状況だということです。先程の村長の答弁では、国、県、あるいは農協、それぞれ対応しているからぜひそちらでやってもらいたいということなのですけれども、確かに村でも財政的に非常に厳しいと思いますけれども、問題なのは金額の多い少ないじゃないのですよ。村としてどう対応するか、そこが問われていると思います。特に気候変動、これからおそらく続くでしょうから、こういう状況がまた発生する可能性もあります。ですから、村としてこういう状況になった時にどう対応するか。そういう指針というものを私は示すべきだと思いますけれども、村長の考えをお聞かせください。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

齊藤議員の質問にお答えします。

まず今回、非常に予想以上に作柄が悪い状況であります。そうした中で先程もお話しし たように、今様々な資材も値上がっているということもありまして、国では肥料に対する 値上がった分の補填をする事業を進めていますので、それを村内の農家が有効に活用でき るようにという意味では、それを販売している事業者と連携しなければならないというこ とで、いち早くそうした周知を事業者も含め取り組んできたところです。さらに、種子に 対する支援ということで国の制度がありますので、それを村も一部負担する形で今回上げ させていただいていますし、農協とも意見交換する中で、JAグループとして営農支援金の 無利子の対策を講じると、また農協としても資材が値上がった分、手数料率が今までどお りだとかなり利益が上がるのでそれは下げる形で農家負担を減らしつつ、農協としても事 業収益を確保するというそうしたことも取り組むということの話を伺っています。いずれ それぞれできることをみんなで、それぞれの団体で取り組みながらということが今回大事 なのではないかなということであります。その上で、先程話をしたように、ナラシ対策は 昨年、米価下落ということで対応できましたが、今年のような状況は対応できませんので、 やはり収入保険にもう少し取り組んでいただくということがますます必要になるのではな いかと思っています。今後そうした収入保険に対しての加入に向けたことで何ができるか というのはまだあれですが、今の段階では高収益作物の取り組みについて、事務費の一部 負担を村も支援をしているということであります。また、共済組合の事業所を村役場に今

設置して運用しています。そうしたことも非常に大事な要素だと思っていますので、今後も村農家がより身近に共済を活用できるような取り組み、その流れで今ハウスの災害保険が始まりました。今までそういう取り組みが村農家はできなかった訳ですので、そうしたこともだんだん整備されてきたなと思っています。

今回、村単独で何ができるかということで、今の時点では村単独でこうしましょうというところまではなかなか取り組みを示すことができていませんが、今回の国の補正、そして県議会の営農への対策も今度明らかになってくると思いますので、そうしたそれぞれの取り組みと強調しながら、村としてできるところについてはより効果を上げるためにやっていければなとも思っていますが、いずれそうした中身がはっきりした中で対策を講じていければと思っています。いずれ、気候変動がまさに今回も、今まで無いような生育の過程と、結果としての不作ということですので、来年またどういう形がくるかというのは全く見通せないそういった不安もありますので、ぜひ収入保険には加入しながら経営の安定を図っていくということには取り組んでいただければと思っております。

また、今回の生育状況をさらに詳細に、何か対策を講じることができたのか、できなかったのかということも、おそらくだんだん分かってくると思いますので、そうした情報等があれば、農協と連携しながら農家への周知に努めていければと思います。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番:齊藤知視議員】

確かに村長おっしゃるように、個々の農家経営ですからこれは最終的に自分で守るということがもちろん基本ではあるのですけれども、私自身の感覚としては、収量、収入共におそらく2割前後ぐらいは例年に比べて少なくなるのかなと思います。やっぱりその部分をカバーするために何年かかるのだろうと、1年、2年では取り戻すのは難しいのかなというような状況で、農家経営も今非常に厳しい状況はある中で、やっぱり地元の自治体として、やっぱり村単で何か考えるべきだと思うのですけれども、そういった考えはないですか。自治体としてあると思いますけれども、やるべきことが。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長:髙橋浩人】

齊藤議員の再質にお答えします。

まず、国の方でコロナ交付金が再度検討されていますので、おそらく交付になると思いますが、規模としては前回と同じくらいではないかといわれていまして、前回、村には1,700万くらいでしたか、の交付でした。前回も内部の検討の中で燃料高騰等、農家に支援を、

その交付金を活用してできないかということを検討したのですが、村の農家、例えば面積でいくと大した支援にならないと、また燃料高騰は農家だけに影響がある訳ではないので、一般の村民にも影響があるということから今回は商品券という形で、一人ひとりの村民、1人7千円ということで活用させていただきました。今回の補正で出てくるコロナ交付金についても同程度になるとすれば、村単独で新たな事業を起こしてということはなかなか難しい面があるし、効果が薄れる面もあるのではないかなと、そうしたこともあって先程言ったように、国や県の事業と協調する形でさらに支援するということもひとつの方法ではないかなと思っております。少ない財政の中でより効果のある、または農家にとってよりよい形で取り組んでいければと思っていますので、ただやはり今回の燃料高騰、電気代等を含めて、非常に各家庭の影響もあるということも村としては考慮する必要もあるので、その点もご理解をよろしくお願いします。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【9番:齊藤知視議員】

ありません。次にいきます。

14ページです。真ん中にあります、農産物の販路拡大の推進事業の64万円増額するということなのですけれども、これに参加する事業者は確か1社だったと聞いていますけれども、これは横浜でその事業者の農産物の販売をすることになると思うのですけれども、参加する事業者が負担する部分というのはありますか、何か。

【議長:丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長:石川歳男】

齊藤議員のご質問にお答えします。

農産物の販路拡大事業ということで今回横浜で実施される、これは全員協議会でもご説明いたしましたけれども、再生可能エネルギーに関しての連携協定を結んだ自治体で、横浜市役所の一角で行われるものでございます。これに参加するということでございます。今のところ、1社にお声がけをさせていただいて、そこから商品を調達してもらおうかと。参加事業者ですけれども、そこまでの商品の輸送といいますか、そういったものは事業者持ちで実施していただくというふうに考えております。逆に言いますと、村で負担するのは、そこで使う備品の借り上げ、あるいはPRのエコバッグ等を村で今考えたいなということで、今回予算措置をさせていただいているということでございます。あとは、もちろんそこまでの旅費についても事業者負担ということになります。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番:齊藤知視議員】

これは事業に関して1社のみの参加ということで、これは募集の仕方はどのようにしたのでしょうか。もっともっと村には事業者がおる訳ですから、1社のみでいいのか。もっともっと広く大潟村の農産物をアピールするためにももっと他の業者を何とか募るべきだと思うのですが、どういった状況でしたか。

【議長:丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長:石川歳男】

齊藤議員の再質問にお答えします。

今回の販路拡大事業、キャンペーンみたいなものですけれども、については様々な幅広い商品を調達できる業者さんがいいなということで、そういった商品が確保できる業者さん、米以外の商品をお持ちの業者さんにお声がけをさせていただきました。

なお、村で行っているキャンペーンについては、秋には米を主体にして江東区民まつりの方に参加するそういった事業も実施しております。そこはカントリーエレベーター公社なのですけれども、そこではない、今回はもっと米以外のというのは、そこでPRしたものを例えば通販で買いたいですとか、そういった今後のつながり、そういったものに広く対応できる業者さんの方が長く大潟村の商品をPRできるというところを見込んで、こちらの方でそういった業者さんにお声がけをさせていただいたということであります。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【9番:齊藤知視議員】

いえ、ありません。これで終わります。

【議長:丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

11番、石井雅樹さん。

【11番:石井雅樹議員】

11番、石井雅樹です。

2点ありますけれども、まず1点、ワクチン接種につきましてなのですが、11歳までの 幼児・児童で接種を希望される場合は、湖東厚生病院に出向いて行ってワクチン接種する ということになっていますけれども、11歳まで大きく分ければ、ざっくり分けて小学校、 中学校、高校、この村のワクチンの摂取率は分かりますでしょうか。

それとまた、多分、湖東病院まで11歳以下の子が行って受けるというのだと、多分かなり比率が下がるのではないのかなと私は想像しておりますけれども、いわゆる小学校、中

学校でコロナにかかった児童・生徒、いわゆるワクチンを打った子と打たなかった子でコロナにかかった場合の、症状の違いとかそういうものというのは、いってみれば教育委員会あるいは学校で把握しているものなのでしょうかという質問です。

【議長:丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長:北嶋 学】

石井議員の、ワクチン接種の前段の方の質問にお答えいたします。

11歳までということでの摂取率についてでありますが、これは12月7日現在の数字ではありますが、5歳から11歳までの人数としては157名となっております。そのうち、体調等々の関係で1回しか打てなかった方が4名、2回まで終わっている方が42名、3回目まで終了している方が28名ということで、残りの84名の方が接種をしておらないというような状況になっております。ですので、率にしてみれば5割を切っているような状況と言えるかと思います。これからもですが、ちょっと遅れてなのですが、今後はまた生後6ヶ月から4歳までの方々、こちらの方についても11月から接種が可能という感じになっておりますが、そちらの方についてはまだ少ししか実績がないと、開始して間もないということもありますので、こちらの方についてはまだ集計はできておりませんが、いずれ学校関係、11歳までですね。中学校、高校については大人と同じだけの接種というふうな感じになっていますけれども、11歳までの方々については先程申し上げました摂取率ということでご理解いただければと思います。

症状の関係については教育委員会関係ということでお願いします。

【議長:丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長:北林 强】

石井議員のご質問にお答えいたします。

先程、福祉保健課長がお答えした小学校までの分ですが、中学校についても発症者はこれまで中1、中2、中3で生徒が43名ございますが、予防接種を受けたか受けないかということについては学校では把握してございません。中には予防接種を受けていないという生徒も当然いるかと思いますが、正確には学校ではそこまで私どもも求めてございませんので、把握していないのが実情であります。

小学校はこれまで60名です。それから関連してこども園が40名、合わせて143名、これは 昨日現在で罹患してございますが、同じように小学校もこども園も、接種しているかどう かということは把握してございません。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番:石井雅樹議員】

接種している、していないの、いってみればコロナに感染した後の症状というのは、私 はできれば把握するべきだと思うのです。小学校、中学校、こども園も含めて、回復して 登校してきた時に、担任の先生なり、保健の先生が聞き取り調査をすれば簡単に分かるこ とですので、ワクチン接種の案内が来た時に必ずやっぱりお母さん達から「どうする?受 ける?打たせる?打たせない?」というふうな、いわゆるメールなりLINEなりが回るので すよ。やはり若年層はそんなに重篤化しないという情報もあれば、だんだんオミクロンな りに変わってきて重篤化しなくなってきているというふうな、いってみれば副反応も怖い、 どうする、どうするというふうな、いわゆる探り合いみたいな情報交換が必ず始まるので すが、例えば私の知り合いの場合、家族全員が感染した知り合いが2家族いまして、たま たまその2家族の中で20代の青年が、「俺は若いから大丈夫だ」と言って打たなかった青 年が2人いて、全員罹ってしまったらやはりその20代の打たなかった青年が一番大変な思 いをしたと、4日、5日、39度から熱が下がらずに、他のお年寄りも含めて接種している 人たちは1日か2日で回復したというふうな情報も私も聞いておりましたので、たった2 例のそういう情報だけでも、でもやっぱり子どもも打たなければいけないんだなというふ うに私は判断して、子どもにも打たせました。ですので、いってみれば聞き取り調査をし たものを公開しろとまでは言わないですけれども、ある程度の情報として学校なり教育委 員会が情報を持っているのは大事なことなんじゃないかなというふうに思います。本当に 簡単に、担任の先生なり誰かが聞き取り調査で打ったか、打たないか、何日熱が上がって どのくらい苦しんだというのは簡単に聞き取り調査できる話なので、私はした方がいいと 思いますけれども、答弁をお願いいたします。

【議長:丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長:北林 强】

石井議員の再質問にお答えいたします。

まず、接種するかしないかは、これは保護者の判断でございますので、教育委員会、学校では進めてはいるものの、判断は。中には保護者によっては、私の家族も含めて、子ども達には接種させませんとはっきり言われる方もおります。

その石井議員の提案であります、罹った子どもについてその後の状況を把握しておく必要があるのではないかと、これは当然そのように思いますが、学校だけに任せる訳には当然いきませんので、これは家庭の協力がないとできませんので、その点は今後、これからもまだ現に今週に入っても1人ですが、しばらく発症者がいなかったのですが1人出ております。そういうことも含めて今後、学校と保護者の協力も得ながら、やるべきかどうかも含めて検討したいというふうに思います。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

石井雅樹さん。

【11番:石井雅樹議員】

次の質問にいきますが、情報というのはある程度持っていないと、何事にも判断も何も つけられないと思うので、私は情報としては集めた方がいいのではないかなというふうに 思います。

次の質問に移ります。

先程の三村議員の質問に関連してなのですけれども、教育長の方からバッティングマシンについて予算措置がされているという答弁がありましたけれども、すみません、私その情報を初めて聞きましたので、いつ、いくらの予算措置がされたのか教えていただければと思います。

【議長:丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長:北林 强】

石井議員の質問にお答えいたします。

かなり前のことでございますので、手元に資料がございませんので、明確な答えはできませんが、多分7~8年になろうかというふうに思います。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

暫時、休憩します。

(午前11時25分)

(午前11時26分)

再開いたします。

【11番:石井雅樹議員】

終わります。

【議長:丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

6番、黒瀬友基さん。

【6番:黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。

3点程、お伺いしたいと思います。

まず最初に、お二方ほど聞いているのですけれども、農作物の作柄等についての部分になります。今まで再三、他の方もお伺いしていて、なかなか村単独でというのは、コロナ

の交付金等あったとしても、金額的にも村単独での事業として何か支援をするのは難しい のではないかというお話だったと思います。その点については、現実的にはそうなってし まうのかなと思うのですけれども、そういった中で、農協の無利子、利子補給等もありま して、そういう事業も出てきましたと、あと県、国も今考えていますというお話はあった と思います。それを見ながらこれからどうしていくかを考えていくというお話だったと思 うのですけれども、そうはいってもまた繰り返しになってしまいますけれども、村単独で はなかなか財政規模的にも難しいというお話であれば、ここはやっぱり、それであればや っぱり先に、時期を、全体を見てというのもひとつあるのですけれども、逆に時期を見た ところでそんなに大々的に予算を使って補助金を出せないというのであれば、逆にタイミ ングが大事だったんじゃないかなと思うのです。逆に言うと、一番最初にこんな支援をし ますだとか、単独でできなければ他の、農協ですとか、国、県の支援を含めて、そういっ たところの総合的な第一の窓口としてでもそういうものをつくりますというのを、大々的 に村民に宣言するというかそういうものをつくる、それを一番最初につくるというような そのタイミングが重要だったのではないかなと思います。ぜひそういった形でできること には限りがあったと思うのですけれども、その点、これに限らずですけれども、やはり全 てを待ってではなく一番最初に、タイミングというのが一番、村民が特に不安を感じてこ れからどうしていこうかと思っている時に、そこに寄り添ってもらえるんだなという気持 ちが感じられるというのもまたひとつ重要ではないかと思うので、その点、やっていただ けたら良かったのではないのかなと思うのですけれども、そういうことをどのようにお考 えでしょうか。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長:髙橋浩人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

先程も話をさせていただいたように、前回のコロナ交付金は1,700~1,800万くらいだったと思いますが、その活用について農業部門でもということも内部で検討しましたが、村農家の面積も大きいということもあって、多少の支援がいってもそれが果たして効果があるのかということの検討にもなって、さらには農家以外にも影響を受けているということが、各家庭が影響を受けている訳でして、そういったことから全村民に1人7千円という形で商品券を交付するということに前回の交付金は取り組ませていただきました。それが主にということで。また新たな今の国の補正の中で、コロナ交付金も今言われていますので、ただそれも大体同じような規模ではないかなと今予想しているところです。そうした中でどういう支援を、面積あたりでいけばいいのか、または減収率等を勘案するのか、または灯油の値上がりということであれば、冬季の園芸に取り組んでいる農家を集中的に支援するとか、様々あろうかと思いますが、そうした限られた予算の中でより効果を上げる

となると、やはり強調した方がより強い支援になるのではないかと思っています。今の段階でも、先程来申し上げたように、特に影響の大きかった畑作については、種子に対する支援を、それは国、県、村も協調する形で行うことになりますし、そういったことも今現在もすでにメニューとしては示しておりますし、それが例えば肥料高騰分の支援についても確実に村内農家が活用できるように周知をしている訳でして、そうしたことをしっかりやりながらも今度新たな交付金の規模とそして国、県のメニューも見ながら、協調できるところは協調する形の方がより効果があるのではないかなと今は感じているところです。以上です。

__...

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番:黒瀬友基議員】

分かりました。個人的には先程のお話では、協調でも村の財政の状況からするとそんなに村ができることは限られるのではないかというお話だったので、それであればそこを待つよりはまず最初に窓口をつくるなり、寄り添うという姿勢を見せる方が僕は大切ではないかと思ったのですが、今のお話を聞く限りでは、そういった事業を見ながら強調した方が効果が得られるということで、相当な支援をしていただけるのではないかと理解しましたので、それで終わりたいと思います。

次に移らせていただきます。

新米即売会についてですけれども、昨年同様の形で即売会を行ったということでした。 協賛事業等もありということだったのですが、その中で人手、売上げが、即売会の方は前 年の8割程度ということだったのですけれども、これは原因をどのようにお考えなのか、 その点だけ教えてください。

【議長:丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【產業振興課長:石川歳男】

黒瀬議員の新米即売会についてですけれども、人手、売上げが昨年の約8割、昨年が過去最高だったのですね。今年が8割とはいえ、過去2番目ということで、悪かったのかというとそうではなかったのかなというふうには思っております。

昨年から2割ほど減ったというのは、各周辺農協も同じような紙袋30kgを消費者に直接 売るということをやられております。そういったものも影響して村に買いに来なくなった と言いますか、そういったものもあるのかなというふうに感じております。改めて全てを 調査して何故減ったのかという調査はしておりませんけれども、感覚としてはそういう感 じを受けております。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

【6番:黒瀬友基議員】

ありません。次に移ります。

ちょっと委員会が別なので、今回の補正予算に関してですけれども、産業振興課関係でということで、令和5年度までの債務負担行為のところに関してですけれども、桜と菜の花まつり補助金についてというので300万円というのが出ているかと思うのですけれども、これが今回出た経緯等、もう一度改めて教えていただきたいのと、これが今まで実行委員会の方が、実質的にルーラル大潟が事務局というかその大半を担っていたのかなと思うのですけれども、それを外部に委託するようなお話だったと思うのですけれども、その点の経緯を教えてください。またこれが今回出ているということは、どのような内容の菜の花まつりをやるのかというのがある程度決まってきているということでよろしいのでしょうか。その点、今年と大きく変わるとかそういうことがあれば教えていただければと思います。

【議長:丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長:石川歳男】

黒瀬議員の債務負担行為で今回300万程、菜の花まつり実行委員会補助金を上げさせていただきました。ご質問にあったとおり、今まではルーラル大潟が事務局の主となってその開催準備にあたってきた訳ですけれども、ルーラル側もこのたびのコロナ禍での宿泊客あるいは施設利用客の減少によって新たな対応が必要だということもあり、また職員をなかなか確保するのも難しいということで、そこに業務を割くのがなかなか厳しいという状況がありまして、その実務については今までは、要するに実行委員会内部でやっていたものですから、それは債務負担行為を取らなくても日々の仕事でやってきた訳ですけれども、そういったイベント開催にあたって今回、外注をしようというふうに考えております。外注をするにあたって実行委員会への補助金の交付決定をしておいて、実行委員会が外部のイベント会社さんと契約を結んでその準備にあたっていきたいということで、今回の債務負担行為を設定させていただきました。

なお、来年の開催の内容について、もうほぼほぼ決まっているのかということであれば、 それはイベント会社さんと契約した後に、来年どういった内容でやっていくかといったこ とを詰めていきたいというふうな流れになるということであります。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番:黒瀬友基議員】

すみません。ルーラル大潟の方で人員がなかなか割けないというお話だったと思うので すけれども、まず1点は、これは来年度だけではなくて今後も継続的にこのような形でや られることを考えておられるのでしょうかということが1点と、もう1点、来年度の内容 に関してイベント会社と話をしながらというお話だったので、最初はその実行委員会があ る程度企画を出して、それに対して例えば実際に動く部分をイベント会社等に委託する、 外部に委託する話かと思っていたのですけれども、ほぼ丸々を委託するという、企画から 全部委託するという形ですかね。であればこれ、実行委員会という形式の意味が体をなし ているのか。実行委員会が全部外に出してしまうので意味があるのかというのが1点気に なるところです。あともう1つ、そもそもがですね、ルーラル大潟、ホテル、温泉、道の 駅等の指定管理をされていると思うんですけれども、もちろん指定管理されている所をき ちんと運営するというのがそこの仕事だと思うのですけれども、村も出資して第三セクタ ーとしてやられているというのはですね、おそらくこれは村の観光を担うための組織、団 体、会社ではないのかなというふうに考えます。そう考えた時にですね、そこが村の中で 一番大きな観光イベントでもあるのかなと思う菜の花まつりの事務局を担えないというの は、その組織としての意味、村が出資している組織としての意味というのはどこまである のかなというところもあるのですけれども、その点どのようにお考えなのか。その3点で すね。今後も外部に出していくのかというのと、イベント会社が全て担うのであれば実行 委員会への補助金とすべきなのか、村が直接イベント会社に発注すべきではないのかとい う点と、あともう1点、そもそものルーラル大潟の役割という点、どのように考えている か。その3点、教えていただければと思います。

【議長:丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長:石川歳男】

黒瀬議員のご質問にお答えします。

今年、債務負担行為をとって準備を進めていくというのは初めてですけれども、おそらく、これははっきり言えないですけれども、4月20日前後くらいからの開催になりますので、やはり年度明けてからの予算執行となると時間がありませんから、イベント会社の協力を得ながらやっていくとなれば、今後も債務負担行為をとりながら前年度の契約をして準備を進めていくということが一番良い進め方なのではないかなというのがあります。

【6番:黒瀬友基議員】

すみません。その点に関していいですか。

【議長:丹野敏彦】

はい。

【6番:黒瀬友基議員】

来年度も債務負担行為をするかというよりは、来年度も実行委員会が担うのではなくて、 その大半をイベント会社に出そうと考えているのかという点をお聞きしたいのですけれど も。

【産業振興課長:石川歳男】

主催はあくまでも実行委員会なのですが、細かな仕事のいろいろな準備については外部 の手を借りたいというふうに思っております。

そうすれば実行委員会でやる意味があるのかということになりますけれども、開催期間中そのものは村全体にお客さんが来られるので、村全体で楽しめるような作りをしていく必要がありますから、やはり関係する部署については集まって実行委員会を組んで、各々やれることをやって盛り上げていこうということは必要なのではないかと思いますので、実行委員会は引き続き組織していきたいというふうに考えております。

3点目のルーラルの役割ということになりますけれども、もちろん黒瀬議員おっしゃるとおり、ルーラルは村の観光振興における非常に重要な組織であります。今でもその役割は十分担っていただいておりますが、その主なるものは主要観光施設の管理運営であります。今回の菜の花まつりは、村全体の中でも大きな観光イベントではありますけれども、ルーラルが村観光振興の全てを担うというのはやはり少し重荷なのかなと思いますので、村観光振興については、村が行政として実施できるところを実施して、ルーラルが三セクとしてやれるところはやってということで、やっぱり連携をとってお互い一緒にやっていくという姿勢で臨んでいくのが一番良いのかと思います。そういった意味で、ルーラルがあるから必ずルーラルの方がいいのではないかということではなくて、今現在、ルーラルも施設の管理運営の方が大分ウェイトを占めておりますので、村でできることは村でやって、お互いやっていけたらいいなということでありますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番:黒瀬友基議員】

先程、細かな仕事を外部へ依頼し、という話だったのですけれども、一番最初のイベントの内容に関してのところでいくとイベント会社が企画ということなので、やはり企画、結構大きい部分、ウェイトを占めるのではないかなと思っているので、そこ辺りがどういう整合性があるのかなと思うのですけれども、このイベント会社への委託に関しては、この実行委員会補助金として村としては支出されるので、であればイベント会社の選定ですとか、そこ辺りはどういう経緯で誰が行うのかというのを1点お聞かせいただければと思います。

もう1点が、観光振興の大半を担っていると個人的には思うのですが、担っていただき たいと考えているルーラル大潟ですけれども、今までも全員協議会などにおいても、その 改善計画等のお話があったので、関連して、そこの今の改善計画の方向性ですとか、そこ 辺りの進捗状況に関しては、できれば村長の方からその点を教えていただければと思いま すが、その2点を最後に教えていただければと思います。

【議長:丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【產業振興課長:石川歳男】

実行委員会の契約の問題ですけれども、これは、補助金として実行委員会に支出しますから、契約者は実行委員会とそれを担っていただくイベント会社ということになりますので、イベント会社の選定については実行委員会で行うということになろうかと思います。 以上です。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長: 髙橋浩人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

今、改善計画が、ホテル部門がまずできあがりまして、温泉と産直部門を今策定中でして、この12月議会が終わった後、14日、15日のあたりにルーラルの取締役会に提出する準備を進めているところであります。いずれ、なかなか厳しい業績と人員不足のようなこともありまして、今回、今までルーラルが担っていた部分も、特に繁忙期、連休中が一番忙しい時期なので、それぞれの施設での集客に集中したいということで、今回このような対応を取らざるを得ないということで、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

【6番:黒瀬友基議員】

終わります。

【議長:丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

5番、松本正明さん。

【5番:松本正明議員】

5番、松本正明です。

私の方からは2点お伺いします。

まず1点目が、コロナワクチンの接種事業についてお聞きします。

接種が、保健センターの方々、ボランティアの方々、看護師さんの方々、本当にスムーズに接種事業が行われているので非常に感謝しております。これに関してですね、接種を受けた場合には接種証明というアプリがございまして、直後には出ないですけれども、時

間が経つと接種証明が携帯でのアプリでも確認できると思います。これで私も県外に行った時に旅行支援を使った時に、接種証明ということで携帯アプリで提示して割引を受けられてということで、マイナンバーが必要で接種証明を確認できるのですが、これに関して、先般JAの方でマイナンバーの流出ということがありまして、窓口でお聞きした時に、マイナンバーを変更するのはその場ですぐできます、カードを発行するには約1ヶ月くらいかかると、これも一番最初に発行した時には1ヶ月くらいかかって届いたのですが、この接種証明等ですね、マイナンバーを変更した時に変更する前と変更した後が連結して、ちゃんとこの後できるのかどうかというのですね。まだ実際に正確な数は分かりませんが、大潟村においてJAの流出の件でマイナンバーを変更することを考えていらっしゃる方が何名か、もしくは何十名かいらっしゃると思うので、こういった機能も使っていった時に、接種証明等が引き続き正確に全部反映されるのかどうかということをちょっとお聞きしたいです。分からなければ分からないで対処しなければいけないかもしれないですけれども、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

【議長:丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長:北嶋 学】

松本議員の接種証明の関係と、マイナンバーの再発行の関係についてのご質問ですが、今紐付け的なものでマイナンバーと証明書のアプリと言いますか、連携されておりますので、書き換えが進めばこれまでの接種の証明というのは取れるかと思いますが、今ちょっと今回、固有名詞を出して申し訳ないのですけれども、JAさんの流出の関係もいろいろあって約60名程ですか、該当するという話も伺ってはおりますが、マイナンバーの変更される方も徐々には来ております。またその後ですね、一番最初に言いましたけれども、紐付けは可能だと思いますが、書き換えが進めば過去の証明等は取れるのではないかというふうには考えております。ただ、どちらにしても国の方で管轄しているものですので、こちらの方でははっきりとしたことは言えないとは思いますが、その点については後でまた国等に確認して、周知できれば周知していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【5番:松本正明議員】

いろいろな面で、旅行支援等とかで接種証明等、来年も旅行支援は割引はちょっと下がったとしてもまだ継続される可能性があると思いますので、そういったサービスでいろいろ、コロナが全て収まってしまえば必要ないかもしれないですけれど、証明書として使うことができるサービスがある限りは、そういったことでワクチン接種も進んでいけばいろ

いろなことでマイナンバーを変えなければいけない等、想定されることがあると思いますので、そこら辺を確認してスムーズにできるようにしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。

5ページの、今年の農産物の不作の件について、先程から何名か、このことでご質問されておりまして、個別的な対応というのをいろいろお話を聞きましたので理解はできましたが、以前にもですね、塩害等不作等あった時にですね、村単独としてやった事業というものはなかったのでしょうかということをまず1点、お聞きしたいと思います。

【議長:丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長:石川歳男】

松本議員のご質問にお答えします。

過去に災害、あれは平成15、16年だったですか、塩害があった時に行った対応は、資金 への利子補給であります。それ以外はなかったかと記憶しております。

以上です。

議長、すみません。

【議長:丹野敏彦】

どうぞ。

【產業振興課長:石川歳男】

すみません。もう1つ、住民税の減免、災害に応じて減免措置をとったという対応をとったようであります。

以上です。

【議長:丹野敏彦】

再質問ございますか。

松本正明さん。

【5番:松本正明議員】

分かりました。私の記憶している限りはその資金への利子補給ということがあったとお思いますが、今回は農協が無利子で貸し付けることを検討しているということで、その利子補給は農協が行うということで、過去の対応をみても利子補給もしくは住民税の減免、これでいったら住民税の減免、収入が多分、今年の不作によって申告をして明らかになると思いますが相当な減収等があると思いますし、端的に考えれば、利子補給をしていたことがあったそれ位の予算を使ってやった代わりに何かできる、今回利子補給は農協がやる、無利子で貸し付ける、利子補給した分の金額と前回災害があった時に住民に対してこうやってやれるということは、何かあるのではないかなと思います。これは何でかというと、先程皆さんが村長に対して質問していましたが、「農協がやります、収入保険はあるので

加入をしてください、これから国、県と強調して行います」、今のところ村として何かを するというメッセージが、やはりこれだけの不作になった時に、農家に対して村の基幹産 業である農業に対しての村としての寄り添い方というのが足りないなという印象があちこ ちから聞こえてきますし、協調して成果をあげるためにいろいろなことをこれからやりま すということになるかもしれませんが、やはりこれだけ不作だと、明らかに収量が足りな いということが早々に分かり、しかもこの低米価、燃料費の高騰、資材の高騰、機械等の 値上げ等々、これは本当に三重苦、四重苦と非常に、今までに単に減収だけでなくていろ いろな要素がここに最大重なってきているので、本当にトリプルパンチどころかもう本当 にKO寸前ぐらいまでいくのではないかという危機感をもう少し持って、村として大幅な金 額として補助しますということではなく、そういった少ないできることを早々と打ち出し てですね、農家に寄り添うということが私はもっと必要だと思います。今まで質問された 方々もそういったことで質問されたと思います。国と県と協調してということで最大限に した効率を使ってやるということであっても、それが今確定している訳でもないですし、 早めにこういったことは村が寄り添っていくということをしないとですね、村はこういう 時になっても何もしてくれないのだなとか、先般私も個人的に宮城県に行ったのですけれ ども、私たちの年代の仲間がもう何人も農業を辞める、もう離農したという方が、あんな に頑張っていたのにという方が結構いらっしゃいました。それぐらい若手の人ももう農業 を辞めていくという、当たり前に辞めていくという世界が本当にすぐ近くにあるのだなと いうのが、大潟村はそういうことをすぐ、この年齢で辞める、離農するということは考え られないかもしれないですけれども、何で辞めたんだろう、「いや、苦しいから辞めまし た」ってあっさり言われて、今やっている友達も「もうそろそろ辞めようかな」ってちょ っと悲壮感が漂っている中でやっぱりこの自治体としてできる、金額が多い少ないではな く、寄り添うということをもうちょっと強く言った方がいいと思うんですけれども、そこ をちょっとお願いします。

【議長:丹野敏彦】

髙橋村長。

【村長:髙橋浩人】

松本議員の質問にお答えします。

先程来いろいろ話をさせていただいたように、今実際に国で出てきた支援策、それもしっかり対策を講じないと農家に届かない、特に肥料高騰部分については、そういったものを確実に農家に行き渡るように事業者に周知し、今農家にも周知しているところです。また、農協とも情報交換をしながらということも含め、今どういう形が一番農家にとってより有効な方法かということでやろうとしております。先程も言ったように、畑作の種子支援についてはすでに今回上げさせていただきました。次におそらくあるであろうコロナ対策交付金を有効に活用すべく先程話をさせていただいたところです。ですので、次の議会

においては、そうした村としての支援内容を明確に示す形でしっかり対応をしていきたいと思っております。ただ、できる範囲も限られますので、特に気候変動による今回の災害は米価下落でナラシ対策では対応できませんので、繰り返しになりますが、収入保険への加入によるセーフティネットをしっかり農家が構築するということも大事な要素だと思っております。共にこうした厳しい時を乗り越えてしっかり次につなげていきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長: 丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【5番:松本正明議員】

いえ、終わります。

【議長:丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。

ほかに質疑ございませんか。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第81号から議案第90号までを、会議規則第39条の規定により、各常任委員会へ付託 することにご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認めます。

よって議案第81号から議案第90号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第12、陳情第6号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善の ため国に意見書提出を求める陳情」から、日程第18、陳情第12号「米余りを解消し、食料 自給率を高めるために水稲収穫量調査の基準見直しを求める陳情」までを、会議規則第37 条の規定により一括議題とします。

陳情第6号から陳情第12号については、会議規則第95条の規定により、お手元に配布しております「陳情等文書表」のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後0時05分)

令和4年第6回(12月)大潟村議会定例会【第6日目】

- **1. 開議日時** 令和 4 年12月13日 (火) 午後 3 時00分~午後 4 時38分
- 2.会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」
- 3. 出席した議員の氏名(敬称略)

2番 工藤 勝3番 三村敏子4番 菅原アキ子5番 松本正明6番 黒瀬友基7番 菅原史夫8番 戸部 誉9番 齊藤知視10番 川渕文雄

11番 石井雅樹 12番 丹野敏彦

計 11名

4. 欠席した議員の氏名(敬称略)

1番 山田照雄

計 1名

5. 説明のため出席した者の氏名(敬称略)

村 長 髙橋浩人 副村長 工藤敏行

教育長 北林 强

総務企画課長 薄井伯征 税務会計課長 伊東 寛 生活環境課長 近藤比成 福祉保健課長 北嶋 学

教 育 次 長 宮田雅人 農業委員会事務局長 澤井公子

- 6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美
- 7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕
- 8. 本日の会議に付した事件

議案第81号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例案

議案第83号 大潟村村税条例等の一部を改正する条例案

議案第84号 秋田県及び大潟村における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結 に関する協議について

議案第85号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案

議案第86号 令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案

議案第87号 令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案

議案第88号 令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案

- 議案第89号 令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案
- 議案第90号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案
- 陳情第6号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提 出を求める陳情
- 陳情第7号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げの ため国に意見書提出を求める陳情
- 陳情第8号 介護保険制度の改善を求める陳情書
- 陳情第9号 学校部活動の地域移行に関する陳情書
- 陳情第10号 「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書
- 陳情第11号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作り を求める陳情
- 陳情第12号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稲収穫量調査の基準見直し を求める陳情
- 意見書案第5号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書 案
- 意見書案第6号 医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の賃上げを 求める意見書案
- 意見書案第7号 学校部活動の地域移行に関する意見書案
- 意見書案第8号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書案
- 意見書案第9号 再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み 作りを求める意見書案
- 意見書案第10号 米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稲収穫量調査の基準見 直しを求める意見書案

議員派遣の件

- 9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし
- 10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長:丹野敏彦】

ただ今の出席議員数は、11名であります。

これより、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

会議規則第39条及び第95条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第77条及び第95条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第37条の規定により、日程第1、議案第81号から、日程第17、陳情第12号まで を、一括議題とします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました、議案第81号から議案第83号、議案第85号の関係部分、議案第86号から議案第88号、陳情第6号から陳情第9号についての審査の経過と結果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長からの報告の後で 採決いたします。

総務福祉教育委員長、5番、松本正明さん。

【総務福祉教育委員長:松本正明】

5番、松本正明です。

令和4年12月定例会において、総務福祉教育委員会に付託のありました議案について、 その審査の経過と結果について報告いたします。

議案の審査は、総務企画課から始まり・税務会計課・議会事務局・福祉保健課・教育委員会の順に行いました。

はじめに議案第81号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案」について、 当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「管理監督職務上限年齢対象職員について、 公務の運営に著しい支障が生ずる場合には1年単位で異動期間を延長し、継続して管理監 督職として勤務させることができるとのことだが、部署の異動によるものも含まれるの か。」との質問に、当局より「その職から退いた際に障害が起こり得る場合に管理監督職 として延長勤務させるので、部署の異動は想定していない。」との答弁でした。委員より 「例えば昭和37年生まれは61歳が定年退職、昭和38年生まれは62歳が定年退職で役職定年 はいずれも60歳という認識でよいか。」との質問に、当局より「そのとおりである。」と の答弁でした。委員より「役職定年後、一般職か短時間勤務職員かを選べるということ か。」との質問に、当局より「59歳になる年に制度を説明し、条例定数内の一般職として 常勤勤務職と同じ時間を働いていただくか、条例定数外として短時間勤務職員として働い ていただくかを選択してもらう。」との答弁でした。委員より「雇用側は退職まで雇わな ければならないということか。引き続き働いて初めて定年退職になると解釈してよいの か。」との質問に、当局より「基本的には職員が希望すれば雇わなければならないが、家 庭の事情等があれば短時間も選択できるということである。」との答弁でした。委員より 「自分の都合で定年前に退職する場合、退職手当の計算はどうなるのか。」との質問に、 当局より「退職手当については、60歳到達年度の給料月額を基本額として計算される。61 歳以降に家庭の都合等により退職する場合であっても、最も給料の高かった60歳時点の給 料を基準に計算される。」との答弁でした。委員より「暫定再任用規定については『でき る』規定になっているが、雇用主の裁量により決定できるという解釈でよいのか。」との 質問に、当局より「勤務実績等を考慮して決定することとなっている。」との答弁でした。 質疑を終結し、討論はなく採決に入り、議案第81号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」について、当局説明を受け審査に入り、質疑・討論はなく採決に入り、議 案第82号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号「大潟村村税条例等の一部を改正する条例案」について当局の説明を 受け質疑に入りました。委員より「先端設備とはどのような設備を示すのか。」との質問 に、当局より「設備投資により労働生産性の向上を図ることのできる設備のことであり、 他市町村の例だが、建設会社の重機など生産性向上を図ることができる機械が対象となっ ているようだ。なお事前に先端設備導入計画を市町村に提出し、認定を受けた設備のみが 対象となる。」との答弁でした。委員より「村で対象となる会社は脱炭素の会社というこ とか。」との質問に、当局より「まずこの特例の対象となる設備かどうかを申請事業者が 認定機関に対して事前に確認依頼を行い、要件に合致している旨の証明書を発行してもら う。その後、村に対して先端設備導入計画と申請書を提出し、村が計画認定を行ったもの が対象となる。」との答弁でした。委員より「農業法人も対象となるのか。」との質問に、 当局より「対象となる。」との答弁でした。委員より「この特例は国が新設したものか。 今までなかったのか。」との質問に、当局より「制度自体は平成30年からあった。」との 答弁でした。委員より「制度自体はあったが、村において該当するケースがなかったのか。 制度の要件に合う設備を導入していたのに、村においてこの特例が整備されていなかった ために受けられなかったということはないか。」との質問に、当局より「これまでこの特 例に該当するケースがあった可能性はあるが、別の特例で半島振興法があり、これは設備 を導入して初めて課税される年度について税率が10分の1になるので、カバーできると判 断していた。」との答弁でした。委員より「今回の特例は課税特例率がゼロで3年間継続 するということだが、事業者にとってはどちらにメリットがあるか。」との質問に、当局 より「特例率が大きいのはこの特例だが、先端設備導入計画が認定される必要があるので、 申請のハードルが上がる。そのためどちらの制度がよりメリットがあるか事業者が選択す ることになる。」との答弁でした。委員より「特定再生可能エネルギー設備に関する特例 について、特例率が3分の2から2分の1に見直されるとのことだが、これは税率が下が り事業者負担が小さくなるということか。また先端設備の特例において認定を受けられな かった設備について、特定再生可能エネルギー設備に関する特例を受けることは可能なの か。」との質問に、当局より「課税標準額に特例率を乗ずるので事業者負担は小さくなる。 また再生可能エネルギー設備に関する特例では、太陽、風力、地熱、バイオマスそれぞれ 出力規模に応じて改正している。これらは先端設備の認定を受けずとも対象になるため、 先端設備の特例より受けやすいものとなっている。」との答弁でした。委員より「先端設 備とは具体的に何が対象か。また従業員1人の企業でも対象か。」との質問に、当局より

「機械装置であれば取得価格が160万円以上で、販売開始時期が10年以内、工具であれば取得価格が30万円以上で販売期間が5年以内などの設備の種類に応じて要件が定められており、さらに認定機関の認定を受ける必要がある。従業員が1人でも対象であり、大企業は本制度の対象にはならない。」との答弁でした。委員より「例えば農業法人ではどのような設備が対象となるのか。」との質問に、当局より「具体的には色彩選別機などが対象になると考えられる。導入促進計画では、労働生産性が年平均で3%以上向上するものと定められており、単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率などの評価項目を認定機関が審査し、要件に合致しているかを認定することになる。」との答弁でした。委員より「個人事業主は対象になるのか。」との質問に、当局より「対象になる。」との答弁でした。委員より「設備の取得期限は。」との質問に、当局より「現状では令和5年3月31日までに取得したものと定められているが、延長の要望を行っている。」との答弁でした。質疑を終結し、討論はなく採決に入り、議案第83号は全会一致により原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第85号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明を受け審査に入りました。委員より「共済費について共済健保から共済組合に10月から移行したが、なぜ年度途中のこのタイミングで補正に計上するのか。また、費用的な負担の増減は。」との質問に、当局より「令和2年度の年金制度改正を機に地方公務員共済組合法が改正になり、今年の10月に移行することは事前に分かっていたが、共済組合に問い合わせたところ、どの費目を会計年度任用職員に適用するかはっきりしておらず、当初予算の段階で各課に割り振るのが難しい状態であった。正確な率と、どの費目が会計年度任用職員に適用されるか分かったのが今年の9月頃であったため補正予算での対応になった。会計年度任用職員の負担は同程度と認識している。」との答弁でした。

質疑を終結し、総務企画課・税務会計課・議会事務局の審議は終了しました。 次に、福祉保健課部門について報告いたします。

議案第85号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明を受け審査に入りました。委員より「潟っ子Babyギフト事業について、母子手帳交付時に5万円を支給するとのことだが、母子手帳は外国籍の人や仕事のため、たまたま夫婦で村におり出産した場合にも支給されるのか。」との質問に、当局より「要綱はこの後、国から示されるが、母子手帳をもらう要件としては、医師に診断をもらい母子手帳を交付された方で、母子手帳を交付された時に面談された方が今回交付対象となる。外国籍の方も母子手帳の交付対象となるはずであり、里帰り出産の方も住所を置いている市町村から交付される。」との答弁でした。委員より「潟っ子Babyギフト事業は伴走型の相談支援もあるとのことだが、予算的には妊娠子育て世帯給付事業にも相談支援はあると思う。この事業の相談支援の部分にも国からの支援はあるのか。国からの歳入はあるが、歳出は既存の相談支援に充てるということか。」との質問に、当局より「伴走型支援事業の補助となるが、補助対象

は面接する方の人件費や事務費等も対象となる。国の要綱がまだ示されていないことから予算には計上していない。既にネウボラ事業で同様の事業を実施しており、国の要綱が示されれば歳入部分で対応する。既に助産師の訪問事業で別の補助事業を使っているので、今後国の要綱が示されてから検討する。」との答弁でした。委員より「今回歳入に計上されていないとのことだが、事業を実施するにあたってネウボラ事業の相談支援の予算で賄えるので新たに事業が増えるのではなく、国の要綱が示されてから歳入予算をどう組み替えるかということか。」との質問に、当局より「ほとんどの事業がネウボラ事業でカバーできているが、国ではネウボラ事業では実施していない8か月前後での面談も推奨している。その部分についても既存の予算で賄える見込みだが、対応が必要であれば、今後補正予算で対応する形となる。」との答弁でした。委員より「障害者支援施設等物価高騰対策事業で、つくし苑は2か所の合計で31万5千円ということか。」との質問に、当局より「県より施設の定員70名と示されているので、それに基づき計上した。」との答弁でした。質疑を終結し、福祉保健課部門の審議は終了しました。

次に、議案第86号「令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、当局の説明を受け審査に入り、質疑・討論はなく採決に入り、議案第86号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、 当局の説明を受け審査に入り、質疑・討論はなく採決に入り、議案第87号は原案のとおり 可決すべきものと決しました。

次に、議案第88号「令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、 当局の説明を受け審査に入り、質疑・討論はなく採決に入り、議案第88号は原案のとおり 可決すべきものと決しました。

次に、教育委員会部門について報告いたします。

議案第85号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」について、当局の説明を受け審査に入りました。委員より「小中学校の光熱水費が当初予算の5割増し程度で、相当な増額になっているが。また来年度はどのくらいの見込みか。」との質問に、当局より「電気・ガス代については、東北電力のシミュレーションと過去のデータを活用しながら補正した。来年度予算に関しても今後検討するところである。」との答弁でした。委員より「小学校では当初予算は1千万ほどで、今回補正で400万程だが、いつ頃から上がり始めたのか。年度当初からなのか。」との質問に、当局より「電気使用量は昨年とほぼ同じ傾向であり、単価が極端に上がり始めたのは9月頃である。9月に行った東北電力のシミュレーションでは前年度比150%で、それ以降も130~150%が続いている。9月以降1.5倍の単価になるという見込みに基づいて今回補正を行った。ガス代についても同様である。」との答弁でした。委員より「光熱水費は全国的に高騰しているが、学校など人が多く集まる施設に対し、県などからの補助などはないのか。」との質問に、当局より「県から学校施設に対し

て現段階での補助は示されていない。国や県からの補助があるかは白紙の状態である。」との答弁でした。委員より「東北電力との契約内容は決まっているのか。契約を見直しても単価は変わらないのか。」との質問に、当局より「契約見直しのシミュレーションは行ってはいないが、今後も負担増が考えられる場合は見直しが必要かもしれない。」との答弁でした。委員より「干拓博物館の維持補修費において、窓ガラスが割れたものの補修で60万円か。」との質問に、当局より「飛び石による窓ガラスの破損の補修費は30万円である。その他に年度当初、男子トイレの便器が劣化し交換したことで30万円程かかった。当初予算の60万円が底をついたことで今後の必要経費として60万円を計上したところである。」との答弁でした。

質疑を終結し、教育委員会部門の審査は終了しました。

関係各課が入場後、再開し、討論はなく、議案第85号「令和4年度大潟村一般会計補正 予算案」の採決を行い、全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、陳情について報告いたします。

陳情第6号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情」の審査に入り、委員より「医療費の増大を考えれば簡単にはいかないと思うが、賛成。」との意見や「コロナ禍になってから医療現場の先端に従事される方のリスクに対し、収入がまだまだ足りないように見受けられる。給料を上げれば従事する人が増えるとは限らないが、抜本的に手を打たない限り人員の確保は難しいと思うので賛成。」との意見や、「資格を持っていても離職する方が結構いると思う。離職の理由は時間なのか収入なのかは定かではないが、有資格者の掘り出しを考えずにやみくもに人員確保というのもどうかと思うが、方向性はよいと思うので賛成。」との意見や、「過酷な労働状況の中、せっかく医師になっても結婚、出産で離職する女性医師も多いと聞く。人員が増えることにより過酷な労働状況も改善されると思う。安定した人員確保は賃上げすることによっても改善していくと思う。多く薬をもらいすぎている人への対策を改革していかなければ財政的にも大変だと思うが、賛成。」との意見や、「医療費等が国の負担となっているといわれる中で、処遇を改善し利用者の負担を軽減するとなると費用をどう賄うかと悩ましいところであるが、賛成。」との意見が出されました。

採決の結果、全会一致により採択することに決しました。

次に、陳情第7号「医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情」の審査に入り、委員より「何かしらの手を打たなければならないと思うので賛成であるが、全額国庫負担という文言は重い。」との意見や、「制度を抜本的に見直さなければならないという気がする。全体としては賛成だが、賃上げした分を全額国庫負担で賄うというところだけは他に文言がないものかと思う。」との意見や、「消費税を増額した時に福祉や介護部門などにもっと使われると思っていたが、その分が足りていないと思うので国の負担をもっと上げて賃上げするというこの陳情

に賛成。」との意見や、「全額国庫負担の『全額』を前面に出さず、『国が支援を行うこと』など、もう少し文言を考えた方がよいと思う。内容については賛成である。」との意見が出されました。

採決の結果、陳情第7号は全会一致により採択することに決しました。

次に、陳情第8号「介護保険制度の改善を求める陳情書」の審査に入り、委員より「改善していくべきだとは思うが、貸与することでコスト増となり給付費に跳ね返ってきている部分もあると思う。制度を改善していく話と事業者が求めるところは違ってくると思う。個々の項目全てには賛同しにくいと思うし、保険料が増大する中、全額公費負担も難しい。バランスをとりながら利用者の負担もしていく必要があると思う。」との意見や、「来年度に向けた通常国会の中で審議されていく段階であり、部会の中の話し合いの最中にあれがだめ、これがだめという意見書を国に提出するのは先走りのような気がする。今後国会で審議されれば再度陳情として上がってくると思うのでいったん採択しておいた方がいいと思う。」との意見や、「利用料2割、3割負担の対象拡大、要介護1、2のサービス削減、ケアプラン作成への自己負担導入となれば、介護サービスを使えなくなる人が増えると思うので賛成。」との意見や、「介護保険制度の改善は考えていかなければいけないが、この4つの改善ではない。よって不採択。」といった意見が出されました。

採決の結果、賛成少数により不採択とすることに決しました。

次に、陳情第9号「学校部活動の地域移行に関する陳情書」の審査に入り、委員より「部活動地域移行は今問題となっており、当事者の意見も聞きながら進めてほしいという意見と、教員の負担軽減ということで賛成。」との意見や、「学校部活動の地域移行という方向性で動いているので採択でよい。」といった意見が出されました。

採決の結果、賛成多数により採択することに決しました。

以上で、当委員会に付託のあった議案の審査経過と結果の報告といたします。

【議長:丹野敏彦】

ただいまの総務福祉教育委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。【なしの声】

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案第84号、議案第85号の関係部分、議案 第89号、議案第90号、陳情第10号から陳情第12号についての審査の経過と結果について、 生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、4番、菅原アキ子さん。

【生活産業委員長: 菅原アキ子】

4番、菅原アキ子です。

令和4年第6回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました議案

及び陳情について、その審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに、生活環境課部門から審査を行い、その後、当局が入れ替わって産業振興課、 農業委員会の産業部門の順に行いました。

議案第84号「秋田県及び大潟村における生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結 に関する協議について」、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「全県が 1つになって取り組むということで、会計等も全県一本になるのか。そうなった場合に村 の負担はどうなるのか。下水道の布設に関して村は100%であるが、県全体の平均は80%位 の状況だと思う。これから下水道の布設を進めていくと、広域市町村の負担になってしま うのではないか。」との質疑があり、当局より「現段階においては具体的な費用等の負担 について詳細は示されていない。各市町村から要望のあった事業に対して、一括して受け 付け、業者に発注することで費用が共通経費で賄われ、各市町村の負担が押さえられると 行政側にとってのメリットが示されている。設計や工事等、地元業者の仕事を圧迫するよ うなことにはならないような業務が想定されており、従来どおり入札で業者を決めるのも、 新会社に依頼するのも市町村側の判断になる。市町村側にとっては、設計の積算等の支援 をしてもらえるという選択肢が増えることになる。」との答弁でした。委員より「一般的 にいわれる協議が今までと違う表現になり、『締結について』という話が出てきた。今ま では、大潟村が必要な事業を独自で行っていたものを県が一括で行うという理解でよいか。 平成21年度から計画しているのに、本格運用が令和6年度ということだが、なぜこんなに 時間がかかるのか。」との質疑があり、当局より「村には元々専門職がいないので、この 組織に依頼して業務を行ってもらうことが多くなると思う。他の市町村では専門職を置い ているものの最近は人材不足になっているので、そのような事情により、新たな組織で一 括してやっていくことになる。協議会では、今回の事業だけではなく様々なことを協議し ており、その中の1つとなる。協約の締結は3月、会社設立が令和5年度内、本格運用が 令和6年度からである。県と市町村の協約の後に、民間会社の募集が行われ会社を立ち上 げて、実際に市町村が業務の依頼をかけて始まるとすれば予算取りをする必要もあるので、 開始が次の年度に持ち越されるなど、どうしても時間がかかってしまう。」との答弁でし た。委員より「県が一括して進める事業ではあるが、各市町村で事情が違うと思う。その 中で、パートナー事業者の公募は、各市町村それぞれが行うものなのか。パートナー事業 者は1社だけか。」との質疑があり、当局より「公募の手続きも県が行うことになる。全 県にわたるため、1社ではなく何社か入っての組織になるかと思う。」との答弁でした。 委員より「公募は県が行い、予算案は各自治体で違うと思うが、各自治体が予算案を議会 に提出して採決されて、認めるという認識でよろしいか。」との質疑があり、当局より 「そうです。会社に対する出資は村の場合、人口の割合で10万円程度の見込みである。そ れ以外に何がかかるのかについては委託する内容に応じて予算が発生することになる。」 との答弁でした。委員より「各自治体で行っていたことを県が一本化することによって、

メリットが大きいとの理解でよろしいか。」との質疑があり、当局より「はい、それでよいかと思う。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第84号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第85号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の生活環境課に関する部分 について、当局の説明を受けた後、審査に入りましたが、委員会からの質疑はありません でした。

産業振興課、農業委員会に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「農産物販路拡大推進事業の消耗品費について、エコバッグのデザインはどのように考えているか。デザインはいつからのものか。」との質疑があり、当局より「10月に行われた江東区民まつりで使用したものと同様のものを増刷する予定である。6年前に輸出促進協議会で作成したデザインで、今年度は色を変え灰色にした。」との答弁でした。委員より「債務負担行為の桜と菜の花まつりの実行委員会補助金について、どの部分に関して外注するのか。露店について実行委員会で取りまとめを行うのか。」との質疑があり、当局より「委託によって外注する部分としては、ホテル前の菜の花会場でミニ電車を走らせるなどの一部業務と考えている。菜の花まつり会場全体のレイアウトは実行委員会で検討する。業務委託する部分として、キッチンカー出店の呼びかけなどを現在想定しているが、なるべく多くの人に出店してもらいたいと考えているため、ホテルや温泉で関われる部分について実行委員会で協議していきたい。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第85号「令和4年度大潟村一般会計補正 予算案」のうち、当生活産業委員会に関係する部分については、全会一致により原案のと おり可決すべきものと決しました。

続いて議案第89号「令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「南の橋の導水管を工事する際は、送水を停止するのか。」との質疑があり、当局より「1日7時間程度、生活に影響の少ない時間帯に送水を停止する予定としている。」との答弁でした。委員より「光熱費が増額されているが、水道料金に反映されることはあるか。水道を多く使用する家庭と、少量しか使用しない家庭で不公平感が生じるように感じる。また、事業所などでは家庭よりも多くの水を使用するため、光熱費が高くなるように感じるが、光熱費の負担を全て村で負担するのか。」との質疑があり、当局より「水道使用量は使用料金に反映されるため、不公平は生じないものと考えている。また使用量が増えた場合は村の収入が増える。増えた分にかかる電気代と比較しても収入の方が上回ると思われるので、この場合は村の負担が増える訳ではないと考えている。参考までに、村の水道料金は10㎡までを基本水量として基本料金が設定され、以降1㎡ごとに超過料金が設定されている。家庭用で1㎡197円、営業団体用で1㎡238円となっている。」との答弁でした。委員より「南の橋の導水管工事の完成時期

はいつ頃か。工事が遅れた場合は繰越となるのか。」との質疑があり、当局より「予算の承認をいただいた後、速やかに入札を行う予定であり、完成は来年3月上旬となる予定である。部材が入ってくるのに長くても2か月程度と言われている。部材が揃えば、工事自体は2日間程度で終了するため、繰越にはならないものと考えている。」との答弁でした。委員より、今回の工事概要と使用する部材についての質疑があり、当局より「空気弁の交換と導水管を覆っている保温材のまき直しが主なものとなっている。施工箇所が橋の側面となるため、作業時は橋梁点検車輌が必要であり、借り上げには1日約50万円程度かかると聞いている。」との答弁でした。委員より「今回の工事箇所を含め、これまで点検や修理を行った実績はあるか。また、耐用年数はどの程度か。」との質疑があり、当局より「橋梁にかかる導水管を含め、取水場から浄水場まで原水を導水する管の点検等を行った実績はないものと認識しており、数年前に今回の箇所とは異なる場所が結露し、保温材が腐食していたことから修繕したという実績がある。今回新たに設置する保温材はステンレス製を予定しており、50年程度の耐久性があると伺っている。」との答弁でした。委員より「空気弁は何か所あるのか。他の空気弁についても点検する必要があるのではない

ス製を予定しており、50年程度の耐久性があると何っている。」との答弁でした。委員より「空気弁は何か所あるのか。他の空気弁についても点検する必要があるのではないか。」との質疑があり、当局より「南の橋には3か所の空気弁が設置されており、その他に取水場から浄水場までのルート上に不定間隔で設置されている。今回は南部排水機場の職員が巡回をした際に偶然発見したものであり、導水関連設備に関しては設置からだいぶ年数が経過しているので、状態などの調査を検討していかなければならないと考えている。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第89号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第90号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「水位計が故障した原因は判明しているのか。故障はどのようにして分かったのか。」との質疑があり、当局より「正確な原因は分からないが、経年劣化が原因であると思われる。本来は水位が上昇するとポンプが稼働し、低下すると自動で停止するが、今回は水位が下がってもポンプが止まらない状況となっていた。業者に調べてもらった結果、水位センサーが誤作動していることが分かり異常と判明した。」との答弁でした。委員より「加熱により異常停止となると、ポンプ等にも影響はないか。」との質疑があり、当局より「業者にポンプの状態等も調べてもらったが、特段問題はなく、水位計の交換と基盤を再調整すれば正常になるとのことである。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第90号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情についてご報告いたします。

陳情第10号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを

求める陳情書」については、委員より「この制度は、実態がはっきりと分からないところがあるので、時間的余裕と国民が納得する説明があってからでも遅くないと思うので、採択でよいと思う。」等の意見があり、採決の結果、陳情第10号は賛成多数により採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第11号「再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情」については、委員より「地元の利益となっていると感じないので賛成である。」との意見や、「陳情は人口減少の歯止めをかける仕組み作りと謳っているが、内容を見るとそのような記載が見受けられないので反対である。」との意見や、「議件名と陳情内容が違っており、理解が難しいため反対である。」との意見や、「風力発電機の設置等により景観を損ねている割に地元への還元の実感がないので、賛成である。」との意見がありました。

採決に入りましたが、可否同数であったため、委員会条例第15条の規定により委員長裁 決により、採択すべきものと決定いたしました。

続いて、陳情第12号「米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稲収穫量調査の基準見直しを求める陳情」については、委員より「私は採択でよい。ふるい目幅1.7mmを使用する農家は全国の0.2%ほどで、実際の収穫量が統計値よりも少なくなってしまうことや、農業共済水稲被害判定や水稲作況指数が都道府県によってあまりにもバラバラ過ぎるため、規格を統一して共通認識を持つ必要があると感じる。」との意見や、「米の品種が関係しているのかは分からないが、ふるいの使用目幅がこれだけ地域によって異なるというのはどうかと思う。全国一律に合わせて、どこの農家でも同じ基準にしてほしいと思うので、採択したい。」との意見や、「私自身もふるい目幅1.85mm使用のものを収量として認識しているため、1.7mmを基準として収量を求めていることに違和感がある。採択でよい。」との意見や、「私も採択でよい。網目を0.5mm広くすると収量が0.2%減少するため、1.7mmを1.8mmにすると0.4%収量が減ることになる。そういったことからも、時代に合わせて最低でも1.75mm、あるいは1.8mmという基準を国に定めてほしい。」等の意見があり、採決の結果、陳情第12号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上、当生活産業委員会に付託のありました議案及び陳情についての審査の経過と結果 について、生活産業委員長報告といたします。

【議長:丹野敏彦】

ただいまの生活産業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。【なしの声】

質疑を終結いたします。

以上で、各委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。【反対討論なし】

次に、賛成の方の発言を許します。【賛成討論なし】

ほかに討論ございませんか。【なしの声】

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は挙手により行います。

総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第81号「職員の定年等に関する条例の 一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。 挙手多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第82号「地方公務員法の一部を 改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案」について、委員長報告のとお り原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第83号「大潟村村税条例等の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。 挙手多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第84号「秋田県及び大潟村における 生活排水処理事業の運営に係る連携協約の締結に関する協議について」、委員長報告のと おり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育並びに生活産業両委員長より報告のありました、議案第85号「令和 4年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手 を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第86号「令和4年度大潟村診療 所特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。 挙手多数であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第87号「令和4年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第88号「令和4年度大潟村介護 サービス事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手 を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第89号「令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第90号「令和4年度大潟村公共下水 道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求め ます。

挙手多数であります。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第6号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善のため国に意見書提出を求める陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第6号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第7号「医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の大幅賃上げのため国に意見書提出を求める陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第7号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第8号「介護保険制度の改善を 求める陳情書」について、先ほどの委員長報告は不採択でした。

採決いたします。

陳情第8号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第8号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第9号「学校部活動の地域移行に関する陳情書」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第9号は採択することに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、陳情第10号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第10号は採択することに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、陳情第11号「再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

暫時、休憩いたします。

(午後3時54分)

(午後3時57分)

再開いたします。

陳情第11号「再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める陳情」は、可否同数であります。従って、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対し裁決します。

陳情第11号については、議長は採択と裁決します。

よって、陳情第11号は採択することに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、陳情第12号「米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稲収穫量調査の基準見直しを求める陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第12号は採択することに決定いたしました。

次に、日程第18、意見書案第5号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

5番、松本正明さん。

【5番:松本正明議員】

5番、松本正明です。

意見書案第5号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第5号

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案 上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年12月13日提出

提出者 大潟村議会議員 松本 正明 賛成者 大潟村議会議員 黒瀬 友基 賛成者 大潟村議会議員 三村 敏子 賛成者 大潟村議会議員 菅原 史夫 賛成者 大潟村議会議員 戸部 誉 賛成者 大潟村議会議員 石井 雅樹

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書案

新型コロナウイルス感染の拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となりました。これは、感染対策の遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医療や看護師、介護職員や保健師の不足が根本的な原因です。人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD平均以下の看護師の賃金収入など、ケア労働者の処遇改善は待ったなしの状況にあり、16時間を連続で働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するために、労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。

毎年のように発生している自然災害時の対応や、新たな感染症に備えるためにも、平常時から、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求めます。

記

- 1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準 を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア 労働者の賃上げを支援すること。
- 2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - ②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - ③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 4. 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 4 年12月13日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

 内閣総理大臣
 岸田
 文雄
 様

 厚生労働大臣
 加藤
 勝信
 様

 財務大臣
 鈴木
 俊一
 様

 総務大臣
 松本
 剛明
 様

以上です。

【議長:丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。(なしの声)

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、意見書案第6号「医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての 労働者の賃上げを求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

5番、松本正明さん。

【5番:松本正明議員】

5番、松本正明です。

意見書案第6号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第6号

医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の 賃上げを求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。 令和4年12月13日提出

> 提出者 大潟村議会議員 松本 正明 賛成者 大潟村議会議員 黒瀬 友基 賛成者 大潟村議会議員 三村 敏子

賛成者大潟村議会議員菅原史夫賛成者大潟村議会議員戸部誉賛成者大潟村議会議員石井雅樹

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

医療・介護・保育・福祉などの職場で働くすべての労働者の 賃上げを求める意見書案

新型コロナの感染拡大から2年以上が過ぎ、医療提供体制や保健衛生行政の強化と国民生活への支援・補償は、まさに喫緊の課題です。感染が拡大し「医療崩壊」が現実となった背景には、効率優先の医療提供体制の再編・縮小や、医療従事者の抑制政策、感染症対策の要となる保健所を減らしてきた日本の医療・社会保障政策の誤りがあり、そのことが医療現場に多大な混乱と苦難をもたらし、国民のいのちを危うくしています。

政府は、看護師、介護士、保育士などのケア労働者の賃金引き上げを行うことを明らかに しましたが、示された額や範囲は低額かつ限定的であり賃金改善を実感できる水準ではあ りませんでした。

国民のいのちと健康を守っている、すべての医療機関や介護事業所と、そこで働くすべての労働者の労働環境を抜本的に改善させる対策が急務です。医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者の賃金を改善できる予算措置が必要ではないでしょうか。

記

- 1. 医療・介護・保育・福祉などの現場で働くすべての労働者を対象とした賃上げ補助のため、事業所や施設に対し国が支援を行うこと。
- 2.介護・保育・福祉などの現場で働く労働者の所定内賃金を、全産業平均の水準になるよう対策を講じること。
- 3. 医療の現場で働く労働者の賃金については、OECD平均以上の水準になるよう対策を 講じること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 4 年12月13日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

内閣総理大臣 岸田 文雄 様厚生労働大臣 加藤 勝信 様財務大臣 鈴木 俊一 様総務大臣 松本 剛明 様

以上です。

【議長:丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。【なしの声】

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第6号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、意見書案第7号「学校部活動の地域移行に関する意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

5番、松本正明さん。

【5番:松本正明議員】

5番、松本正明です。

意見書案第7号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第7号

学校部活動の地域移行に関する意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。 令和4年12月13日提出

> 提出者 大潟村議会議員 松本 正明 賛成者 大潟村議会議員 黒瀬 友基 賛成者 大潟村議会議員 三村 敏子 賛成者 大潟村議会議員 菅原 史夫 賛成者 大潟村議会議員 石井 雅樹

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

学校部活動の地域移行に関する意見書案

先般、スポーツ庁と文化庁の有識者会議は、持続可能な部活動と教職員の働き方改革に 対応するため、公立中学校の休日の部活動を皮切りに、令和7年度を目処に段階的な「地 域移行」を実施する内容の提言をまとめました。

スポーツ庁の有識者会議の提言後まもなく、全国市長会は『運動部活動の地域移行に関する緊急意見』を取りまとめ、多くの自治体に広がっている懸念の声に応えるよう、国の責任、移行期間、部活動の教育的意義、費用負担のあり方、スポーツ団体等の整備充実、

スポーツ指導者等の人材の確保、保険のあり方などに関する具体的な項目を挙げ、政府に 措置を求めました。

日本の教職員の長時間労働の実態は世界的に見ても異常であり、早急な対応が求められることからも、この度の「地域移行」は一つの選択肢としては理解します。しかし、国は、これまで部活動を学校教育の一環である教育活動として位置付けてきました。それは、生徒の自主的な活動である部活動が、教育基本法が教育の目的として定める「人格の完成」において重要な取り組みだからです。

本議会は、全国市長会の緊急意見書に賛同の意を表明すると共に、文化系部活動に関しても同様の措置を求めると同時に、国において、下記事項について特段の措置を求めます。

記

- 1. 部活動の地域移行は、地域の実情に合わせた実施を進め、当事者である子ども、教職員、保護者、関係団体等の意見を十分に聞いて実施すること。
- 2. 学校教育の一環である部活動を「人格の完成」を目標とすることと位置づけ、教職員の負担軽減につながるよう、部活動を含む教員のすべての業務を勤務時間内に収める取り組みも推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年12月13日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長細田博之様参議院議長尾辻秀久様内閣総理大臣岸田文雄様文部科学大臣永岡桂子様財務大臣鈴木俊一様スポーツ庁長官室伏広治様文化庁長官都倉俊一様

以上です。

【議長:丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。【なしの声】

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第7号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、意見書案第8号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書 案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

4番、菅原アキ子さん。

【4番:菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

意見書案第8号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第8号

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。 令和4年12月13日提出

> 提出者 大潟村議会議員 菅原アキ子 賛成者 大潟村議会議員 工藤 勝 賛成者 大潟村議会議員 齊藤 知視

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書案

コロナ禍や緊急な円安、物価上昇、ウクライナ危機が日本経済に影響を与える中、2023 年10月からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が実施されようとしています。

インボイス制度が実施されれば、地域経済を担う中小業者、農業者やフリーランス、シルバー人材センターなど多くの事業者にとって消費税負担を強いることになります。また、消費税の免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があります。

インボイス制度は、コロナ禍から再起をはかる事業者に重い足かせとなります。また財務省が試算するように実施されれば、新たに2480億円の消費税収が増え、これは全て消費者の負担になります。このようなインボイス制度については、多くの業界団体や税理士団体なども「中止」「凍結」を求めています。

以上の趣旨により、下記の事項について意見書を提出します。

記

1. インボイス制度については、緊急策として実施の延期をすること。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

令和 4 年12月13日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

 内閣総理大臣
 岸田
 文雄
 様

 内閣官房長官
 松野
 博一
 様

 総務大臣
 松本
 剛明
 様

 財務大臣
 鈴木
 俊一
 様

以上です。

【議長:丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。【なしの声】

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第8号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、意見書案第9号「再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける仕組み作りを求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

4番、菅原アキ子さん。

【4番:菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

意見書案第9号について、意見書案を読み上げて提案に代えさせていただきます。

意見書案第9号

再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける 仕組み作りを求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。 令和4年12月13日提出

> 提出者 大潟村議会議員 菅原アキ子 賛成者 大潟村議会議員 齊藤 知視

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

再生可能エネルギーを使った地方の人口減少に歯止めをかける

仕組み作りを求める意見書案

毎年のように発生する酷暑や集中豪雨。地球温暖化の影響によるこうした異常気象は、日本列島のみならず世界的に常態化しつつあります。もはや温暖化防止対策は待ったなしとなっており、再生可能エネルギーには大きな期待が持たれています。国は、本県沖の日本海などを洋上風力発電の「有望地域」に指定し計画が進んでいるところです。資源の少ないわが国にとって再エネは、エネルギーの地産地消を可能にし、有益であり推進するべきものと考えます。

その一方で、次のような課題も残されています。①経済波及効果について、秋田経済研究所が「県内企業が下請けの仕事を引き受けても経済波及にあまり広がりはない」と分析しているように、県内への経済効果は期待されるほど大きくないと考えられています。②本県沖の計画は離岸距離が1.5~2.0kmですが、英国やドイツ、オランダなどでは海岸から12海里(22.2km)以上離す例が多く、それと比べて極端に陸地に近く、「夕日が沈む日本海」の景観が大きく変化することになります。

地域住民の意向が尊重され、これらの諸課題が解消されるよう、また県内への経済効果が最大化されるように推進していただき、県民が納得できる計画に見直した上で、再エネが日本経済復活の起爆剤となるよう、「秋田モデル」をつくっていただきたく、下記について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

記

- 1. 県内への経済効果を最大化するため、県民が発電所の株主になる仕組みを作ること。
- 2. 再エネを使い、地方ほど「安い電力」を供給できる仕組みを作ること。
- 3. 離岸距離をできるだけ長くとること。

令和4年12月13日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 細田 博之 様 参議院議長 尾辻 秀久 様 内閣総理大臣 岸田 文雄 様 経済産業大臣 西村 康稔 様 国土交通大臣 斉藤 鉄夫 様 秋田県知事 佐竹 敬久 様

以上です。

【議長:丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。【なしの声】

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第9号について、賛成の方の挙手を求めます。

可否同数であります。従って、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対し裁決します。

意見書案第9号については、議長が採択と裁決します。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、意見書案第10号「米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稲収穫量調査の基準見直しを求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

4番、菅原アキ子さん。

【4番:菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

意見書案第10号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第10号

米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稲収穫量調査の 基準見直しを求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。 令和4年12月13日提出

> 提出者 大潟村議会議員 菅原アキ子 賛成者 大潟村議会議員 工藤 勝 賛成者 大潟村議会議員 齊藤 知視 賛成者 大潟村議会議員 川渕 文雄

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

米余りを解消し、食料自給率を高めるために水稲収穫量調査の 基準見直しを求める意見書案

ロシアによるウクライナ侵攻以後、エネルギーや穀物など輸入に頼る物資が軒並み値上がりし、その一方で米価は、今年わずかに上向いたものの依然として低価格が続いています。このため、主食用米から加工用米や新規需要米に用途変更を進めてきたところですが、そうした中、農水省が11月9日に公表した水稲予想収穫量(10月25日現在)は、本県の作況指数が全国で最も低い95(県北と県央は94、県南97)となり、10a当たり予想収穫量も前年産を37kg下回る554kg(県北530kg、県央548kg、県南571kg)と厳しい状況でした。

ところが、実際の農家の収穫量はこれよりもさらに少ないと思われます。なぜなら、上記予想収穫量は選別ふるい目幅1.70mmを基準にして求めたものですが、1.7ミリを使用する農家は全国でわずか0.2%しかいなく、多くの農家がより大きな1.85~1.9ミリのふるいを使用しているのが実情です。このため統計値が実際よりも大きくなっており、実態を反映した統計値にすることは米政策の基幹統計として重要であると同時に、米余りの解消にもなり、また食料自給率の向上にもつながるなど大きなメリットがあります。

このため、以下について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

記

- 1. 「水稲収穫量調査」の基準値を「水稲作況指数」「水稲農業共済」に揃えること
- 2. 飼料用米にはくず米 (ふるい下米) を優先的に仕向けること
- 3. くず米の定義「特定米穀」を復活させ一般米と区別すること

令和 4 年12月13日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 細田 博之 様

参議院議長 尾辻 秀久 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

農林水産大臣 野村 哲郎 様

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全) 河野 太郎 様

以上です。

【議長:丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。【なしの声】

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第10号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24「議員派遣の件」についてを議題といたします。

お手元に配付しております「議員派遣の件」については、地方自治法第100条第13項及び 会議規則第129条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。

「議員派遣の件」について、配付資料のとおり派遣することにご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議なしと認め、「議員派遣の件」については、配布資料のとおり派遣することに決定 いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に、今後、変更を要する場合は、取り扱いを 議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【異議なしの声】

異議なしと認め、よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第6回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後4時38分)